

笑顔で健康に暮らせるまち
海と緑に包まれた快適空間・ひだか



日高町

・第6次・
長期総合計画
後期基本計画

・第3期・
総合戦略

～日高町～
・第6次・長期総合計画後期基本計画
・第3期・総合戦略



はじめに

本町では、令和3年3月に「第6次日高町長期総合計画」を策定し、町の将来像として「笑顔で健康に暮らせるまち 海と緑に包まれた快適空間・ひだか」を掲げ、各施策を展開し、前期基本計画の期間である5カ年が経過したところでございます。



全国的に少子高齢化及び人口減少社会が進行する中、本町は現時点においては人口を維持している状況でございます。しかし、近い将来、本町の人口動態は転換期を迎えるのではないかと考えており、持続性のある町とすべく、長期的な視点での計画的な町政運営がこれまで以上に求められます。

このたび策定した本計画は、第6次日高町長期総合計画後期基本計画に第3期日高町総合戦略を包含したものであり、総合的かつ計画的な町政運営を目的とした町の最上位計画という位置づけのもと、町の持続性を向上させるため、全ての施策においてSDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れました。

また、本町が目指す将来像の実現に向けた施策の具体的な方向性を明らかにし、単なる理念にとどまることのない、実効性の高い計画として策定しております。

この計画を実現するためには、行政による取組だけではなく、町民の皆様や関係機関・団体の皆様との連携・協働が不可欠でありますので、ともに取り組んでいただければ幸いです。

結びに、本計画の策定にあたり、日高町地方創生有識者会議の委員をはじめ、町民アンケート及びパブリックコメントを通じて貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様に、心より感謝申し上げます。

令和8年3月

日高町長 松本秀司



目次 Contents

序論..... 1

1. 計画策定の趣旨..... 2

2. 時代の潮流と国の動向..... 3

3. 計画の位置づけと期間..... 5

4. 第6次日高町長期総合計画の基本構想（概要）..... 6

5. 目標人口の設定..... 8

6. 計画の進捗管理..... 9

後期基本計画..... 11

後期基本計画の見方について..... 12

政策目標1 安全・安心・快適に暮らせる日高

① 消防・防災..... 14

② 交通安全・防犯・消費者対策..... 16

③ 環境保全..... 18

④ ごみ処理等環境衛生..... 20

⑤ 上・下水道..... 22

⑥ 公園・緑地..... 24

政策目標2 子育てしやすく健康で長生きできる日高

① 子育て支援..... 26

② 保健・医療..... 28

③ 高齢者支援..... 30

④ 障がい者支援..... 32

⑤ 地域福祉..... 34

⑥ 国民健康保険・国民年金等..... 36

政策目標3 人と文化がかがやく日高

① 学校教育..... 38

② 生涯学習..... 40

③ スポーツ..... 42

④ 文化芸術..... 44

⑤ 青少年健全育成..... 46

⑥ 国内・国際交流..... 48

政策目標4 豊かで活力に満ちた日高

① 農林業..... 50

② 水産業..... 52

③ 商工業..... 54

④ 観光・交流..... 56

⑤ 雇用対策..... 58

政策目標5 未来への基盤が整った日高

① 土地利用..... 60

② 住宅・定住・移住..... 62

③ 道路・公共交通..... 64

④ 情報化・技術革新..... 66

政策目標6 力をあわせてつくる日高

① 人権尊重..... 68

② 男女共同参画..... 70

③ コミュニティ..... 72

④ 町民参画・協働..... 74

⑤ 行財政運営..... 76



資料編..... 79

1. データから見る町の概況..... 80

2. 計画策定のためのアンケート結果（概要）..... 98

3. 日高町地方創生有識者会議設置要綱..... 114

4. 日高町地方創生有識者会議委員名簿..... 115

5. 日高町総合計画策定委員会設置に関する要綱..... 116

6. 日高町総合計画策定委員会名簿..... 117

7. 策定の経緯..... 118



序論

Hidaka Town

1. 計画策定の趣旨

本町では、これから進むべき方向とあるべき姿についての基本的な指針として、町の将来像を示し、総合的かつ計画的な町政の運営を図る最上位計画である「総合計画」を策定し、国や県の動向も注視しながら、それぞれの時代や社会の潮流に合った形で施策・事業を推進しています。このため、令和3年3月に「第6次日高町長期総合計画前期基本計画」（以下「前総合計画」という。）を策定するとともに、様々な施策・事業に取り組んできました。

また、国においては、地方創生を促すため、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成26年12月に策定しました。これ以降、国の動向を踏まえ、全国の自治体においても地方版の「人口ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されています。このため、令和2年3月に「第2期まち・ひと・しごと創生日高町総合戦略」（以下「前総合戦略」という。）を策定するとともに、地方創生に資する様々な施策・事業に取り組んできました。

前総合計画及び前総合戦略の策定以降、世界は様々な面で一層グローバル化が進むとともに、情報通信技術についてはスマートフォンやAIの普及等、社会全体の高度化やデジタル化、ライフスタイルの多様化が進みました。その一方、令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延は医療や経済に深刻な状況をもたらし、令和4年2月に始まったロシアのウクライナ侵攻等はいずれも収束するか予想できず、世界に大きな打撃と分断を生んでいます。現在、我が国ではポストコロナや世界の不安定な情勢を踏まえつつ、観光関連産業における全国的な観光誘客活動や、テレワーク・二地域居住^{*1}等による多様な勤務形態の推奨、あらゆる業種における人材確保等、経済活動を継続できるよう様々な取組が進められています。

令和6年から令和7年にかけて、国は「地方創生2.0」を掲げ、人口減少を正面から受け止めつつ、地方創生を目指す新たな方向性を示しました。具体的には、若者や女性にも選ばれる地域づくり、異なる要素の連携と「新結合」、AI・デジタル等の新技術の社会実装、都市と地方の共生関係の強化と人材循環の促進、好事例の普遍化（点から面へ）等を基本姿勢として、政策の5本柱（生活環境の創生、稼ぐ力の向上、人・企業の地方分散、新時代インフラとデジタル活用、広域リージョン連携^{*2}）を総合的に推進することが示されています。そして、国は地方創生2.0の基本姿勢を踏襲し、「地方創生に関する総合戦略」を令和7年12月23日に閣議決定しました。これにより、これまでの地方創生の取組をフォローアップするとともに、地方創生施策の推進戦略を取りまとめ、「強い経済」「豊かな生活環境」「選ばれる地方」の実現を目指す今後の方向性を示しました。

このような流れを踏まえて、本町におけるこれまでの取組状況等を精査したうえで、時代や社会の潮流に沿った持続可能なまちを住民とともに築くことができるよう、基本計画内に「第3期日高町総合戦略」を包含した「第6次日高町長期総合計画後期基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

*1 「二地域居住」：主な生活拠点とは別の地域に生活拠点を設ける暮らし方。地方振興として国が推奨している。

*2 「広域リージョン連携」：複数の都道府県や市町村で、地方公共団体、企業、大学、研究機関等が協力して、地域の課題に取り組む新たな枠組み。広域リージョンに参画する各主体は、共同で広域リージョン連携宣言を行い、広域リージョン連携ビジョンを策定し、当該ビジョンに基づき、地域の成長やイノベーションの創出につながる複数のプロジェクトに連携して持続的に取り組む。

2. 時代の潮流と国の動向

社会経済や地域を取り巻く環境は大きく変化していることから、次のような時代の潮流や国の動向に沿った対応が求められます。

① 人口減少社会への対応と地方創生の取組

今後、国全体で少子高齢化が一層進むとともに、生産年齢人口の減少、社会保障費の増大、福祉サービスの需要増加と供給不足等、様々な課題が懸念されています。

このような状況を踏まえ、国においては人口減少を正面から受け止め、これまでの地方創生における成果と反省を踏まえつつ、強く豊かな地方の実現を目指す取組を「地方創生2.0」と位置づけて取組を進めています。引き続き、国が主導する中で、デジタル技術活用による農林水産業や観光産業等の高付加価値化、地方移住や関係人口の創出、日常生活に不可欠なサービスの維持向上等が一層推進され、新たな価値やサービスが生み出される社会の実現に向けた動きが進められます。

② 自然災害への備え

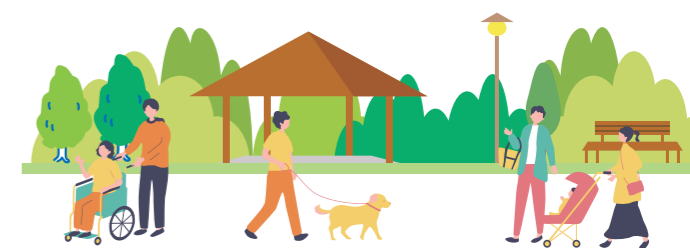
南海トラフ巨大地震をはじめとする地震対策や、風水害等の自然災害に対応するため、防災・減災対策の充実が求められています。このため、各自治体においては、過去の災害を教訓としたインフラの強化、住民の防災意識の向上、要支援者への避難支援体制の構築等が全国的な課題となっています。

③ 環境問題への対応

温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーについては、太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマス等の取組が広がっています。個人レベルにおいても、太陽光パネルの設置、電動車の購入、ゴミ減量やリサイクルへの取組等により、環境に優しいライフスタイルを実践する人々の割合が増えてきています。このため、再生可能エネルギーの推進や循環型社会の構築等、地域特性を生かした環境政策の展開が求められています。

④ 公共施設等の維持管理

高度経済成長期に整備された公共インフラの老朽化が進み、維持管理・更新費用の増大が課題となっています。このため、全国の自治体においては、人口減少を見据えた公共施設の最適配置や長寿命化、効率的な維持管理が求められており、施設の複合化、統廃合、民間活力の導入等の検討が進められています。



⑤ 地域共生社会に向けた取組

社会情勢や生活環境の変化によりライフスタイルや価値観が多様化する中で、各世帯や一人ひとりが抱える課題も複雑化・複合化してきています。これらの課題に対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスに加えて、地域住民や地域活動団体等と協働して地域全体で課題の解決に向けた取組を進めることが求められています。このため、全国の自治体においては、地域住民同士の助け合い・支え合いによる生活の質の向上と、全ての人が安全・安心に住み続けられる地域づくりが進められています。

⑥ ウェルビーイングに関する取組

「ウェルビーイング（Well-being）」とは、身体的、精神的、社会的に、良好な状態になること（幸福感）を意味する概念です。昭和23年のWHO（世界保健機関）の憲章前文に「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされた状態にあることをいいます」と既に記載されており、このことが現代において再注目されています。

我が国の人口減少社会において、一人ひとりが多様な幸せを実現する社会を目指すことが重要という観点から、大手民間企業や全国の自治体等においてウェルビーイングに関する周知・普及が進められています。

⑦ SDGs に関する取組

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsに関する取組は、全ての人々にとって住みやすく持続可能な未来を築くための青写真ともいえます。我が国においてもSDGsに関する取組は既に様々な場面で浸透してきています。このため、全国の自治体においても誰一人取り残さない社会の実現のために、持続可能な取組を推進していくことが求められています。

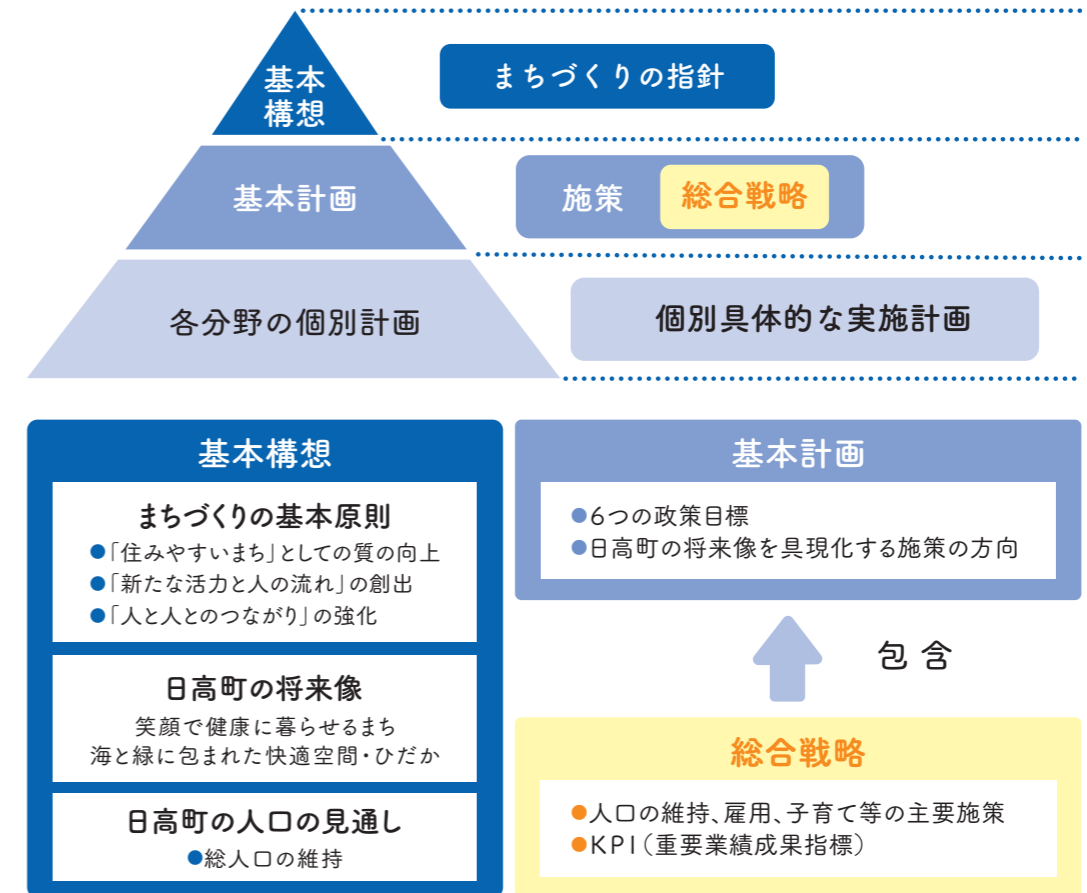
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3. 計画の位置づけと期間

本計画は、本町の全ての計画の指針となる最上位計画です。また、地方創生の観点から実効性の高い計画とされる総合戦略との関係が深いことから、本計画の後期基本計画に総合戦略を包含して一体的に策定するとともに、毎年度評価・検証するものとします。

■ 計画の位置づけ



■ 計画の期間

和暦（年度）	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
西暦（年度）	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
長期総合計画	基本構想（10年間）									
総合戦略	前期基本計画（5年間）					後期基本計画・第3期総合戦略（5年間）				
	第2期総合戦略（6年間）									

※「第2期総合戦略」の期間は、令和2年度～令和7年度。

4. 第6次日高町長期総合計画の基本構想（概要）

第6次日高町長期総合計画の基本構想では、「まちづくりの基本原則」、「将来像」、「施策体系」を提示しており、これらを踏まえて本計画を策定しています。

（1）まちづくりの基本原則

●『住みやすいまち』としての質の向上

町民一人ひとりの命や暮らしを大切に、住みやすいまちとしてのさらなる質の向上を進め、町民がずっと住み続けたい、町外の人に移り住みたいまちづくりを進めます。

●『新たな活力と人の流れ』の創出

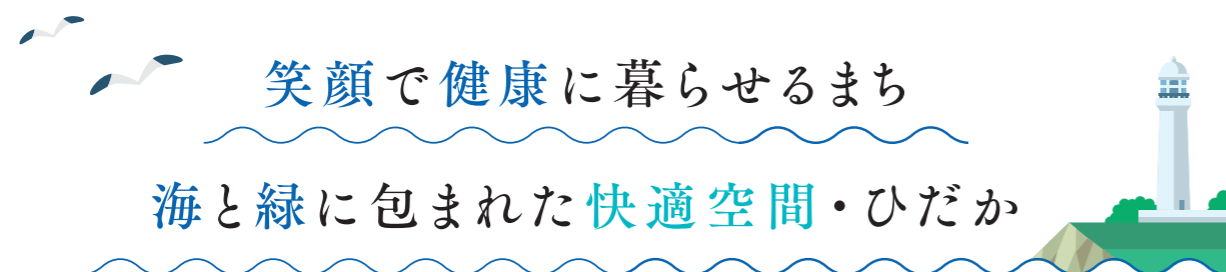
農水産業を中心とした産業の振興と観光・交流機能の強化を図り、新たな活力を生み出すとともに、多くの人々が訪れるまちづくりを進めます。

●『人と人とのつながり』の強化

町民と町民とのつながり、町民と行政とのつながり、町と周辺自治体とのつながりを強め、多くの人々が心を通わせ、支え合い、協力し合うまちづくりを進めます。

（2）将来像

本町の特性を最大限に生かしながら、『住みやすいまち』としての質をさらに高め、『新たな活力と人の流れ』を生み出し、『人と人とのつながり』を強めるまちづくりを進め、こどもから高齢者まで、笑顔でいきいきと暮らし、充実した人生を送っていることを実感できる、紀中にキラリと光る暮らしの拠点をつくるという想いを込め、将来像を次のとおり定めます。

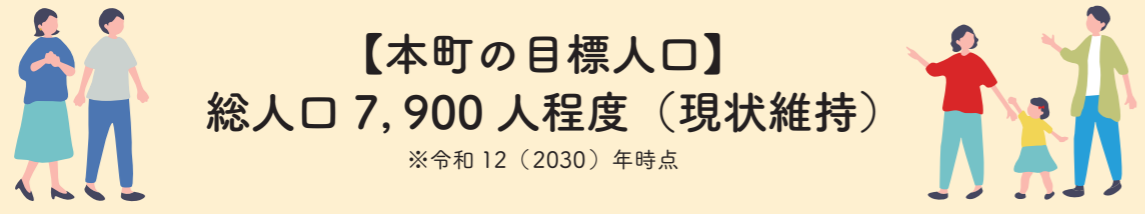


（3）施策体系

政策目標	施策項目
1 安全・安心・快適に暮らせる日高 (生活環境分野)	① 消防・防災 ② 交通安全・防犯・消費者対策 ③ 環境保全 ④ ごみ処理等環境衛生 ⑤ 上・下水道 ⑥ 公園・緑地
2 子育てしやすく健康で長生きできる日高 (保健・医療・福祉分野)	① 子育て支援 ② 保健・医療 ③ 高齢者支援 ④ 障がい者支援 ⑤ 地域福祉 ⑥ 国民健康保険・国民年金等
3 人と文化がかがやく日高 (教育・文化分野)	① 学校教育 ② 生涯学習 ③ スポーツ ④ 文化芸術 ⑤ 青少年健全育成 ⑥ 国内・国際交流
4 豊かで活力に満ちた日高 (産業分野)	① 農林業 ② 水産業 ③ 商工業 ④ 観光・交流 ⑤ 雇用対策
5 未来への基盤が整った日高 (生活基盤分野)	① 土地利用 ② 住宅、定住・移住 ③ 道路・公共交通 ④ 情報化・技術革新
6 力をあわせてつくる日高 (共生・協働・行財政分野)	① 人権尊重 ② 男女共同参画 ③ コミュニティ ④ 町民参画・協働 ⑤ 行財政運営

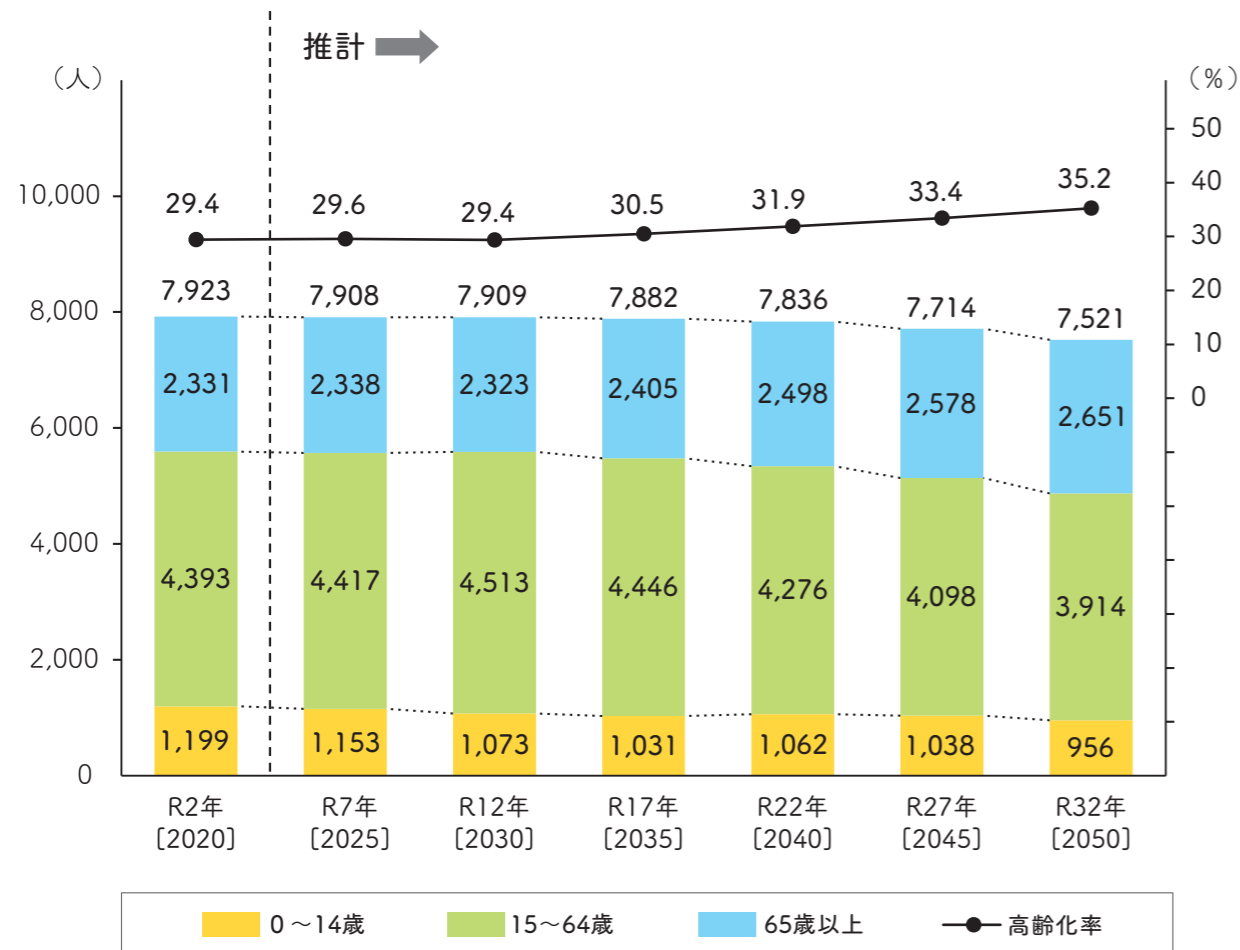
5. 目標人口の設定

「町の将来像」の実現に向けて各種施策を推進することにより、出生数の増加による合計特殊出生率*の上昇と、転出抑制・転入促進の効果が生まれることを見込み、次のとおり、目標人口を設定します。



【本町の目標人口】
総人口 7,900 人程度（現状維持）
※令和 12（2030）年時点

■ 人口の将来展望



出典：日高町人口ビジョン

* 「合計特殊出生率」：女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産むこどもの人数の平均（女性1人あたり）を示す数値。

6. 計画の進捗管理

本計画は後期基本計画に総合戦略を包含して一体的に策定したため、計画期間中は後期基本計画の記載内容を、地方創生有識者会議において毎年度評価・検証します。

また、国の動向や社会情勢の変化、指標の達成度、施策の取組状況等を勘案し、必要に応じて内容の修正を行う等、PDCA*による計画の柔軟な運用に努めます。

■ 計画の進捗管理（イメージ）

和暦（年度）	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12
西暦（年度）	2026	2027	2028	2029	2030
後期基本計画・第3期総合戦略	PDCA	PDCA	PDCA	PDCA	PDCA
後期基本計画・第3期総合戦略を一体的に評価・検証					

* 「PDCA」：事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するサイクル。



後期基本計画

Hidaka Town

■目指す方向

施策項目ごとに目指す町の姿を示しています。この姿を実現するための取組を進めます。

■指標

施策の進捗を把握する指標を設定しています。基本的に「現状値」は令和6年度実績値、「計画終了時」は令和12年度末時点の目標値を示します。

■満足度・優先度

住民意識調査（R7）の結果から見る施策の満足度・優先度をグラフ化し、施策項目に対する住民意識を表します。

【満足度低・優先度高】
町民が最も対応を求めているエリア。

【満足度高・優先度高】
現状の取組を維持・充実すべきエリア。

【満足度高・優先度低】
予算や人員配分を考慮し、効率的に満足度を高めていくエリア。

【満足度低・優先度低】
満足度を高められるように取組を進めていくエリア。

政策目標
1

安全・安心・快適に暮らせる日高

1 消防・防災



消防団出初式

目指す方向

- 地域防災体制が整い防災力が向上することで、あらゆる災害に強いまち

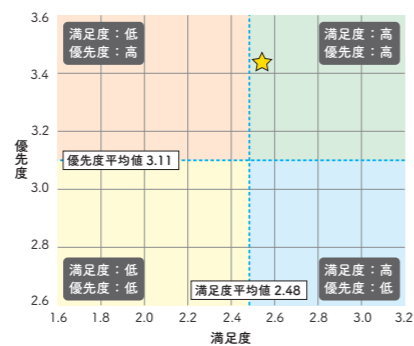
指標

指標	単位	現状値	計画終了時
防災訓練参加者数	人/年	1,614	1,700
自主防災組織連絡協議会*等での研修・訓練開催回数	回/年	4	5
通常砂防事業新規採択数	箇所	2	6

*町内各地区で組織する自主防災組織の会長で構成される組織。

満足度・優先度

※住民意識調査（R7）より



消防・防災

満足度：高	優先度：高
2.53	3.43

取組を進める視点

消防・防災に関する広報・周知により町民の意識高揚を図るとともに、地震や水害等、あらゆる自然災害への防災・減災対策や、地域消防体制の維持・強化に取り組めます。

■取組を進める視点

施策項目に関する状況や課題等を踏まえ、取組を行う際の視点を記載しています。

施策の方向

(1) 地域消防力の強化

- 団員確保対策の推進、研修・訓練の実施による団員の資質の向上、消防施設・設備の計画的な更新を図り、消防団活動の充実を促進します。
- 地域の状況を踏まえ、必要に応じて消火栓や防火水槽などの消防水利の整備を進めます。

(2) 総合的な防災体制の確立

- 大規模災害等に備え、町民の防災意識の啓発や自主防災組織の育成、災害時の情報伝達体制・避難誘導体制の充実、物資の確保体制の強化、避難行動要支援者の避難支援体制の充実等、総合的な防災・減災体制の確立を図ります。

(3) 治山・治水対策の推進

- 地震による津波や台風による高潮等への備えとして、海岸部の整備を県に要請するほか、漁港施設の長寿命化を図ります。
- 土砂災害への備えとして、急傾斜地の崩落対策を県に要請するとともに、砂防施設等の整備を行います。

主な関連計画

- 日高町地域防災計画
- 日高町国民保護計画



消防団一斉放水訓練

■施策の方向

目指す姿を実現するための施策の方向性を記載しています。

■主な関連計画

この施策項目に該当する主な個別計画を記載しています。

序論

後期基本計画

政策目標1

政策目標2

政策目標3

政策目標4

政策目標5

政策目標6

資料編

1 消防・防災



消防団出初式

目指す方向

- 地域防災体制が整い防災力が向上することで、あらゆる災害に強いまち

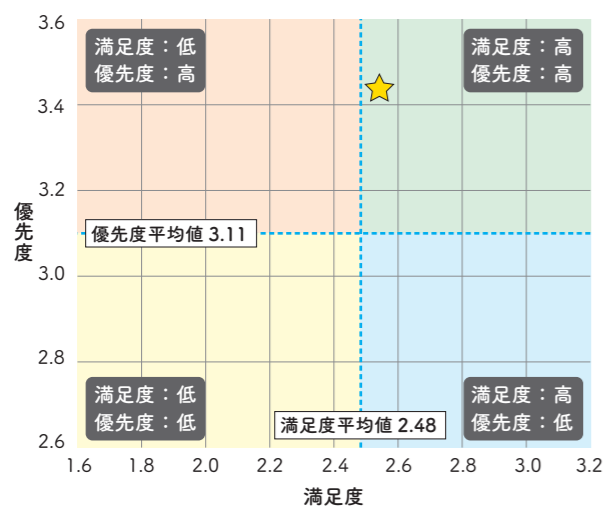
指標

指標	単位	現状値	計画終了時
防災訓練参加者数	人 / 年	1,614	1,700
自主防災組織連絡協議会*等での研修・訓練開催回数	回 / 年	4	5
通常砂防事業新規採択数	箇所	2	6 ※ R8 ~ R12 累計

* 町内各地区で組織する自主防災組織の会長で構成される組織。

満足度・優先度

※住民意識調査（R7）より



消防・防災

満足度：高	優先度：高
2.53	3.43

取組を進める視点

消防・防災に関する広報・周知により町民の意識高揚を図るとともに、地震や水害等、あらゆる自然災害への防災・減災対策や、地域消防体制の維持・強化に取り組めます。

施策の方向

(1) 地域消防力の強化

- 団員確保対策の推進、研修・訓練の実施による団員の資質の向上、消防施設・設備の計画的な更新を図り、消防団活動の充実を促進します。
- 地域の状況を踏まえ、必要に応じて消火栓や防火水槽などの消防水利の整備を進めます。

(2) 総合的な防災体制の確立

- 大規模災害等に備え、町民の防災意識の啓発や自主防災組織の育成、災害時の情報伝達体制・避難誘導体制の充実、物資の確保体制の強化、避難行動要支援者の避難支援体制の充実等、総合的な防災・減災体制の確立を図ります。

(3) 治山・治水対策の推進

- 地震による津波や台風による高潮等への備えとして、海岸部の整備を県に要請するほか、漁港施設の長寿命化を図ります。
- 土砂災害への備えとして、急傾斜地の崩落対策を県に要請するとともに、砂防施設等の整備を行います。

主な関連計画

- 日高町地域防災計画
- 日高町国民保護計画



消防団一斉放水訓練

2 交通安全・防犯・消費者対策



小学校での交通安全教室

目指す方向

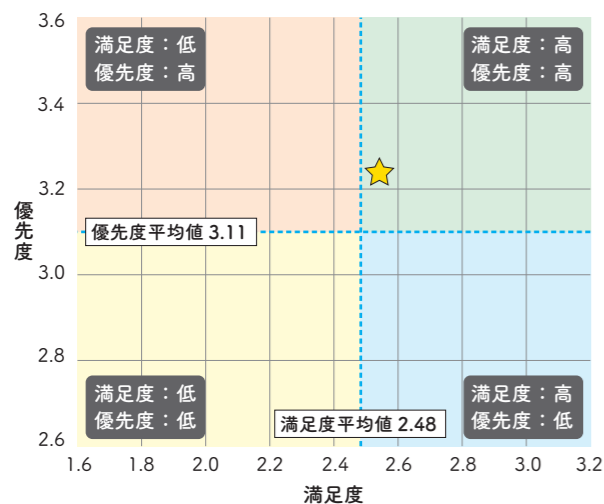
● 事故や犯罪に巻き込まれない安全・安心なまち

指標

指標	単位	現状値	計画終了時
交通事故死亡者数	人/年	0	0
カーブミラーの新設・修繕箇所数	箇所/年	19	20

満足度・優先度

※住民意識調査（R7）より



交通安全・防犯・消費者対策

満足度：高	優先度：高
2.55	3.24

取組を進める視点

交通安全に対する意識高揚や安全対策の推進により、交通事故の少ないまちづくりを進めるとともに、犯罪の広域化・特殊化が全国的な課題となっていることから、町民が被害を受けたり犯罪に巻き込まれたりすることがないように、啓発を強化します。

施策の方向

(1) 交通安全意識の高揚

● 関係機関・団体との連携のもと、高齢者及びこどもの事故防止を重点に、交通指導員による交通指導をはじめ、各年齢層に応じた効果的な交通安全教育や啓発活動を推進し、町民の交通安全意識の高揚に努めます。

(2) 交通安全施設の維持・整備

● 危険箇所の点検・調査を行いながら、国道・県道の安全な道路環境の整備を国・県に働きかけます。
● 町道について、交通量の多い路線や通学路を中心に、ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の維持・整備を推進します。

(3) 防犯意識の高揚と防犯活動の促進

● 関係機関・団体との連携のもと啓発活動を推進し、町民の防犯意識の高揚を図りながら、町民主体の防犯・パトロール活動の活発化を促進します。

(4) 防犯灯の維持・整備

● 夜間における防犯環境の向上に向け、防犯灯の維持・整備を推進します。

(5) 消費生活に関する取組

● 広報紙やホームページ、ケーブルテレビでの広報や、民生児童委員協議会、老人クラブ活動や高齢者学級等の機会の活用等により、消費生活に関する啓発活動や情報提供を行います。
● 近年、SNS を利用した詐欺や新たな悪質商法等、犯罪が多様化していること等を踏まえて、消費生活上の様々なトラブルに適切かつ迅速に対応するため、県消費生活センター及び日高地域消費生活相談窓口との連携のもと、消費生活相談の充実に努めます。



小学校での交通安全教室

3 環境保全



ビーチクリーン

目指す方向

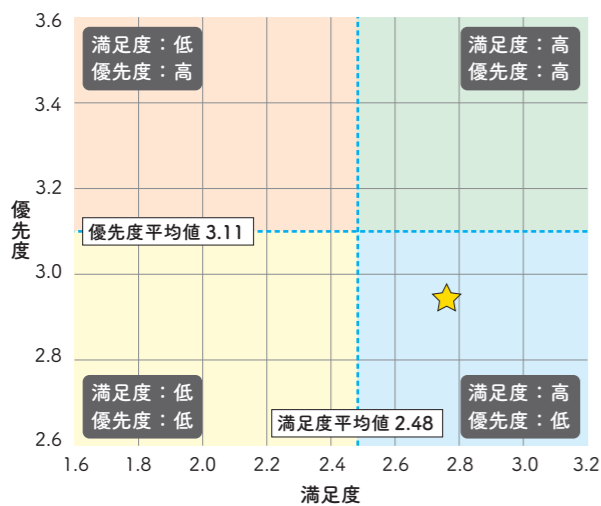
- 町民一人ひとりが環境問題に関心を持ち、それぞれの立場で保全活動を行うまち

指標

指標	単位	現状値	計画終了時
公共施設における温室効果ガス総排出量	t-CO ₂ /年	1,440	1,368

満足度・優先度

※住民意識調査（R7）より



環境保全

満足度：高	優先度：低
2.76	2.93

取組を進める視点

身近な地域から町全体、ひいては地球規模の環境問題について、世代を問わず関心を高め、町民一人ひとりが自然環境の保全や地域の美化につながる行動を実践できるように啓発します。

施策の方向

(1) 地球温暖化対策の推進

- 公共施設等における温室効果ガスの排出削減を図るため、施設設備等を更新する際には太陽光発電等の自然エネルギーの導入や、高効率給湯器・高効率空調機等のエネルギー効率の高い設備等の導入を検討します。
- 住宅への太陽光パネル等、再生可能エネルギーの活用の普及や、電動車の導入・利用促進等による主体的な環境保全活動を促進します。

(2) 自然環境の保全

- 自然環境の保全に留意した適正な土地利用を誘導します。

(3) 地域の環境美化活動の促進

- 環境教育や啓発活動により町民の環境保全意識の高揚を図りながら、地域における自主的な清掃活動や空き地の適正管理等、地域環境の美化活動を促進します。

(4) 公害等の未然防止

- 河川の水質汚濁や事業所等による騒音、悪臭、野焼き等について、関係機関との連携のもと、未然防止及び適切な対応に努めます。

主な関連計画

- 日高町地球温暖化対策実行計画



役場庁舎の太陽光発電設備

4 ごみ処理等環境衛生



不法投棄防止看板

目指す方向

- ごみの減量やリサイクルに関する意識が根つき、「循環型社会*」が確立されたまち

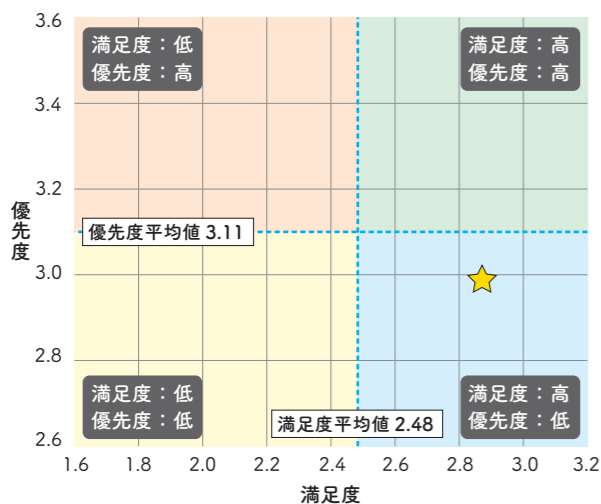
* 限りある資源を効率的に利用しつつ、繰り返し活用することで、廃棄物を減らし環境への負担を最小限に抑えることを目指す社会のこと。

指標

指標	単位	現状値	計画終了時
一般廃棄物の総排出量	t / 年	1,895	1,800

満足度・優先度

※住民意識調査（R7）より



ごみ処理等環境衛生

満足度：高	優先度：低
2.88	2.99

取組を進める視点

ごみの適切な処理方法について一層の周知を進めるとともに、ごみの減量やリサイクルの有益性を啓発することで、資源を無駄にしない循環型社会を形成します。

施策の方向

(1) ごみ処理・リサイクル体制の維持・充実

- ごみ分別の徹底や資源ごみの集団回収を促進するとともに、ごみの減量やごみ処理に関する広報・啓発活動を行います。
- 3R（リデュース、リユース、リサイクル）について周知に努めることで、循環型社会の形成に取り組みます。
- 広域的連携のもと、適切な施設の維持管理を行うとともに、御坊広域行政事務組合によるごみ処理・リサイクル体制の維持・充実に努めます。

(2) 不法投棄の防止

- 広報・啓発活動を推進するとともに、関係機関との連携のもと、監視・パトロール体制の強化や監視カメラ、啓発看板等を設置し、不法投棄の防止に努めます。

(3) し尿処理体制の維持・充実

- 広域的連携のもと、御坊広域行政事務組合による、し尿処理体制の維持・充実に努めます。

(4) 斎場の適正管理

- 町営斎場について、計画的な修繕を行い、運営に支障のないよう適正な維持管理を行います。

主な関連計画

- 一般廃棄物処理基本計画



廃品回収

5 上・下水道



萩原浄水場 膜ろ過ユニット

目指す方向

- 生活に欠かせない水道が安定的に供給されるまち
- 快適な生活環境を保ちつつ、自然環境へも配慮された下水道事業が行われるまち

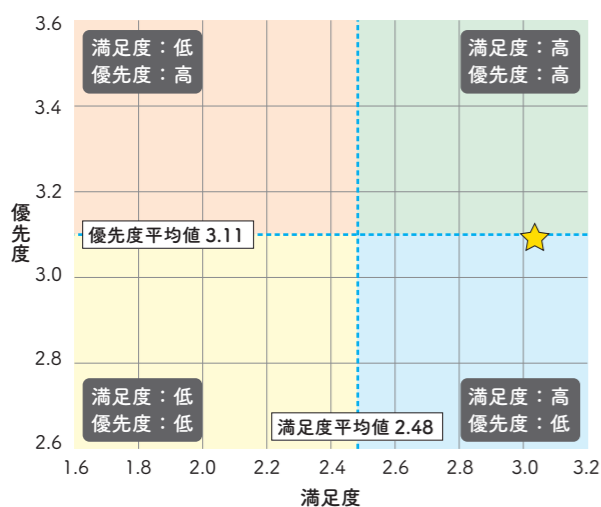
指標

指標	単位	現状値	計画終了時
有収水量率*1	% / 年	82.5	88.0
水洗化率*2	%	90.2	92.0

* 1 水道事業で供給された水（配水量）のうち、料金徴収の対象となる水量（有収水量）の割合。有収水量率が高いほど、効率的に水が供給されている。

* 2 水洗化とは、合併処理浄化槽の設置、または下水道（農業・漁業集落排水施設）に接続していること。
水洗化率 = 集落排水設備 + 合併処理浄化槽 / 集落排水設備 + 合併処理浄化槽 + 単独浄化槽 + 汲み取り

満足度・優先度 ※住民意識調査（R7）より



上・下水道

満足度: 高 優先度: 低
3.03 3.10

取組を進める視点

文化的な生活の営みに欠かせない上水道や下水道の持続的なサービス提供のため、近年、全国的な課題となっている上・下水道の維持管理について、中長期的な観点から健全な運営に取り組みます。

施策の方向

(1) 水道施設の維持管理

- 老朽管について、耐用年数の経過等を勘案しながら、耐震管への布設替えを計画的に実施します。
- 管路を含めた水道施設設備等について、人口動向や利用者負担を考慮しながら中長期的な計画を立て、適切に更新工事を実施します。

(2) 水道経営の効率化

- 漏水調査・修繕による給水の有収率向上や経費の節減等、持続可能な経営のための効率化に取り組みます。

(3) 集落排水施設の維持管理と加入促進

- 施設の更新・長寿命化等、整備された集落排水施設の適正な維持管理に努めるとともに、集落排水の意義を周知し、加入を促進します。

(4) 浄化槽の普及促進

- 海や河川の水質保全と快適な居住環境づくりに向け、浄化槽の新規設置者に対する補助を行い普及を促進するとともに、整備された浄化槽の適正な維持管理を促進します。

(5) 下水道経営の効率化

- 集落排水汚泥の堆肥化等、御坊クリーンセンターへの搬入量の抑制策を検討し、処理コストの削減に努めます。

主な関連計画

- 日高町水道事業経営戦略
- 日高町下水道事業経営戦略
- 御坊周辺地域循環型社会形成推進地域計画



高家下水処理場

6 公園・緑地



比井崎住民公園

目指す方向

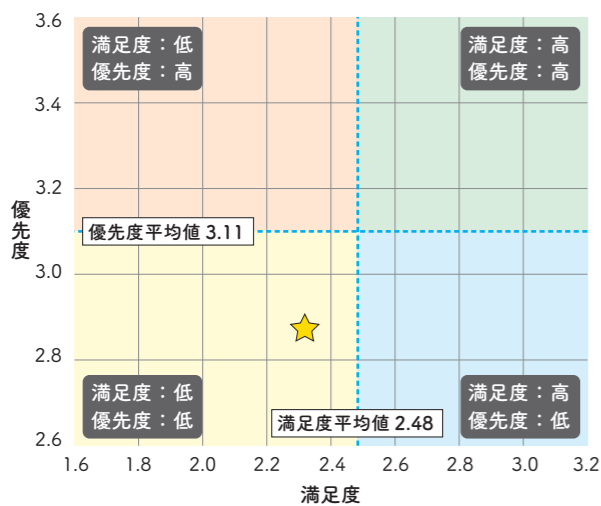
- 町民の身近な「いこい」と「ふれあい」の場が適切に維持管理されるまち

指標

指標	単位	現状値	計画終了時
清掃等に関する協力団体	団体	3	3

満足度・優先度

※住民意識調査（R7）より



公園・緑地

満足度：低	優先度：低
2.32	2.88

取組を進める視点

町民同士の交流を活発にするとともに、日常的な「いこい」「やすらぎ」の場となる公園や緑地について、適切な維持管理により安全性と美観を確保します。

施策の方向

(1) 県立自然公園の保全と活用

- 煙樹海岸県立自然公園について、自然公園法に基づき保全に努めるとともに、人々のいこい・やすらぎの場、レクリエーションの場、景勝の場、自然体験の場としての活用を図ります。

(2) 身近な公園等の整備充実と管理体制の充実

- 公園・緑地の遊具やその他付帯施設の定期点検を行うとともに、利用状況に応じた整備・更新に取り組めます。
- 町民や町民団体等と協働して除草・清掃活動等を行います。



比井崎住民公園

子育てしやすく 健康で長生きできる日高

1 子育て支援



クエッコランドのクリスマス会

目指す方向

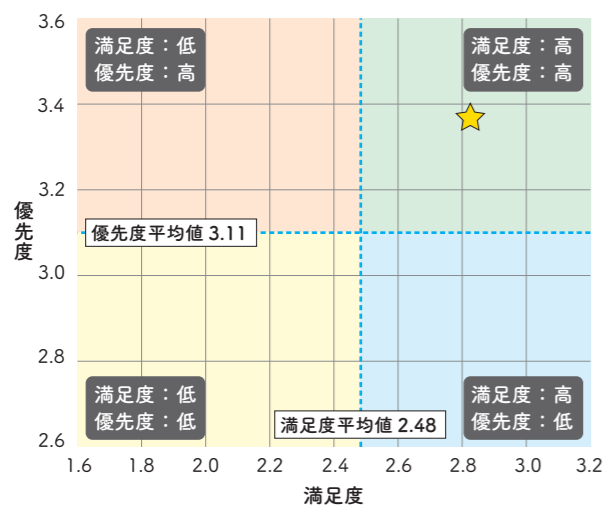
●安心して子どもを産むことができ、子育ての喜びを感じられるまち

指標

指標	単位	現状値	計画終了時
乳幼児健診の受診率	% / 年	95.6	100
保育所・学童保育所待機児童数	人	0	0
ファミリー・サポート・センターのスタッフ会員数	人	30	40

満足度・優先度

※住民意識調査（R7）より



子育て支援

満足度：高	優先度：高
2.83	3.37

取組を進める視点

全国的に少子化が進行する中、本町でも近年こどもの数は減少傾向にあります。本町で育つこどもの健やかな成長を目指し、妊娠期からの切れ目のない支援や保育環境の整備、地域での子育て支援等に取組みます。

施策の方向

(1) 母子の心身の健康支援の推進

●妊娠・出産期の母親及び乳幼児期から思春期を通じた健康診査、保健指導・相談をはじめ、各種の母子保健事業を推進し、母子の心身の健康の保持・増進を支援します。

(2) 子育て支援サービスの充実

●こども家庭センターを軸に、保育サービスや学童保育の充実、子育て支援センターによる各種事業の推進、ファミリー・サポート・センター事業の推進、さらには子育てに関する経済的支援の推進等、各種の子育て支援サービスの充実と提供を図ります。

(3) 支援が必要な子どもと家庭へのきめ細かな対応

●ひとり親家庭や障がいのある子どもへの支援や、要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待の防止・支援対策等、支援が必要な子どもと家庭へのきめ細かな対応に努めます。

(4) 次代の親の育成等に向けた学びの環境づくり

●中学生が乳幼児とふれあう体験学習の実施等、次代の親の育成に向けた取組を行うとともに、豊かな人間性の育成や自立の促進に努めます。

(5) こどもの安全確保

●関連部門、関係機関・団体が一体となって、子どもを犯罪や交通事故の被害から守るための活動を推進します。

(6) 結婚支援の推進

●多様な出会いの機会を創出するため、近隣市町や関係団体との広域的な取組を推進します。

主な関連計画

●日高町子ども・子育て支援事業計画



乳幼児健診

2 保健・医療



集団健診

目指す方向

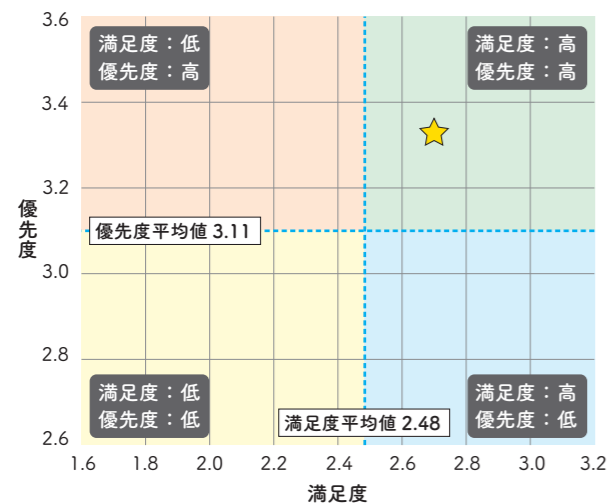
- 自らの健康の保持・増進のために町民一人ひとりが健康づくりを実践するまち
- 必要な医療が生涯にわたり住み慣れた地域で受けられるまち

指標

指標	単位	現状値	計画終了時
がん検診の精密検査受診率	% / 年	90.6	100
HPV（子宮けいがん）予防接種率	%	54.8	80.0

満足度・優先度

※住民意識調査（R7）より



保健・医療

満足度：高 優先度：高
2.70

取組を進める視点

健康の重要性を啓発し、町民が自発的に健康づくりや健康管理を行うことで、健康寿命を延伸し、心身ともに健やかに暮らせるよう取組を進めます。また、本町は医療資源が限られていることから、広域的な医療連携体制も含めて地域医療体制を維持します。

施策の方向

(1) 健康寿命の延伸

- 広報・啓発活動等を通じて町民の健康管理意識の高揚と知識の向上を図りながら、栄養・食生活の改善や運動の習慣化、十分な休養等によるこころの健康保持、多量飲酒習慣や喫煙習慣の改善、歯の健康づくり等を推進します。
- 食生活改善推進員や健康推進員の活動を支援し、地域における健康づくり体制の強化を図ります。

(2) 各種健診・指導等の充実

- 受診率の向上に向けた情報提供等に努めながら、特定健康診査・特定保健指導、がん検診を実施するとともに、健康教育や健康相談の充実に努めます。

(3) 感染症対策の推進

- 関係機関との連携のもと、各種感染症に関する正しい知識の普及や効果的な予防対策の推進、感染拡大防止体制の充実に努めます。

(4) 地域医療体制の充実

- 周産期医療、小児医療及び小児救急医療、在宅医療や救急医療体制等、地域医療体制の維持・充実について医療機関・保健所等の関係機関に働きかけていきます。
- ひだか病院における診療機能の充実を構成市町と連携して推進します。

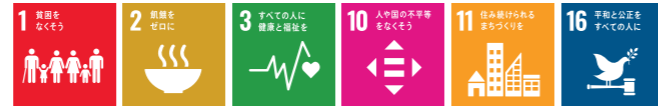
主な関連計画

- 健康日高21
- 日高町国民健康保険データヘルス計画



食生活改善推進員による食育教室

3 高齢者支援



いきいき百歳体操

目指す方向

- 高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるまち

指標

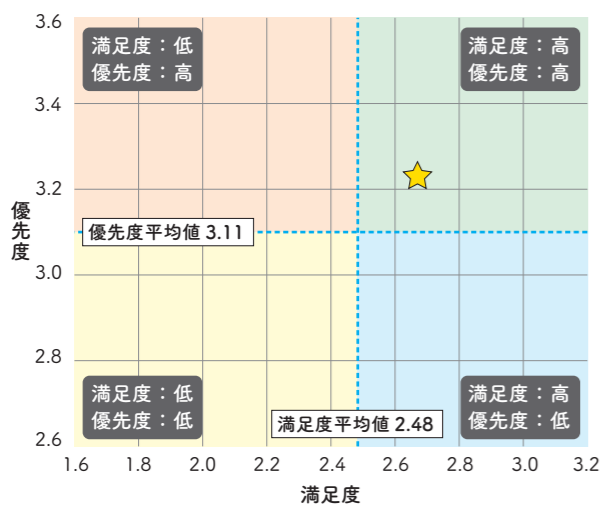
指標	単位	現状値	計画終了時
いきいき百歳体操 ^{*1} グループ数	グループ	6	9
高齢者外出支援事業助成券申請率（75歳以上）	% / 年	70.5	75.0
認知症サポーター ^{*2} 養成講座受講者数	人	13	100 ※R8～R12累計

* 1 高齢者が元気に長生きできるように考案された、主に椅子に座ったままできる体操プログラム。

* 2 「認知症サポーター養成講座」により養成される認知症当事者及びその家族等を支援する人。

満足度・優先度

※住民意識調査（R7）より



高齢者支援

満足度：高	優先度：高
2.67	3.23

取組を進める視点

本町では年々高齢化が進んでいることから、高齢になっても個人の尊厳を保ちながら、生涯にわたって健康でいきいきと暮らせる地域づくりを進めるとともに、介護保険サービスの確保と介護保険事業の適正な運営に取り組みます。

施策の方向

(1) 介護保険サービスの充実

- 要介護認定者及び要支援認定者を対象とした、居宅での生活支援や重度化の防止等に向けた各種の居宅サービスや介護予防サービス、地域密着型サービス、施設サービス等の提供体制の充実を促進します。
- 介護保険サービスの利用を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、介護保険制度に関する周知を行うとともに、適正な認定審査体制の充実に努めます。

(2) 介護予防の推進

- 高齢者ができるだけ介護や支援が必要な状態にならないよう、健康の維持・増進に向けた各種保健サービスの提供をはじめ、地域包括支援センターを中心とした地域支援事業の推進や、いきいき百歳体操等の自主グループ活動を支援します。

(3) 高齢者福祉サービスの充実

- 高齢者の在宅生活を支援するため、ホームヘルパーの派遣や配食サービス、緊急通報装置の貸与、救急医療情報キット^{*}の配布のほか、ひとり暮らしを支援するサービス等、各種福祉サービスの充実を図ります。

(4) 高齢者の交通手段の確保

- 高齢者が気軽に外出できるよう、バスやタクシーの運賃として使える助成券を配布します。

(5) 高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進

- 高齢者が生きがいを持って充実した生活を送り、積極的に社会参加できるよう、生涯学習・スポーツ・レクリエーション活動の促進、老人クラブ活動の支援、高齢者が気軽に集まれる場や高齢者とほかの世代との交流の場、共同活動の場の拡充に努めるとともに、シルバー人材センターの活動を支援します。

(6) 認知症施策の推進

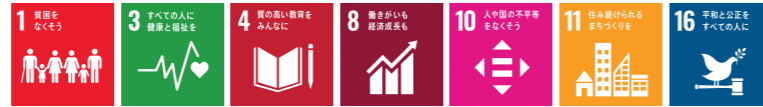
- 認知症基本法を踏まえ、認知症に関する周知・啓発や認知症サポーター養成講座等の開催により、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

* 高齢者や持病のある人が、必要な医療情報をあらかじめ記入して、自宅の冷蔵庫に貼り付けておくことで、緊急事態に救急隊等が迅速に適切な処理を行えるようにするためのキット。

主な関連計画

- 日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画

4 障がい者支援



手話奉仕員養成講座

目指す方向

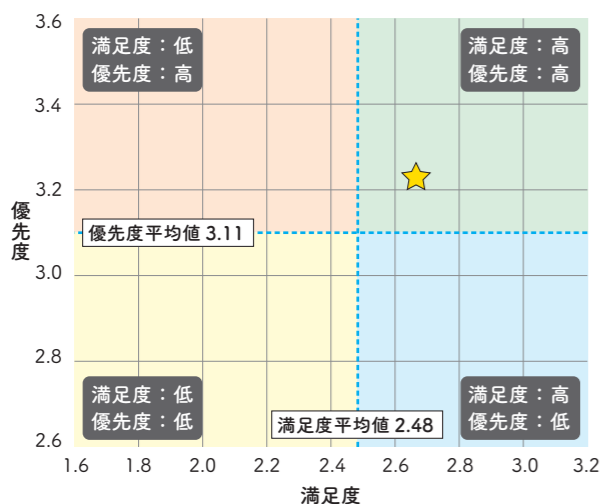
●障がいへの理解が深まり、障がいの有無にかかわらず互いを理解し尊重できるまち

指標

指標	単位	現状値	計画終了時
手話奉仕員養成講座修了者数（累計）	人	5	7
就労選択支援*利用率	%	0	100

*障がいのある人が自分に合った就労支援サービスを選ぶための新たな仕組みで2025年10月から開始されている。本人の希望や能力、生活状況を整理し、適切な就労支援のルートを選択できるようにする。

満足度・優先度 ※住民意識調査（R7）より



障がい者支援

満足度：高 優先度：高
2.68

取組を進める視点

町民に対して障がいに対する理解を促進するとともに、障がいのある人も個人の尊厳を保ちながら住み慣れた地域で自立した生活を過ごせる体制づくりを進めます。

施策の方向

(1) 障がい者支援体制の充実

●御坊・日高障害者総合相談センターによる相談体制の強化、御坊・日高圏域自立支援協議会による関係機関・団体相互の連携強化等、障がい者支援推進体制の充実を図ります。

(2) 障がい者理解の促進

●障がいや障がい者に対する町民の理解を深めるため、広報・啓発活動や交流事業等を推進するほか、あいサポート運動*1の促進やヘルプマーク*2の交付等を行います。

(3) 生活支援の充実

- 広域的連携のもと、居宅介護（ホームヘルプ）等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービス、共同生活援助（グループホーム）等の居住系サービス等、各種サービスの提供体制の充実を促進するとともに、補装具の交付・修理等による生活支援を行います。
- 広域的連携のもと、相談支援や手話通訳者の派遣、日常生活用具の給付、移動の支援等、地域生活支援事業を推進します。
- 各種手当の支給や医療費の助成、タクシー運賃の助成等の支援を行うとともに、身体障害者手帳・療育手帳を新しく交付された人に福祉のしおりを配布し、各種割引等の周知を行います。

(4) 障がいのあることに対する取組の強化

- 障がいの早期発見を図り、個々に応じた治療や療育指導が行えるよう、保健・医療・福祉・教育の連携強化により一貫した支援を行うとともに、障がいのあることへの支援として、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等、福祉サービスの支援も行います。
- 医療的ケアが必要とされる児童の支援について、保健・医療・福祉・教育等の各関係機関が連携し、支援体制の充実を図ります。

(5) 就労支援の充実

- 障がい者が生きがいを持って働くことができるよう、紀中障害者就業・生活支援センターやハローワーク、就労移行支援事業所等と連携し、一般就労を目指す障がい者を支援するほか、一般就労に就くことが困難な障がい者については就労継続支援事業所等での福祉的就労を支援します。
- 障害者就労施設で就労する障がい者等の経済面の自立を進めるため、障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先購入を推進します。

*1 障がいのある人への配慮の仕方や手助けの方法等を周知し、実践する運動。
*2 障がいのある人等が、周囲に支援や配慮を必要としていることを知らせるためのマーク。

主な関連計画

- 日高圏域障害者プラン



ヘルプマーク

5 地域福祉



地域カフェ

目指す方向

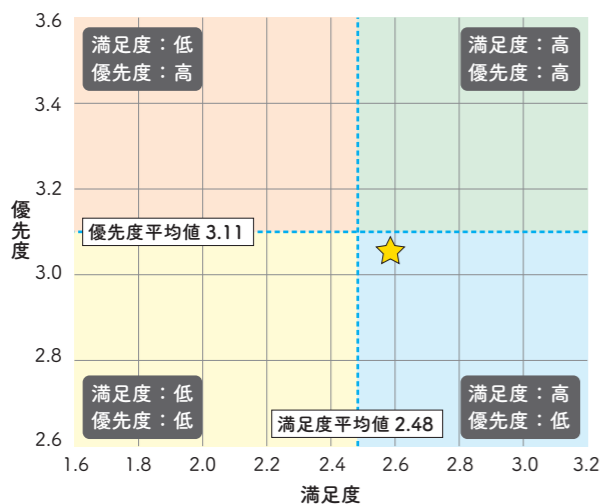
● 助け合い・支え合いにより、誰もが幸せを感じながら暮らせるまち

指標

指標	単位	現状値	計画終了時
地域カフェ開催回数	回/年	18	22
ゲートキーパー*数(累計)	人	67	200

*悩んでいる人に気づき、声をかけて話を聴き、必要な支援につなげる人。

満足度・優先度 ※住民意識調査(R7)より



地域福祉

満足度：高	優先度：低
2.59	3.06

取組を進める視点

地域福祉の理念や取組を周知・啓発して町民の意識高揚を図るとともに、様々な課題に対応できるよう包括的な相談支援体制を充実することで、町民をはじめ関係機関や各種団体と連携して、地域共生社会に向けた取組を進めます。

施策の方向

(1) 地域福祉を支える担い手の育成

- 社会福祉協議会をはじめ、民生児童委員や地域見守り協力員、老人クラブ、ボランティア団体等の活動を支援します。
- 社会福祉協議会等との連携のもと、広報・啓発活動や学習機会の提供等を行い、町民一人ひとりの福祉の心を育み、地域福祉活動への参画を促進するとともにボランティアの育成・確保に努めます。

(2) 包括的な相談支援体制の充実

- 各分野の相談窓口において相談に対応するとともに、複数の分野にまたがる複雑化・複合化した課題の場合は、関係課との連携・調整により、必要な支援をコーディネートします。

(3) 権利擁護の推進

- 成年後見制度について広報・周知するとともに、地域包括支援センターや御坊・日高障害者総合相談センターにおいて権利擁護に関する相談に応じ、必要な方への利用支援を行います。
- 虐待事案に対し、関係機関・各種団体等と情報共有に努めるとともに、警察等の専門機関と連携して早期発見・早期対応に努めます。

(4) 支え合い助け合う地域づくり

- 誰もが安全で安心して暮らせるよう、地区や社会福祉協議会との連携のもと、多様な担い手が一体となった福祉ネットワークの形成を促し、見守り・支え合い活動や居場所・交流の場づくりを促進します。

(5) ユニバーサル・デザイン*化の推進

- 全ての町民が不自由なく安全に安心して生活できる環境づくりに向け、公共施設等の更新・大規模改修の際はユニバーサル・デザイン化を進めます。

(6) 自殺対策の推進

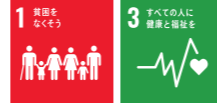
- 「誰も自殺に追い込まれることのない日高町」の実現に向け、自殺予防の普及啓発やゲートキーパー等の自殺対策を支える人材の養成、相談支援体制の充実等に取り組みます。

*ユニバーサルとは「普遍的」という意味で、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、当初から全ての人が使いやすいように普遍的な機能を組み込んでおくという考え方をもとにしたデザインの方法。

主な関連計画

- 日高町地域福祉計画
- 日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画
- 日高町自殺対策計画

6 国民健康保険・国民年金等



窓口対応

目指す方向

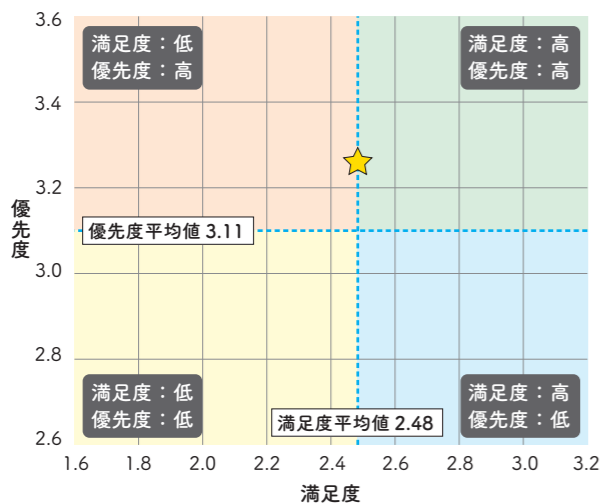
- 社会保障制度の趣旨が周知・理解され、健全な制度運営がされているまち

指標

指標	単位	現状値	計画終了時
国民健康保険特定健診の受診率	% / 年	46.1	50.0
国民健康保険税徴収率	% / 年	92.8	93.0

満足度・優先度

※住民意識調査（R7）より



国民健康保険・国民年金等

満足度：高 優先度：高
2.48

取組を進める視点

町民の生活を支える社会保障制度に関する周知を行い、必要な人が制度を適切に利用できるように努めます。

施策の方向

(1) 国民健康保険制度の健全運営

- 医療費の通知やレセプト点検*の実施等により、被保険者の適正受診を促進し、医療費の抑制に努めます。
- 納税に関する広報・啓発活動や滞納者への納付指導等の収納体制の強化を進め、国民健康保険税の徴収率の向上を図ります。

(2) 国民年金制度の周知

- 全ての町民の年金受給権の確保に向け、広報・啓発活動や相談の充実を図り、国民年金制度の周知に努めます。

(3) 低所得者福祉の推進

- 低所得者の自立に向け、民生児童委員や関係機関との連携のもと、それぞれのケース実態に即したきめ細かな相談・指導等に努めるとともに、生活保護制度、生活困窮者自立支援制度、生活福祉資金の貸付制度の利用に関する助言・指導等に努めます。

* 医療機関が患者に対して行った診療内容やその費用を記載した請求書（レセプト）に、間違いや漏れがないか、診療内容と点数ルール（診療報酬点数表）に基づいて確認・修正をする作業。

主な関連計画

- 日高町国民健康保険データヘルス計画

1 学校教育



日高中学校

目指す方向

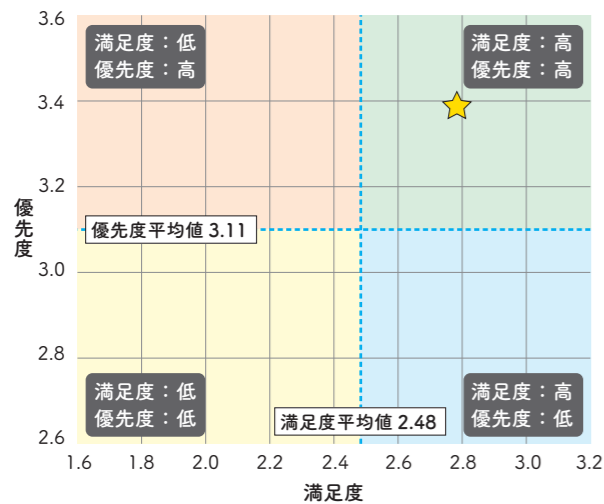
● 確かな学力、豊かな心、健やかな体が育成され、未来を切り拓くこどもが育つまち

指標

指標	単位	現状値	計画終了時
心の教室相談*開設時間	時間 / 年	411	420
小・中学校の学校支援員数	人	16	17

* 中学校に配置された「心の教室相談員」に対して、生徒が自らの悩み、不安、ストレスを気軽に相談できる場のこと。

満足度・優先度 ※住民意識調査（R7）より



学校教育

満足度：高	優先度：高
2.79	3.39

取組を進める視点

こどもたちが変化の激しい社会を生き抜くための「生きる力」を身につけられるよう、時代の流れに沿った教育内容の充実や、こどもが安全に過ごせる環境づくりに取り組みます。

施策の方向

(1) 「生きる力」を育む教育活動の推進

- 本町の優れた自然や農水産業、多様な人材等の教育資源を生かした体験的活動による特色ある教育の推進、社会変化に対応した外国語教育、ICT*¹教育、環境教育の充実を図ります。
- 様々な心の問題に対し、心の教室相談員の活用等により、相談・指導の充実を図ります。
- 健やかな体を育むため、体育、健康教育や部活動の充実をはじめ、食育の推進、学校給食の充実を図ります。
- 支援を必要とする児童・生徒が個々の状況に応じた適切な教育支援を受けられるよう、特別支援教育の充実を図ります。

(2) 地域とともにある学校づくり

- 学校運営協議会において学校教育環境の充実や地域とともにある学校づくりに向けた協議を進めることで、コミュニティスクール*²の取組を段階的に進めていきます。

(3) 児童・生徒の安全対策の推進

- 防犯ブザーの配付や緊急避難場所「きしゅう君の家」の指定及び協力依頼等により登下校時の安全対策の強化に努めるほか、学校における防犯・防災訓練の実施等、児童・生徒の安全対策を推進します。

(4) 学校施設・設備の整備

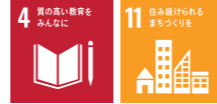
- 安全・安心・快適な教育環境づくりに向け、学校施設の維持管理と充実に取り組みます。
- ICT教育のための情報環境・機器や学校図書等の充実等、時代の流れや教育内容に合わせた設備や教材・教具の整備を推進します。

* 1 Information and Communication Technology の略で情報通信技術と訳される。インターネットやパソコン等の情報通信機器を用いて行うコミュニケーションを実現する技術のこと。
* 2 学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

主な関連計画

- 日高町教育大綱
- 日高町学校施設の長寿命化計画
- 日高町端末整備・更新計画

2 生涯学習



図書室

目指す方向

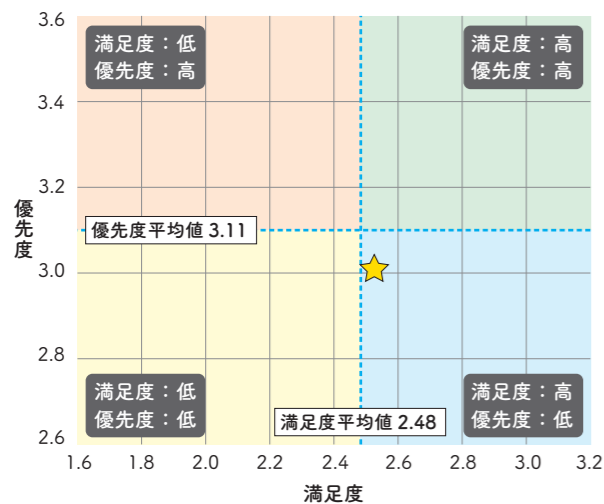
- 様々な学びの機会が生涯にわたって提供され、自己実現と社会参加が促進されるまち

指標

指標	単位	現状値	計画終了時
公民館利用回数	回/年	1,075 ※直近3年間の平均	1,200
図書貸出冊数	冊/年	6,241 ※直近3年間の平均	6,500

満足度・優先度

※住民意識調査（R7）より



生涯学習

満足度: 高	優先度: 低
2.52	3.01

取組を進める視点

町民ニーズを捉えながら、生涯にわたる多様な学びの場の提供を行うとともに、諸活動を支える人材の育成や施設の適切な維持管理に努めます。

施策の方向

(1) 生涯学習の環境づくり

- 生涯学習活動の拠点である中央公民館をはじめ、生涯学習関連施設の適正な維持管理及び有効活用を図ります。
- 図書室の蔵書の充実等を進めるとともに、利用促進と利便性向上に努めます。
- 生涯学習活動の指導者の育成・確保に努めます。

(2) 生涯学習の啓発・情報提供

- 町民主体の学習活動の活発化に向け、広報紙やホームページ、ケーブルテレビの活用等により、学習意欲の喚起や学習情報の効果的な提供に努めます。

(3) 特色ある学級・講座の開催

- 町民ニーズの動向や社会情勢の変化を踏まえた特色ある学級・講座の開催に努めます。
- 自らの学びや技能・知識等を地域社会に還元できるよう、生涯学習の意義について周知・啓発します。

(4) 関係団体への支援

- 社会教育団体や自主学習グループへの活動を支援し、地域における学習活動を促進します。

主な関連計画

- 日高町教育大綱
- 日高町社会教育計画



図書室

3 スポーツ



町内駅伝競走大会

目指す方向

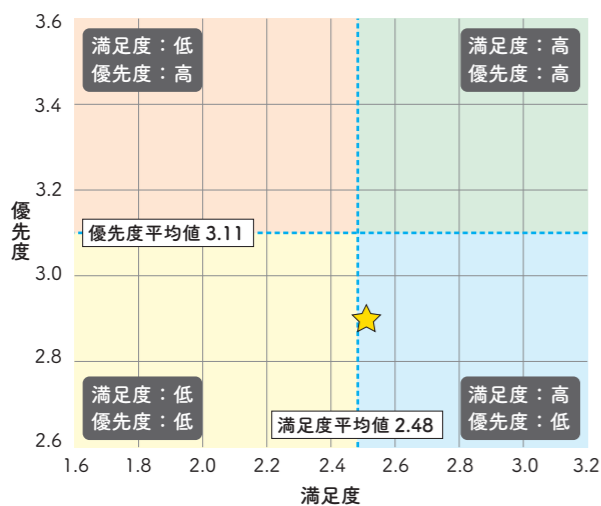
- 町民がいつでもスポーツに親しめる環境が整ったまち

指標

指標	単位	現状値	計画終了時
町民スポーツ大会参加チーム数	チーム / 年	52	65

満足度・優先度

※住民意識調査（R7）より



■ スポーツ

満足度：高	優先度：低
2.51	2.90

取組を進める視点

こどもから高齢者まで幅広くスポーツに親しめるよう、関係団体等と連携して機会の提供に努めるとともに、諸活動を支える人材の育成や施設の適切な維持管理に努めます。

施策の方向

(1) スポーツの普及促進

- スポーツ協会等と連携し、各種スポーツ大会等の内容充実を図ります。特に、生涯スポーツ振興の視点から、こどもから高齢者まで世代を越えて気軽に参加できるスポーツ大会等の開催に努めます。
- 町民の競技力の維持・向上や競技スポーツの振興に向け、広域的な大会等への参加を促進します。

(2) スポーツ団体・クラブへの支援

- 町民の自主的なスポーツ活動の活発化に向け、スポーツ協会やスポーツ少年団等のスポーツ団体に対して諸活動を支援します。

(3) 指導者の育成

- 町民のスポーツニーズや学校の部活動の地域連携・地域移行に対応するため、スポーツ推進委員等の指導者の育成・確保に努めます。

(4) スポーツ施設の維持管理

- 誰もが安全・安心・快適にスポーツ活動を行えるよう、各スポーツ施設の維持管理と有効活用を図ります。

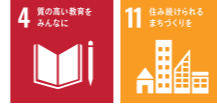
主な関連計画

- 日高町教育大綱
- 日高町社会教育計画



農村環境改善センター

4 文化芸術



文化展

目指す方向

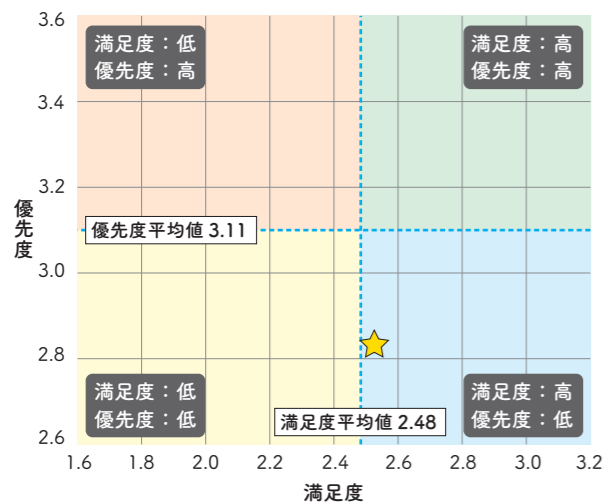
- 町民がいつでも文化芸術に親しめる環境が整ったまち

指標

指標	単位	現状値	計画終了時
文化展・芸能発表会来場者数	人/年	2,141 ※直近3年間の平均	2,300
文化展の出品数	作品/年	787 ※直近3年間の平均	850

満足度・優先度

※住民意識調査（R7）より



文化芸術

満足度：高 優先度：低

2.52 2.83

取組を進める視点

個人や地域における自主的な文化芸術活動を支援するため、関係団体等と連携して機会の提供に努めるとともに、諸活動を支える人材の育成や本町の文化財の適切な保存・活用に努めます。

施策の方向

(1) 文化芸術の振興

- 文化協会等と連携し、文化展や芸能発表会、文化講演会等の内容充実を図り、町民の参加を促進します。
- 公共スペースを活用した作品の発表・展示の場の確保、町民の自主的な発表会・展示会の開催支援等を行い、活動成果を発表・展示する場や機会の充実に努めます。

(2) 文化芸術団体・サークルの育成

- 町民の自主的な文化芸術活動の活発化に向け、文化協会等の文化芸術団体・サークルの育成を図ります。

(3) 指導者の育成

- 町民のニーズに対応するため、文化芸術活動の指導者の育成・確保に努めます。

(4) 文化財の保存・活用

- 指定文化財の適切な保存・活用に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財について調査・発掘等を行い、その保存・活用を進めます。

主な関連計画

- 日高町教育大綱
- 日高町社会教育計画



民俗資料館

5 青少年健全育成



磯観察会

目指す方向

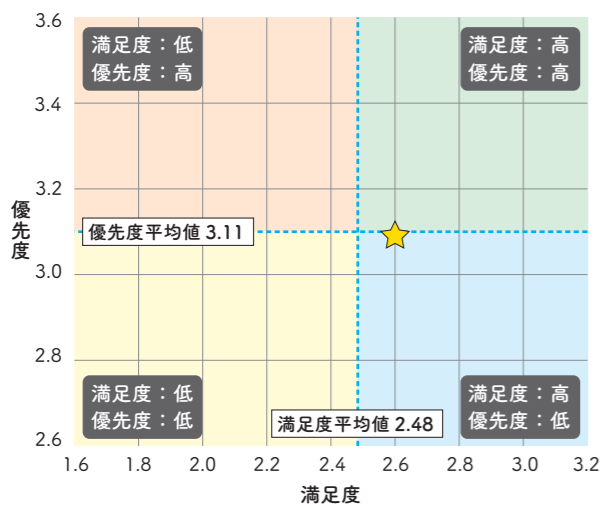
● 子どもが若者となり健全なおとなへと成長することを、みんなで見守り支えられるまち

指標

指標	単位	現状値	計画終了時
自然観察会参加者数	人/年	44	50
地域ふれあい活動費補助金申請地区数	地区/年	11	13

満足度・優先度

※住民意識調査（R7）より



青少年健全育成

満足度：高	優先度：低
2.60	3.09

取組を進める視点

心身ともに発達段階の子どもが、社会の秩序や倫理を理解し、責任ある自立したおとなへと成長できるよう、家庭・地域や関係団体と協力して心温かな指導や見守りを行います。

施策の方向

(1) 青少年健全育成体制の充実

● 青少年健全育成に関する取組を総合的に推進するため、青少年総合対策本部や青少年補導連絡協議会等の充実・活用を図ります。

(2) 健全な社会環境づくり

- 関係団体やPTA、教員、地域住民等が連携し、巡回パトロールや街頭での啓発活動等、子ども・若者の健全育成のための取組を推進します。
- 喫煙・飲酒・薬物乱用の有害性に関する知識の普及を図ります。
- 情報社会で適正な活動を行う考え方と態度を養い、情報の正しく安全な利用について学ぶ機会を提供します。

(3) 青少年の体験・交流活動の促進

● 青少年の豊かな人間性を育むため、自然観察会や体験活動、おとなと子どもの世代を超えた地域ふれあい活動や交流活動等を促進します。

(4) 家庭・地域の教育力の向上

● 家庭教育に関する広報・啓発活動の推進や学習機会の提供等により、地域や家庭の教育力の向上に努めます。

主な関連計画

- 日高町教育大綱
- 日高町社会教育計画



二十歳を祝う式典

6 国内・国際交流



デンマーク王国大使館次席来町

目指す方向

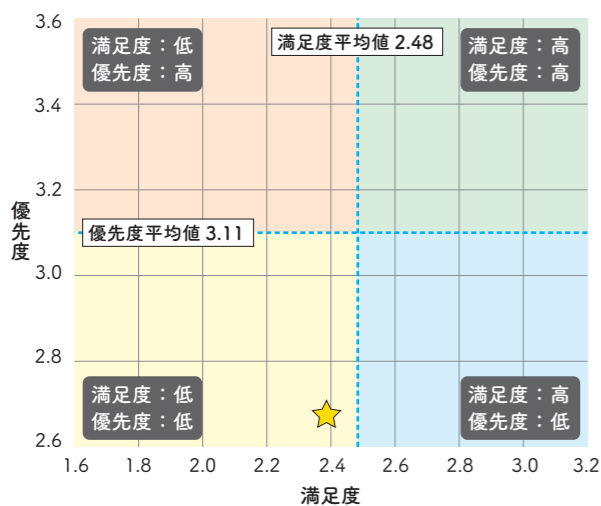
- 国内外の交流により、多様な文化や価値観を学べるまち

指標

指標	単位	現状値	計画終了時
国外都市との交流事業の実施回数	回 / 年	1	1

満足度・優先度

※住民意識調査（R7）より



国内・国際交流

満足度：低	優先度：低
2.39	2.69

取組を進める視点

本町と関係のある国内外の都市との親睦・交流を通じて、町民が多文化への理解を深める機会を提供します。

施策の方向

(1) 国内交流の推進

- 青少年をはじめ、幅広い世代による国内他地域との交流を促進する取組を検討します。

(2) 国際交流の推進

- デンマーク王国フレデリクスハウン市との友好交流を継続していきます。



クヌッセン機関長命日献花式



クヌッセン機関長の救命艇保管庫

1 農林業



ドローンでの消毒

目指す方向

●生産基盤の充実により担い手や後継者が育ち、安定的な農林業経営が確立されたまち

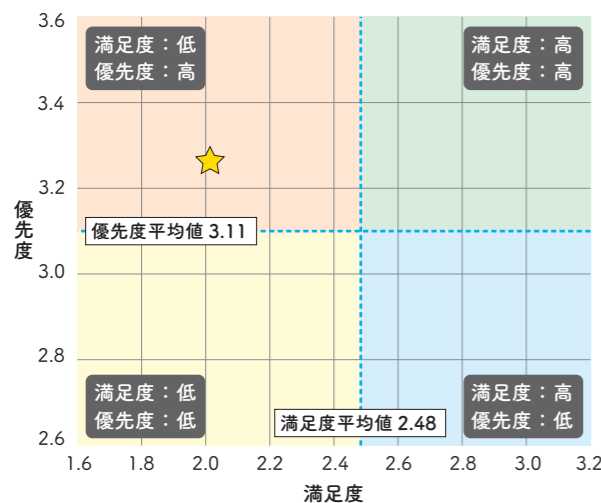
指標

指標	単位	現状値	計画終了時
農業担い手*数	人	48	60
農業担い手集積面積	ha	80.8	120
農作物被害額	千円/年	6,492	5,450

* 効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業経営者

満足度・優先度

※住民意識調査（R7）より



農林業

満足度：低	優先度：高
2.01	3.26

取組を進める視点

地元の農産物のブランド化や生産力の向上、森林の保全等を進めるため、時代の流れに即した経営改善や販路拡大を支援するとともに、担い手育成や事業の継続性に関する取組を推進します。

施策の方向

(1) 農業生産基盤の充実

●生産性の向上や効率的で収益性の高い農業経営の促進、優良農地の確保に向け、農道整備等、基盤整備事業を推進するほか、耕作放棄地の発生防止と解消に向けた取組、農地の流動化の促進、農業・農村の多面的な機能の維持・発揮のための共同活動への支援に努めます。

(2) 農業の担い手の育成・確保

●農業者の高齢化・後継者不足により離農が進む中、本町の農業を支える認定農業者や担い手農家の育成に向け、関係機関と連携した営農診断や研修等を実施します。
●効率的・集団的な農業経営を促すとともに、地域で暮らし稼げる農業を目指し、後継者や新規就農者の育成・確保に向けた取組に努めます。

(3) 農業経営の改善促進

●収益性の高い経営体制を確保できるよう、基幹品目と副次作目を効率的に組み合わせた基本指標を示します。
●生産コストの低減に向けた取組を支援するほか、高品質で付加価値のある新しい品種の導入・栽培に関する支援やスマート農業^{*1}の導入を促進します。
●輸入農作物の増加等、国内外の産地間競争に生き残るため、関係機関と連携し、共選共販体制の充実や高品質化・ブランド化や流通経費の削減を促し、農業経営の安定化に努めます。
●良質な農産物の安定的な販売を促進するため、共同利用施設である集出荷場や機械設備の整備充実を進めます。
●野菜等の優良苗の生産と栽培農家の苗づくりの省力化、コストの低減を図るため、育苗施設等の共同利用を促進します。
●地元農作物の広報や都市部でのPR活動等により、対外的な販路拡大を図ります。

(4) 食の安全と環境に配慮した農業の促進

●食の安全と消費者の信頼の確保、環境保全に向け、農薬や肥料等の適切な使用を促すとともに、農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルを促進します。

(5) 適正な森林整備の促進

●森林の持つ水源のかん養^{*2}や山地災害の防止、生活環境の保全等の機能の持続的発揮に向け、森林所有者の意識啓発を図りながら、適正な森林整備・管理を促進します。
●木材生産機能を維持していくため、わかやま森林と緑の公社による森林施業を促進します。
●県と町が協力関係のもと緑の募金運動や緑化木配布事業等を行い、森林づくりや緑化推進を行います。

(6) 黒竹のPR活動の推進

●黒竹生産の維持・安定化に向け、黒竹及び黒竹製品の知名度の向上や販路の拡大に向けたPR活動を推進します。

(7) 鳥獣害対策の強化

●イノシシやシカ、サル等による農作物や黒竹への被害が深刻となっている中、捕獲の推進や防護柵等による対策を一層強化していくとともに、新規狩猟免許取得の支援、わな購入補助等、有害捕獲の従事者の確保を図り、捕獲による被害の軽減に努めます。
●被害防止意識向上のため広報活動を行い、集落や農家自身による管理を促進します。

*1 ロボット技術やAI（人工知能）、ICT（情報通信技術）、再生医療技術等の先端技術を活用し、食料生産における省力化や生産性向上、高品質化、環境負荷の低減化を図る手法。
*2 森林が水資源を蓄え、育み、守っている働きのこと。

主な関連計画

●日高町産業振興促進計画 ●日高町鳥獣被害防止計画 ●日高町農業振興地域整備計画

2 水産業



漁港の風景

目指す方向

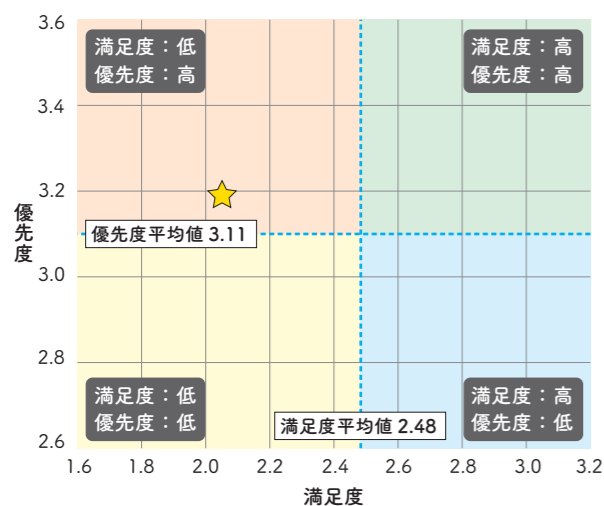
●海に面した地の利を生かし、持続的な水産業が営まれるまち

指標

指標	単位	現状値	計画終了時
漁業用機械・機器購入助成申請件数	件	4	15 ※R8～R12累計
稚魚・稚貝放流回数	回/年	1	1

満足度・優先度

※住民意識調査（R7）より



水産業

満足度：低 優先度：高

2.05 3.19

取組を進める視点

高齢化による担い手不足が顕著となってきていることから、水産業の継続性のため、担い手育成を支援するとともに、水産資源が確保できる環境づくりに取り組めます。

施策の方向

(1) 漁業生産基盤の充実

●漁業従事者の安全性や作業効率の向上を図るための機器購入助成や、関係機関と連携し、地元の要望等を踏まえながら、漁港や漁業関連施設・設備の整備充実を促進します。

(2) 水産業の担い手の育成・確保

●水産業を支える意欲ある担い手を確保するため、関係機関との連携による研修・指導等を通じ、企業の経営感覚を持つ経営体や若年漁業従事者等の育成を図るとともに、新規あるいは転職の漁業就労希望者に対する相談・紹介等、支援・協力を努めます。

(3) 水産資源の維持・拡大

●水産資源の維持・拡大に向け、関係機関と連携し、漁場造成を進めます。
●資源管理型漁業を進めるため、関係機関と連携し、クエ、ヒラメ、アワビ等の稚魚・稚貝の放流事業を進めるとともに、漁場や漁港の環境維持及び漁業活動により生じる廃棄物処理について支援します。

(4) 海や漁村地域の資源・施設等を有効活用する“海業”の促進

●漁村地域の魅力を生かすため関係機関と連携し、漁船や漁港施設等を利用した体験活動や集客活動を促進します。

主な関連計画

- 日高町産業振興促進計画
- 浜の活力再生広域プラン



比井崎漁協の朝市

3 商工業



うぶひだか

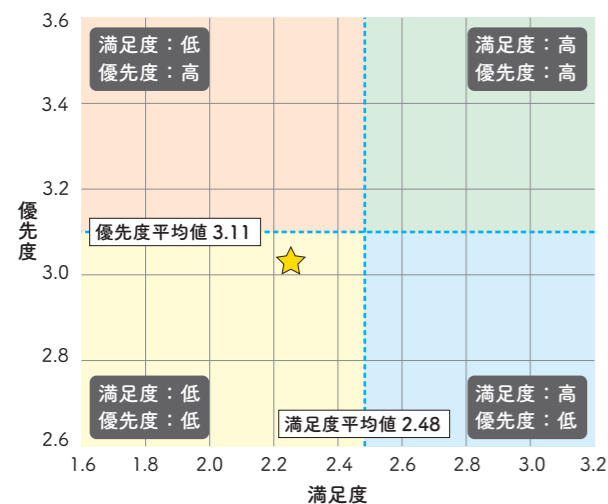
目指す方向

● 商工業の活性化により、継続的な雇用環境が保たれるまち

指標

指標	単位	現状値	計画終了時
小企業資金利子補給金制度の申請件数	件 / 年	41	40
特産品等開発事業補助金申請件数	件	0	3 ※ R8 ~ R12 累計

満足度・優先度 ※住民意識調査（R7）より



商工業

満足度：低	優先度：低
2.26	3.03

取組を進める視点

商工会と連携して本町に所在する事業所の状況を把握しながら、町内における働く場の創出や経済的な潤い等につながるよう、商工業者への支援に取り組みます。

施策の方向

(1) 商工会の運営支援

● 商工会の運営を支援し、商工業の活性化に向けた各種活動の一層の活発化を促進します。

(2) 商工業経営の促進

- 経営者の高齢化に伴い、事業者数が減少傾向にある中、商工会との連携のもと、各事業所の経営改善のほか、新規参入や後継者不足への対策等、時代に即した商工業経営を促進します。
- 厳しい経営環境を踏まえ、融資制度の周知及び活用促進に努め、商工業経営の安定化を促します。

(3) 内発的な産業開発の支援

● 商工会をはじめ関係機関・団体との連携のもと、地域の農水産資源等を生かした加工品等の内発的な産業開発を支援します。

主な関連計画

● 日高町産業振興促進計画



ふれあい祭

4 観光・交流



クエモニュメント

目指す方向

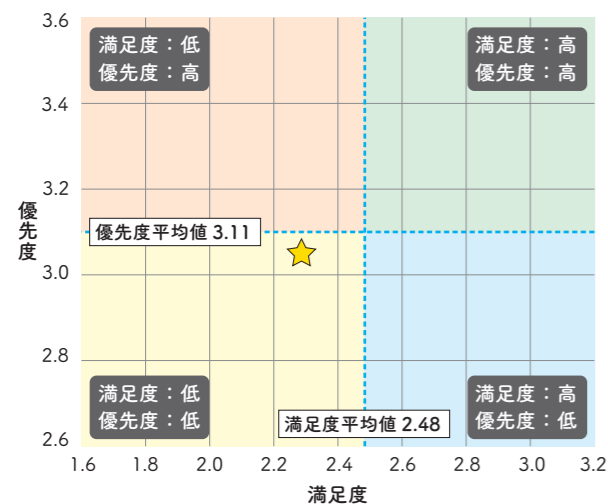
- 本町の魅力が訪れる人をひきつけ、再来訪につながるまち

指標

指標	単位	現状値	計画終了時
日高町の総観光客数	人/年	198,886	200,000
温泉館「海の里」みちしおの湯利用者数	人/年	45,563	50,000

満足度・優先度

※住民意識調査（R7）より



観光・交流

満足度：低	優先度：低
2.29	3.05

取組を進める視点

町の魅力を高めるため、観光関係機関と連携して積極的な情報発信を行うとともに、イベントや観光等をきっかけとして本町に関心をもつ人を増やすことで、町のにぎわいや地域の活性化にも寄与するように取組を進めます。

施策の方向

(1) 「クエのまちひだか」の推進

- 町の知名度やイメージを向上させ、観光客をはじめ、本町と関わりを持ち、応援してくれる関係人口の拡大を図ります。
- 天然クエにこだわったまちづくりを一層推進し、クエをテーマとした観光・交流機能の強化を進めます。
- 観光関連のホームページの充実や SNS 等を利用した情報発信に取り組みます。
- 観光協会の運営を支援し、観光振興に向けた各種活動の一層の活発化を促進します。

(2) 観光・交流資源の充実

- 熊野古道周辺や産湯海水浴場、西山、温泉館「海の里」みちしおの湯等の観光・交流拠点について、観光客のニーズに即した施設・設備の整備充実を進めるとともに、新たな観光、地域振興拠点の発掘に努めます。
- 地場産品の販売機会の充実、地域の活性化に向け、ふれあい祭等のイベントの充実にも努めます。
- 関係機関・団体との連携のもと、観光農漁業や農村・漁村体験をはじめ、食文化体験、民芸品づくり体験、歴史文化体験等、本町ならではの資源を生かした体験メニューの充実、メニューに応じた施設や人材の確保等の条件整備を促進し、体験型の観光・交流機能の強化を進めます。

(3) 広域連携による観光振興

- 日高振興局・日高管内1市6町等で構成される日高広域観光振興協議会を中心に、広域観光ルートの充実や広域的な集客活動を行い、圏域一体となった観光振興に取り組みます。

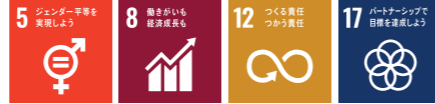
主な関連計画

- 日高町産業振興促進計画



アサギマダラ（西山アサギマダラの谷にて）

5 雇用対策



シルバー人材センターによる除草作業

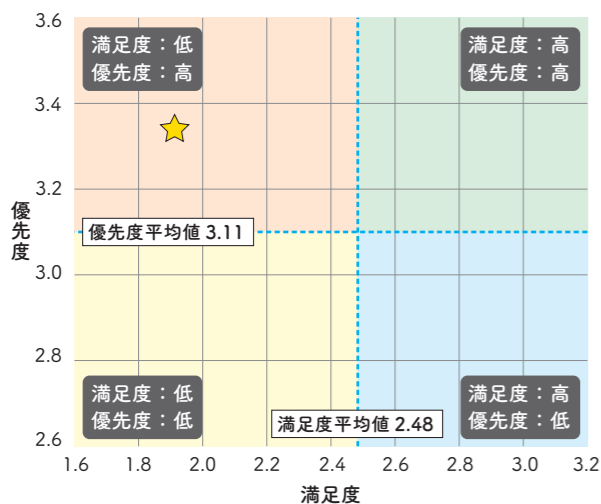
目指す方向

- 町民の就労の場や機会が確保されるまち

指標

指標	単位	現状値	計画終了時
町内事業所の従業員数	人	1,936 ※経済センサス (R3)	2,000
創業・事業承継等に関する相談支援件数	件 / 年	2	2

満足度・優先度 ※住民意識調査 (R7) より



雇用対策

満足度：低 優先度：高	満足度：高 優先度：高
1.91	3.34

取組を進める視点

就労関係機関と連携して町民の就業状況等を把握しながら、町民が生きがいをもって働くことができる場の確保に努めます。

施策の方向

(1) 雇用機会の確保と雇用の促進

- ハローワークや商工会等の関係機関との連携のもと、雇用に関する情報提供や相談、職業能力開発への支援等を行い、町内事業所への就労を促進します。
- シルバー人材センターや町内事業所と連携し、働く意欲のある高齢者の雇用を促進します。
- 商工会等と連携して新規起業や創業を支援するとともに、事業承継等に関する周知・啓発や相談支援を行い、就労の場の確保につなげます。

(2) 勤労者福祉の充実

- 商工会等と連携して、労働条件の向上や安全に働ける環境づくりに向けた事業所への啓発等に努めます。

主な関連計画

- 日高町産業振興促進計画

1 土地利用



上空からの日高町（海岸線）

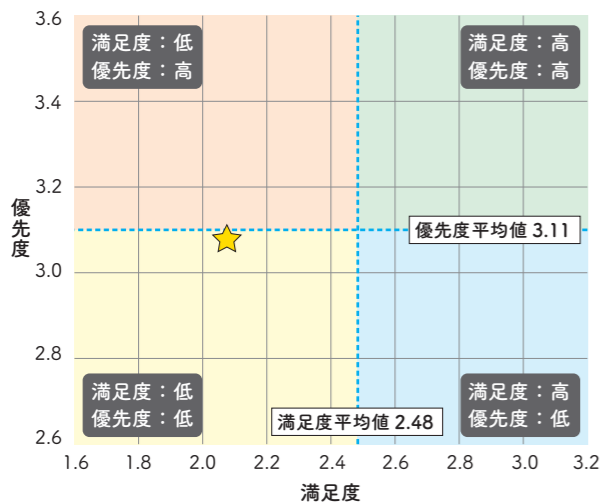
目指す方向

● 土地の利用や管理・保全が適切に行われるまち

指標

指標	単位	現状値	計画終了時
国土利用計画法による無届土地取引件数	件/年	0	0

満足度・優先度 ※住民意識調査（R7）より



土地利用

満足度：低	優先度：低
2.09	3.08

取組を進める視点

町民が暮らしやすいまちづくりのため、無秩序な土地利用を抑制しながら適正な利用に向けた周知啓発等に取り組めます。

施策の方向

(1) 計画的な土地利用の推進

● 計画的な土地利用を推進するため、農業振興地域整備計画等の見直しや総合調整を行い、土地利用の明確化を図ります。

(2) 適正な土地利用への誘導

- 土地利用関連計画や関連法等の周知と運用を図り、無秩序な開発行為や無届での土地の売買などの未然防止、土地利用区分に応じた適正な土地利用への誘導に努めます。
- 土地を適正かつ有効に利用するため、GIS*の更新及び有効活用を図ります。

* 地理情報システムのこと。コンピュータ上で様々な地理空間情報を重ね合わせて表示するためのシステム。



日高町管内地図

2 住宅、定住・移住



ワンストップパーソンによる移住相談

目指す方向

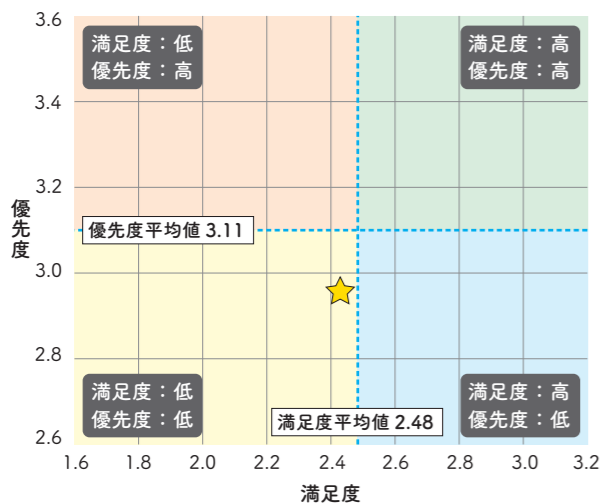
- 住環境が整い、快適な暮らしが実感できるまち

指標

指標	単位	現状値	計画終了時
耐震改修助成件数	件/年	4	5
空き家解体撤去費補助事業申請件数	件/年	10	10

満足度・優先度

※住民意識調査（R7）より



住宅、定住・移住

満足度：低	優先度：低
2.43	2.96

取組を進める視点

町民が安心して暮らせる住環境を確保するとともに、空き家対策を推進することで、住環境の向上に努めます。

施策の方向

(1) 住宅の耐震診断・耐震改修の促進

- 南海トラフ巨大地震等に備え、安全・安心な住宅・住環境の確保を図るため、既存木造住宅等の耐震診断と、診断に基づく耐震改修を支援します。

(2) 定住・移住につながる住環境の創出

- 定住・移住希望者からの相談に効果的に対応できるよう、ワンストップパーソン*の活用等により、定住・移住相談体制の充実を図ります。
- 空き家解体撤去費補助制度の周知と活用により空き家を減少させていくとともに、利活用できる空き家については県の空き家バンクへの登録を促進します。

* 移住に関する情報を一元化して提供し、定住につなげる支援を行う職員。

主な関連計画

- 日高町住宅・建築物耐震改修促進計画
- 日高町空き家等対策計画

3 道路・公共交通



町道改良事業

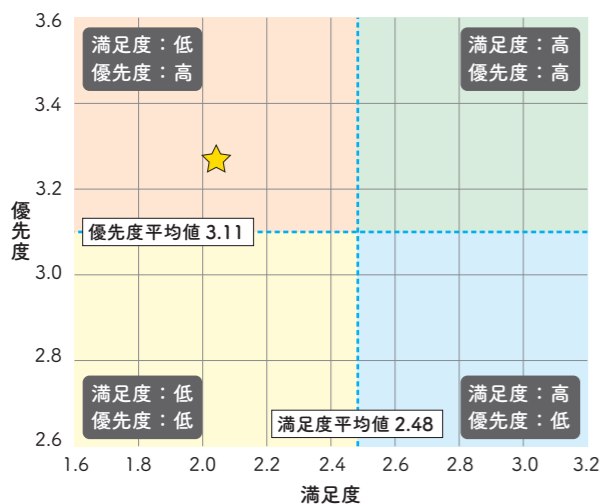
目指す方向

- 幹線道路の整備や鉄道等の維持により広域移動の利便性が保たれているまち
- 生活道路の整備や路線バス等が維持されることで移動がスムーズなまち

指標

指標	単位	現状値	計画終了時
町道（長堤天満・川原天満・平野線）の整備事業進捗率	%	0	50.0
橋梁修繕橋数	橋	0	3 ※ R8～R12 累計
公共交通に関する研修会等の開催回数	回 / 年	1	1

満足度・優先度 ※住民意識調査（R7）より



道路・公共交通

満足度：低	優先度：高
2.04	3.27

取組を進める視点

町民の日常生活の利便性や近隣市町へのアクセス向上のため、持続可能な鉄道・バス等の公共交通のあり方を検討するとともに、道路の維持・整備に努めます。

施策の方向

(1) 広域道路の整備促進

- 地域全体の発展に向け、関係自治体と協調し、近畿自動車道紀勢線の4車線化の早期完成と紀南延長を関係機関に働きかけます。
- 自動車通行の円滑化、安全性・快適性の向上に向け、国道42号及び県道の適切な維持管理と改良、歩車道の分離等を関係機関に要望します。

(2) 町道の整備

- 地域に密着した生活の基盤である町道について、地域の意向を踏まえつつ、拡幅や改良等を計画的に進めるとともに、危険箇所等の定期点検、道路パトロールの充実、効率的な維持管理に努めます。

(3) 橋梁の維持管理

- 橋梁については、5年に一度の定期点検を行い、予防的な修繕による長寿命化を図るとともに、計画的な架け替えを行います。

(4) 鉄道の利用促進

- JR紀勢本線について、利用者のニーズに応じた対応を図るとともに、老朽化した駅舎対策をJRと協議・検討します。

(5) 路線バスの維持

- 移動手段の確保を図るための公共交通に関する研修会等を実施し、路線バスの利用促進に努めるとともに維持・存続を関係機関に働きかけます。

主な関連計画

- 日高町公共施設等総合管理計画
- 日高町橋梁長寿命化修繕計画



公共交通ワークショップ

4 情報化・技術革新



職員セキュリティ研修

目指す方向

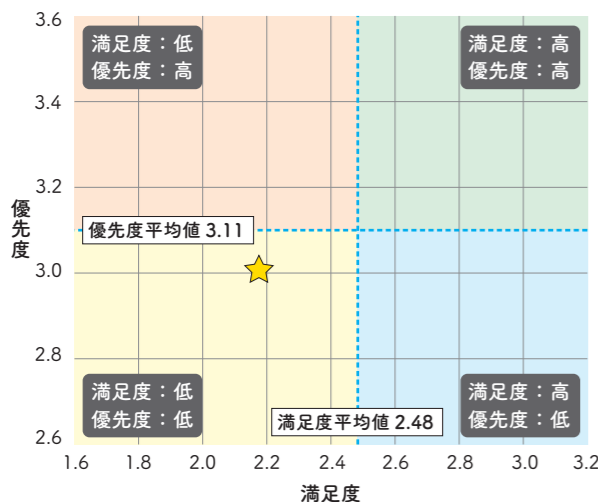
●時代に即した情報化や技術革新に取り組むことで、行政サービスの質が高まるまち

指標

指標	単位	現状値	計画終了時
町ホームページアクセス数	回 / 年	186,035	200,000
情報漏えい発生件数	件 / 年	0	0

満足度・優先度

※住民意識調査（R7）より



情報化・技術革新

満足度：低	優先度：低
2.18	3.01

取組を進める視点

本町の業務において、時代の流れに応じたシステムの利用や情報管理・情報発信を行うとともに、デジタル技術の導入・利活用についても検討を進めます。

施策の方向

(1) 行政内部の情報化の推進

●既存の各種システムの維持・充実に努めるとともに、時代に即した新たなシステムの導入を検討し、行政内部の情報化を推進します。

(2) 多様な媒体による情報発信

●ホームページや「ひだか防災・行政ナビ」アプリ*1、ケーブルテレビ等により、町民に対して地域や行政の情報を発信します。

(3) 安全な情報環境づくり

●研修による町職員の資質向上やセキュリティ体制の構築、監査の実行等により、情報セキュリティ対策の強化に努めます。

(4) 産業振興に向けた未来技術の利活用の検討

●関係機関・団体と連携し、産業分野におけるロボット、AI、IoT*2等の未来技術の利活用の可能性について検討を進めます。

* 1 防災情報や行政情報を配信するとともに、災害時の緊急情報がプッシュ通知で届くスマートフォンアプリ。
* 2 Internet of Things の略。あらゆる「モノ」がインターネットに接続され、情報をやり取りできる仕組み。

■ひだか防災・行政ナビについて

ひだか防災・行政ナビ

POINT

1. 防災無線の情報を文字でいつでも、どこでも確認ができる
※一部音声もつきます。
2. 広報紙やハザードマップなどが確認できます。
※くらしや防災に役立つ情報について、順次増やしていきます。
3. マップ機能で避難所等の位置や危険な場所が確認できます。
※アプリに反映するには時間がかかります。最新データかどうかはお問い合わせください。

STEP 01 右のQRコードを読み取るか、Google PlayやApp Storeで「ライブビジョン」と検索してください。

STEP 02

- 1 インストールボタンをタップし、ご自分のGoogleアカウントまたはAppleのIDとパスワードを入力してください。
- 2 インストール完了後、スマートフォンのホーム画面にこのアイコンが表示されます。
- 3 ホーム画面に表示されているアイコンをタップします。

STEP 03

「地域を選択してログイン」を選択

町内在住の方は郵便番号7桁を、町外在住の方は「6491200」を入力し検索

地域を確認「次へ」を選択

利用規約を確認し「同意する」を選択

以上で設定は完了です。最初の画面が表示されます。

1 人権尊重



保育所での人権教室

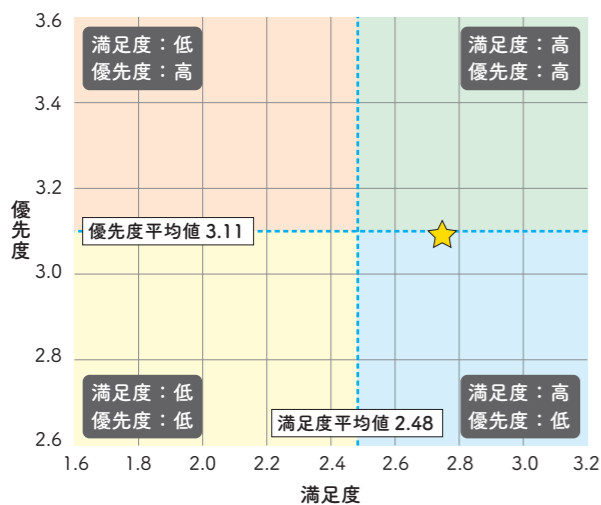
目指す方向

- 基本的人権が守られ、一人ひとりが尊重されるまち

指標

指標	単位	現状値	計画終了時
人権講演会参加者数 ※直近開催（5回分）の累計	延べ人	279	280

満足度・優先度 ※住民意識調査（R7）より



人権尊重

満足度：高	優先度：低
2.75	3.09

取組を進める視点

町民一人ひとりの基本的人権が尊重されるまちづくりのため、互いの立場を尊重して認め合える社会の実現に向けた取組を進めます。

施策の方向

(1) 人権教育・啓発の推進

- あらゆる差別やいじめ・偏見等をなくし、互いを認め合えるよう、講演会をはじめ様々な場や機会を通じて人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

(2) 人権相談の実施

- 関係機関との連携のもと、人権問題に関する相談支援を行います。



保育所での人権教室



人権講演会

2 男女共同参画



統計調査報告会

目指す方向

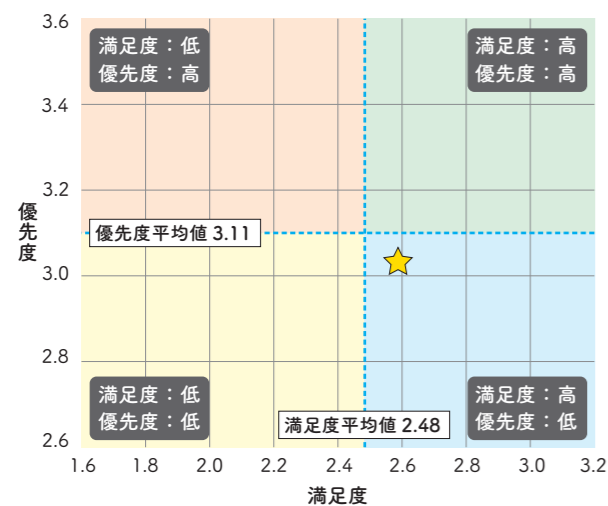
- 性別に関わりなく、個性と能力が十分に発揮されるまち

指標

指標	単位	現状値	計画終了時
審議会等の委員に占める女性の割合	%	11.7	12.0

満足度・優先度

※住民意識調査（R7）より



男女共同参画

満足度：高	優先度：低
2.59	3.03

取組を進める視点

町民一人ひとりが活躍できるよう、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めます。

施策の方向

(1) 男女共同参画に向けた意識づくり

- 広報・啓発活動を通じ、男女共同参画社会の形成に向けた意識改革を推進します。
- あらゆる機会をとらえて世代や社会環境に応じた男女平等に関する教育活動を推進します。

(2) 男女がともに活躍できる基盤づくり

- 女性の意欲と能力を生かせるよう、町の審議会等への女性の登用、団体役員・地域役員への女性の登用の働きかけ等を行い、政策・方針を決定する場への女性の参画を促進します。
- 育児・介護休業制度の普及促進や事業所への男女共同参画に関する啓発、農水産業における労働環境改善の啓発等、ワーク・ライフ・バランス*の実現を支援する取組を進めます。

(3) 暴力の根絶に向けた取組の推進

- 関係機関との連携のもと、DV等の暴力の根絶に向け、相談・保護体制の充実に努めます。

*仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活、自己啓発等も充実させること。

主な関連計画

- 日高町男女共同参画計画



クエッコランドでの風景

3 コミュニティ



小中集会所

目指す方向

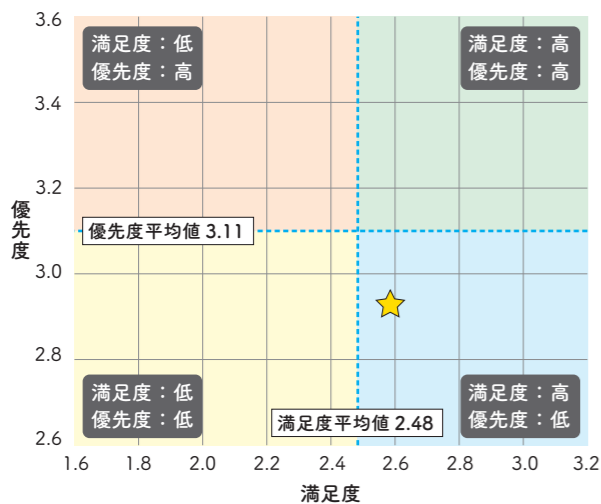
●各地域の状況に応じたコミュニティ活動が活発に行われているまち

指標

指標	単位	現状値	計画終了時
一般コミュニティ助成事業申請件数	件	2	7 ※R8～R12累計

満足度・優先度

※住民意識調査（R7）より



コミュニティ

満足度：高 優先度：低
2.59

取組を進める視点

町民同士の交流や親睦等を通じて地域コミュニティ活動の活性化を促すとともに、町民の自主的な活動や地域活動を支援することで、町民とともに地域づくりを進めます。

施策の方向

(1) コミュニティに関する啓発等の推進

●コミュニティの重要性や必要性に関する啓発活動や情報提供を行い、地域住民のつながりの維持・強化に努めます。

(2) コミュニティ活動の活性化支援

●安全・安心に暮らせる地域環境の創出に向け、地域住民同士の交流の場づくり等、支え合い助け合うコミュニティの再生と創造を促す取組を進めます。



秋祭り（内原祭）



秋祭り（内原祭）



秋祭り（志賀祭）

4 町民参画・協働



広報ひだか

目指す方向

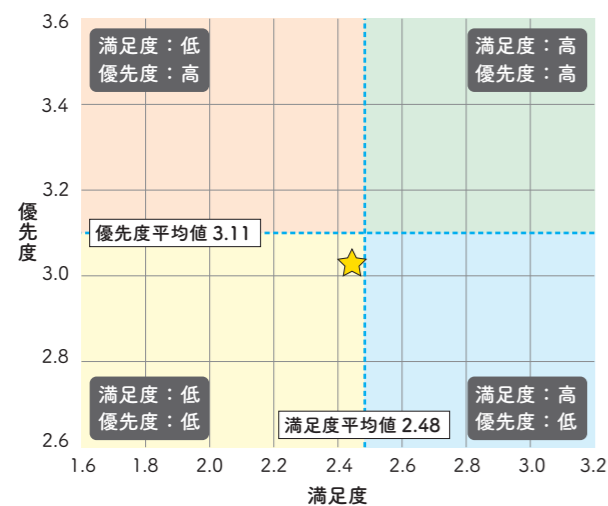
- 町民と町行政との協働・連携による様々な取組が行われているまち

指標

指標	単位	現状値	計画終了時
「広報ひだか」を読んでいる人の割合	%	92.6 ※住民意識調査（R7）	93.0

満足度・優先度

※住民意識調査（R7）より



町民参画・協働

満足度：低 優先度：低	満足度：高 優先度：高
2.44	3.03

取組を進める視点

町民への情報公開や町民からの意見聴取等により、行政サービスや施策に町民の意見が反映されるように取り組めます。

施策の方向

(1) 広報・広聴活動の充実

- 読みやすく分かりやすい広報紙づくりをはじめ、多様な媒体・手段を活用した広報活動の充実に努めます。
- 区長会や町へのご意見箱、各種意識調査等による広聴活動の充実に努めます。

(2) 情報公開の推進

- 町民への説明責任を果たし、開かれた町政を推進するため、個人情報の保護に十分配慮しつつ、情報公開を推進します。

(3) 町の政策形成への参画・協働の促進

- 町の各種計画づくりやその評価・見直しに際し、懇談会の開催やパブリックコメント*の実施等を図り、町の政策形成への町民の参画・協働を促進します。

(4) 町民団体・NPO等への支援

- 既存の各種町民団体の活動支援に努めるほか、新たなまちづくり団体やNPO等の把握に努めます。

* 計画策定の段階で、計画案に対して住民等から意見を公募すること。



ご意見箱

5 行財政運営



日高町役場庁舎

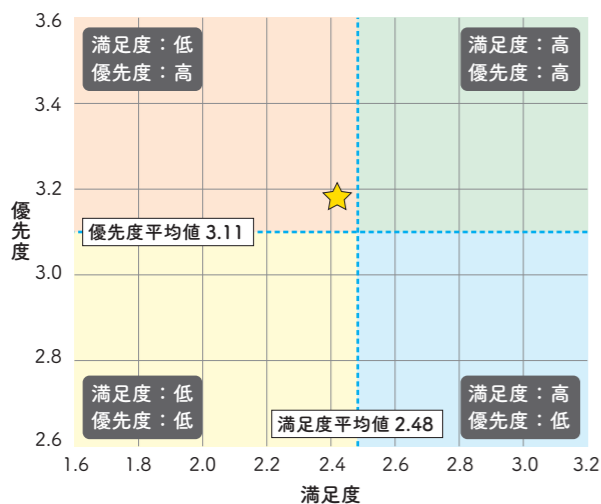
目指す方向

- 時代の流れや町民ニーズに基づく行政サービスを提供できるまち
- 中長期的な視点から健全な財政運営が行われるまち

指標

指標	単位	現状値	計画終了時
町税徴収率	% / 年	98.4	98.4
町税のキャッシュレス納付率	% / 年	35.3	40.3
ふるさと納税（企業版含む）申込件数	件	19,494	150,000 ※R8～R12累計

満足度・優先度 ※住民意識調査（R7）より



行財政運営

満足度：低	優先度：高
2.42	3.18

取組を進める視点

町民のニーズと時代の流れに応じた行政サービスの維持・向上に取り組むとともに、中長期的な観点から財政負担の平準化を見通しながら、将来世代に負担を先送りしない健全な財政運営を行います。

施策の方向

(1) 行政サービスの維持・向上

- 新たな行政課題や問題、複雑・多様化する町民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、必要に応じ柔軟に取り組めます。
- 計画的な職員の定員管理を行いながら、職員研修等への積極的な参加を促し、複雑・多様化する町民ニーズに対応できるよう職員の育成に努めるとともに、適正な人事評価制度の運用に取り組めます。
- デジタル技術を積極的に活用し、業務効率化と行政サービスの向上に取り組めます。

(2) 健全な財政運営

- 中・長期的な見通しを踏まえつつ、また、財政状況の分析・公表を行いながら、施策の優先化・重点化を図るとともに、適切な基金の活用と町債の管理に配慮した健全な財政運営に努めます。
- 公共施設等については、公共施設等総合管理計画に基づき、財政的負担を平準化させるとともに、町の規模や利用状況にあわせた適正配置による維持管理費の縮減に努めます。
- 町税の確保について、課税客体の適正な把握に努めるとともに、課税の公平性を担保する観点から、滞納者への納付指導による収納体制の強化を進め、徴収率の向上を図ります。
- 町税の納付手段を多様化して納税者の利便性を高めることで、期限内納付の向上を図ります。

(3) 民間活力の導入

- 公共施設の運営や行政サービスの提供に対して、必要性や効果を見極めながら、指定管理者制度の活用や民間委託を行います。

(4) ふるさと納税の有効活用

- ふるさと納税及び企業版ふるさと納税について、本町の魅力や取組等をPRしながら寄附者の増加に向けた取組を進め、まちづくりの財源として有効活用していくとともに、本町に関わりを持ち、応援してくれる関係人口の増加にもつなげていきます。

(5) 広域行政の推進

- 効率的な自治体経営の推進と町民サービスの向上に向け、御坊広域行政事務組合をはじめとする一部事務組合による共同事業等の充実に努めるとともに、今後の広域行政のあり方について調査・研究を進めます。

主な関連計画

- 日高町定員適正化計画
- 日高町まち・ひと・しごと創生推進計画
- 日高町公共施設等総合管理計画



資料編

Hidaka Town

1. データから見る町の概況

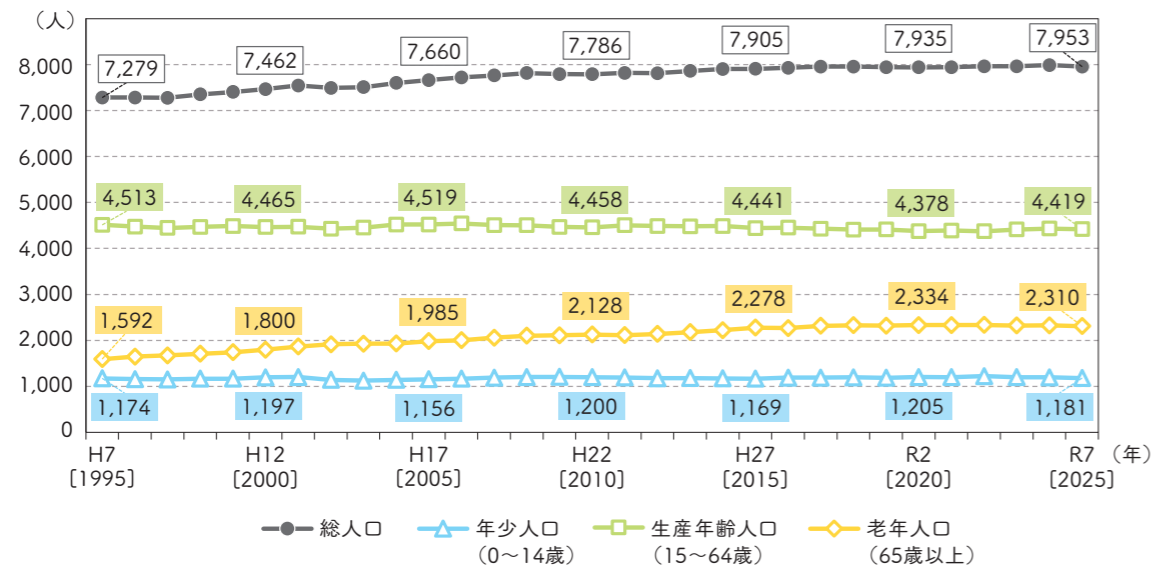
(1) 町の人口動向

① 総人口・年齢3区分別人口の推移

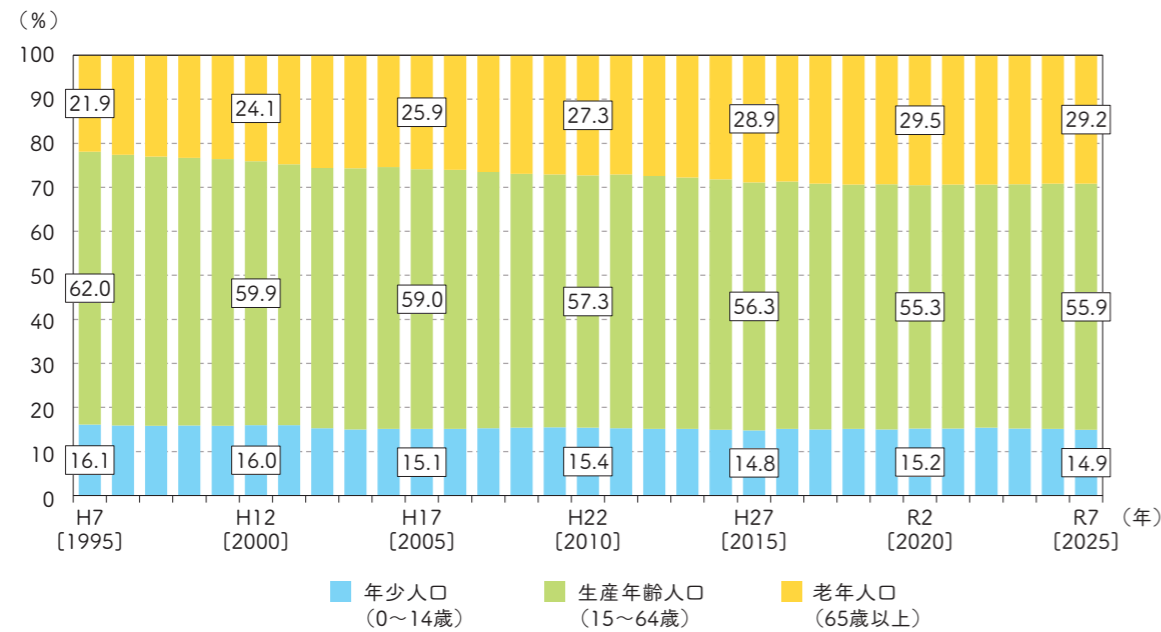
年齢3区分別人口の推移を見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）はほぼ横ばい、老年人口（65歳以上）は増加傾向で推移しています。

年齢3区分別人口割合の推移を見ると、年少人口（0～14歳）の割合はほとんど変わりませんが、生産年齢人口（15～64歳）の割合は減少し、老年人口（65歳以上）の割合は増加しています。

■町の総人口と年齢3区分別人口の推移



■年齢3区分別人口割合の推移



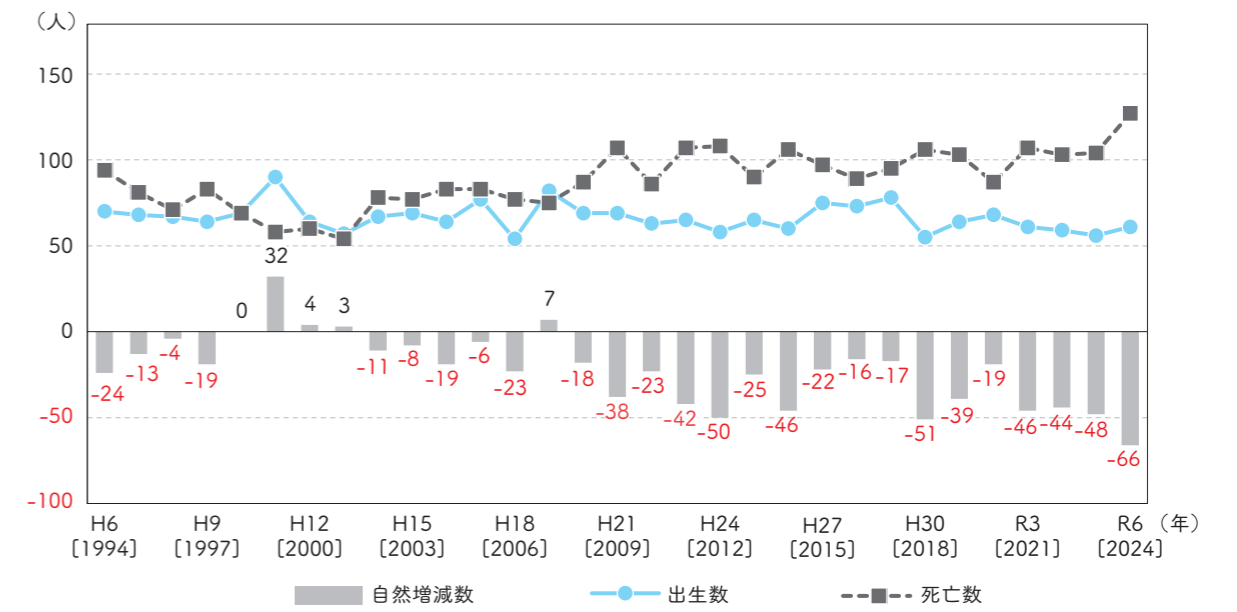
資料：総務省「住民基本台帳」※ H7～H25は各年3月31日時点、H26～は各年1月1日時点

② 自然増減・社会増減

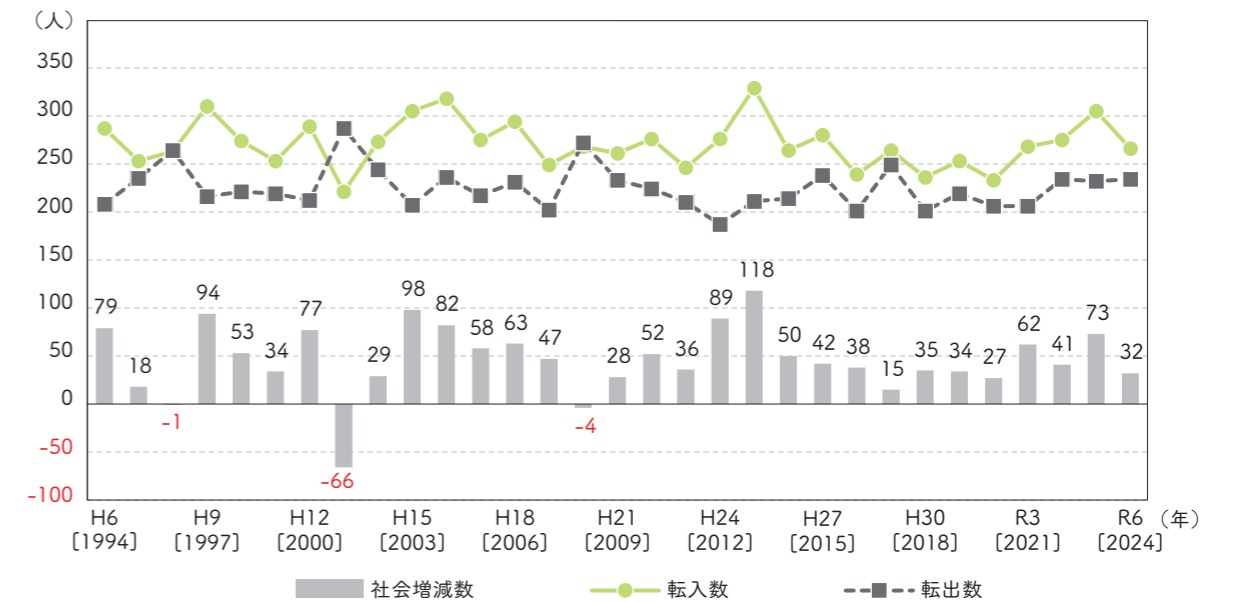
自然増減（出生数と死亡数の差）を見ると、平成20年以降は自然減で推移しています。

社会増減（転入数と転出数の差）を見ると、年毎に増減はあるものの、ほとんどの年において社会増で推移しています。

■自然増減の推移



■社会増減の推移



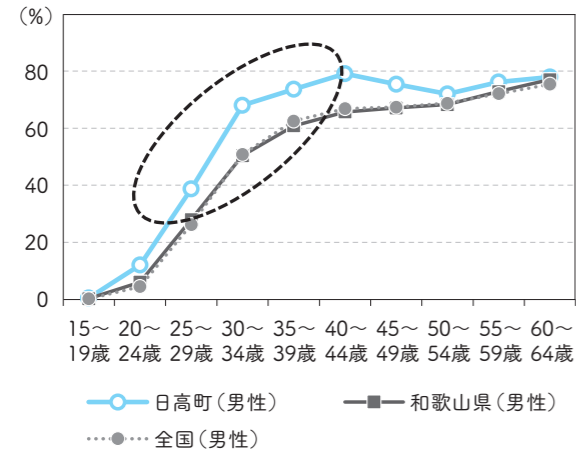
資料：総務省「住民基本台帳」（H6～H24は各年4月1日～翌年3月31日、H25～は各年1月1日～12月31日）

③ 自然増減に関わる要因

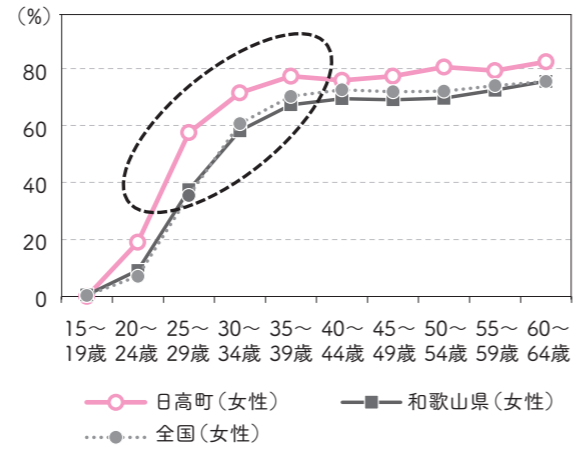
婚姻の状況を示す有配偶率について、男性・女性ともに全ての世代で全国及び和歌山県より高く、子育ての中心世代と言える25～44歳では特に高くなっています。

また、近年の合計特殊出生率（平成30年～令和4年の値）は1.62であり、全国及び和歌山県を上回っています。

■有配偶率（男性）

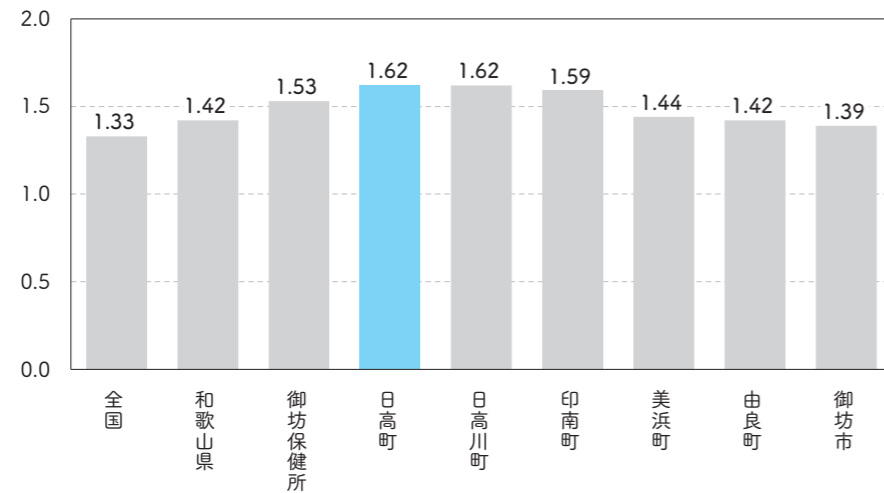


■有配偶率（女性）



資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

■合計特殊出生率（ベイズ推定値*）



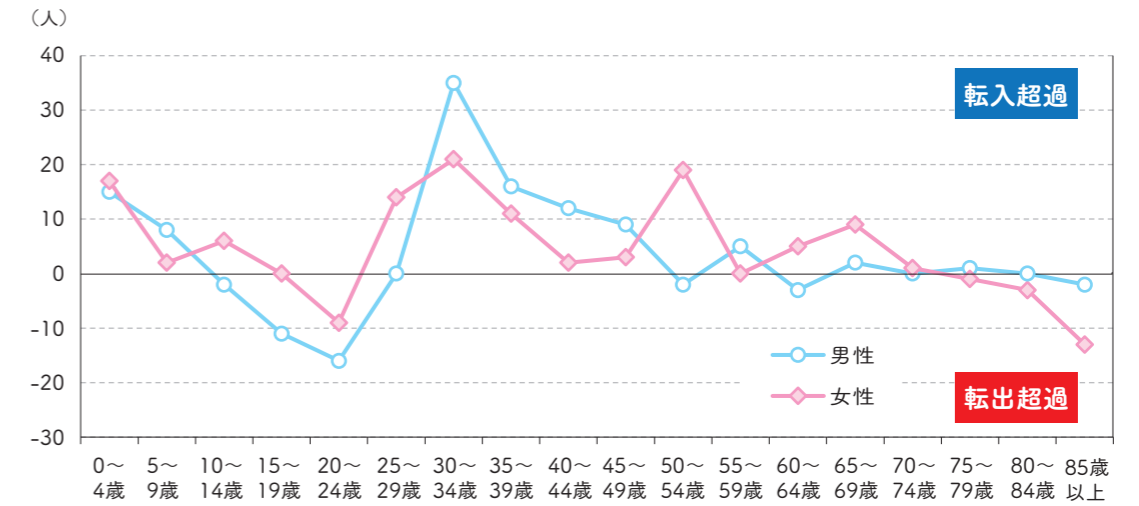
資料：厚生労働省「人口動態統計特殊報告」※平成30年～令和4年の値

* 「ベイズ推定値」：市町村等の標準化死亡率や合計特殊出生率の算出において、地域間比較や経年比較に耐えうる安定性の高い指標を求めるため、ベイズ統計学的手法を用いることにより、出現数の少なさに起因する偶然変動の影響を減少させた推定値。

④ 社会増減に関わる要因

転入・転出超過数（令和4年～令和6年の累計）を見ると、年少人口と子育て世代の転入が顕著である一方、15～24歳では進学や就職等に起因すると考えられる転出超過が見られます。

■転入・転出超過数（男女別・5歳階級別）【令和4年～令和6年の累計】



（単位：人）

年齢	転入			転出			転入超過数		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
0～4歳	43	42	85	28	25	53	15	17	32
5～9歳	17	15	32	9	13	22	8	2	10
10～14歳	12	17	29	14	11	25	-2	6	4
15～19歳	16	18	34	27	18	45	-11	0	-11
20～24歳	55	63	118	71	72	143	-16	-9	-25
25～29歳	60	71	131	60	57	117	0	14	14
30～34歳	53	42	95	18	21	39	35	21	56
35～39歳	43	38	81	27	27	54	16	11	27
40～44歳	27	17	44	15	15	30	12	2	14
45～49歳	19	19	38	10	16	26	9	3	12
50～54歳	12	26	38	14	7	21	-2	19	17
55～59歳	13	9	22	8	9	17	5	0	5
60～64歳	9	12	21	12	7	19	-3	5	2
65～69歳	5	10	15	3	1	4	2	9	11
70～74歳	6	8	14	6	7	13	0	1	1
75～79歳	6	4	10	5	5	10	1	-1	0
80～84歳	1	4	5	1	7	8	0	-3	-3
85歳以上	11	15	26	13	28	41	-2	-13	-15
計	408	430	838	341	346	687	67	84	151

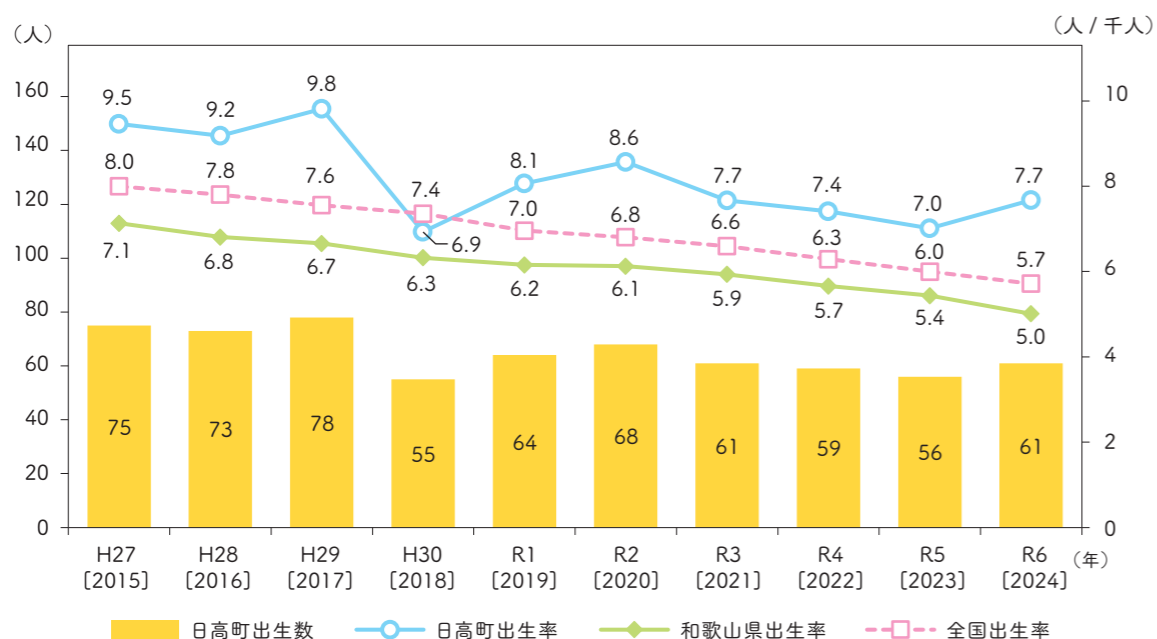
資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」（令和4年～令和6年の累計）

(2) こどもの状況

人口1,000人あたりの出生率は、全国及び和歌山県と比べて概ね上回って推移しています。ただし、出生数を見ると平成29年の78人以降は減少傾向で推移しており、令和6年は61人となっています。

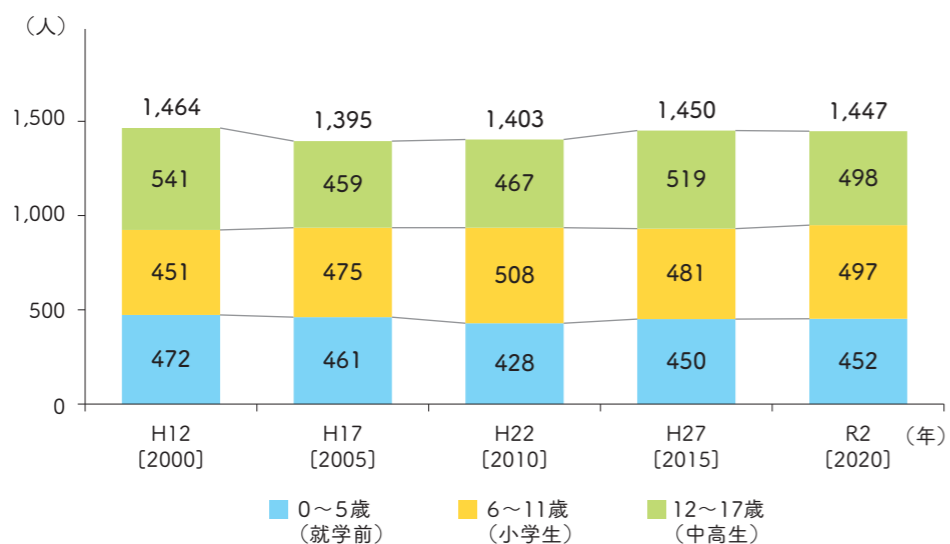
子どもの人口（18歳未満）は、平成12年から令和2年にかけてほとんど変わっていません。

■出生数・出生率の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

■子どもの人口の推移



資料：総務省「国勢調査」

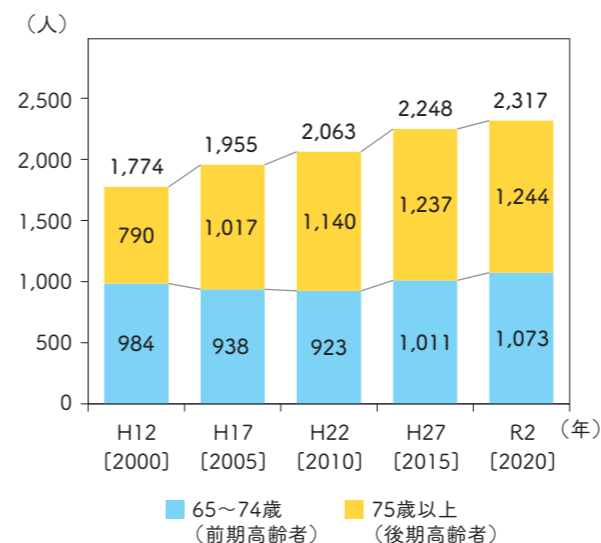
(3) 高齢者の状況

高齢者数は増加傾向で推移しており、令和2年は2,317人となっています。

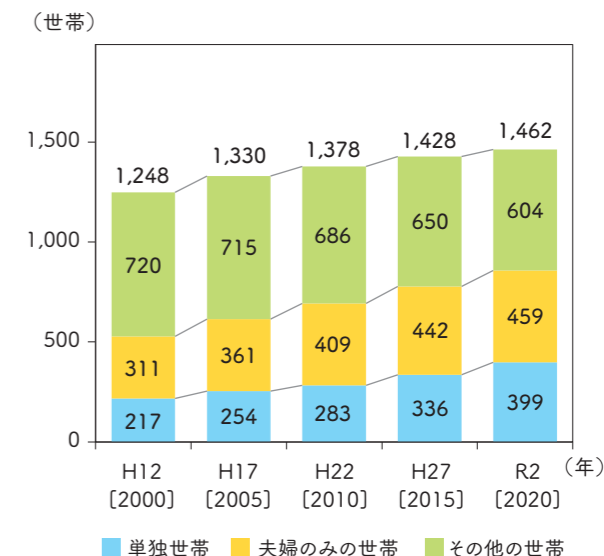
高齢者のいる世帯は増加傾向で推移しており、令和2年は1,462世帯となっています。

高齢者のいる世帯の構成割合を見ると、高齢者のいる世帯のうち、高齢者の「単独世帯」と「夫婦のみの世帯」の合計割合は令和2年で58.7%となっています。

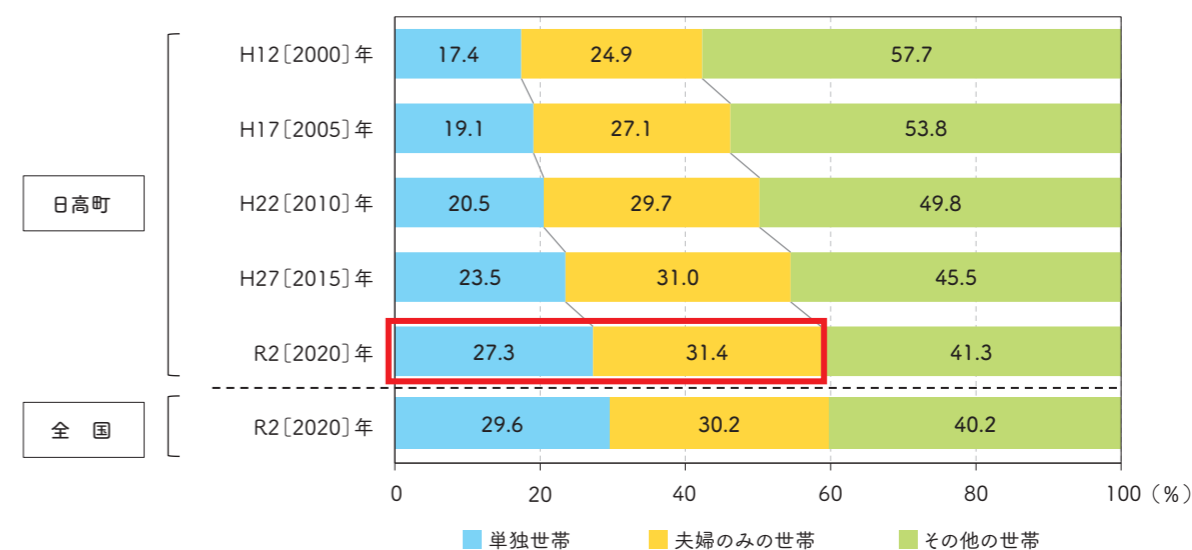
■高齢者数の推移



■高齢者のいる世帯の推移



■高齢者のいる世帯の構成割合の推移



資料：総務省「国勢調査」

(4) 女性活躍の状況

① 女性参画状況

女性参画に関する主な指標を見ると、本町の女性の登用はあまり進んでいるとは言えない状況です。

■女性参画に関する主な指標

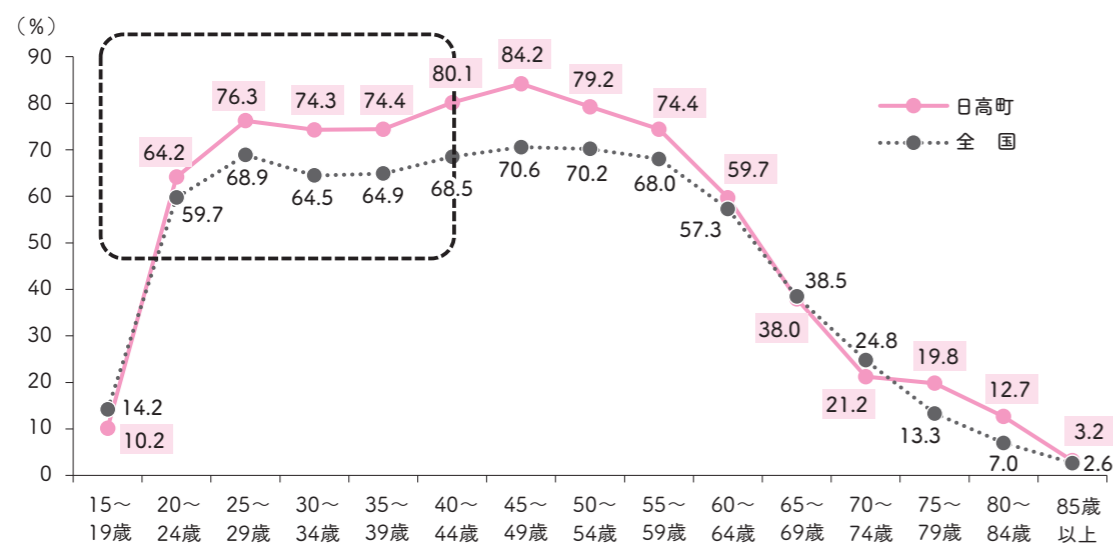
	令和6(2024)年度		
	県内順位	実数	割合
公務員 管理職(課長職)に占める女性の割合	15位	2人/11人	18.2%
防災会議 委員に占める女性の割合	17位	1人/17人	5.9%
審議会 委員に占める女性の割合	30位	9人/70人	12.9%
自治会 自治会長に占める女性の割合	21位	0人/21人	0.0%

資料：内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況
内閣府女性活躍推進法「見える化」サイト(令和6年度)

② 女性就業率

女性就業率は、全国と比較して20～64歳の年齢層で高くなっています。ただし、25～39歳で女性の就業率が低下する、いわゆるM字カーブ*が見られる状況です。

■女性の就業率(5歳階級別)



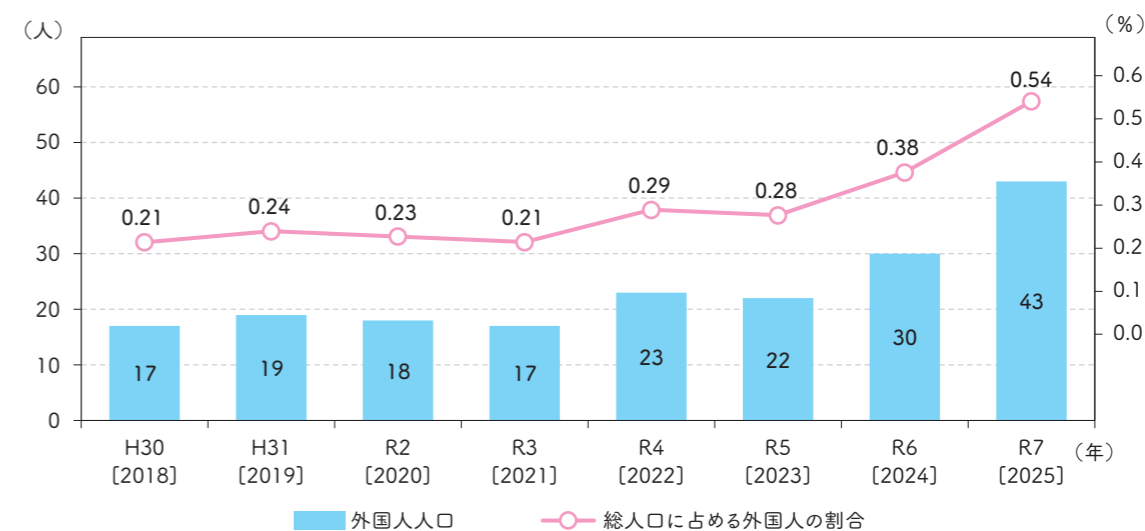
資料：総務省「国勢調査」(令和2年)

* 「M字カーブ」：女性の年齢別に見る労働力人口の割合をグラフで示した場合、アルファベットの「M」に似た曲線を描くことからついた言葉。

(5) 外国人人口の状況

住民基本台帳(令和7年1月1日時点)によると、町の総人口に占める外国人の割合は0.54%(43人)となっています。

■外国人人口の推移



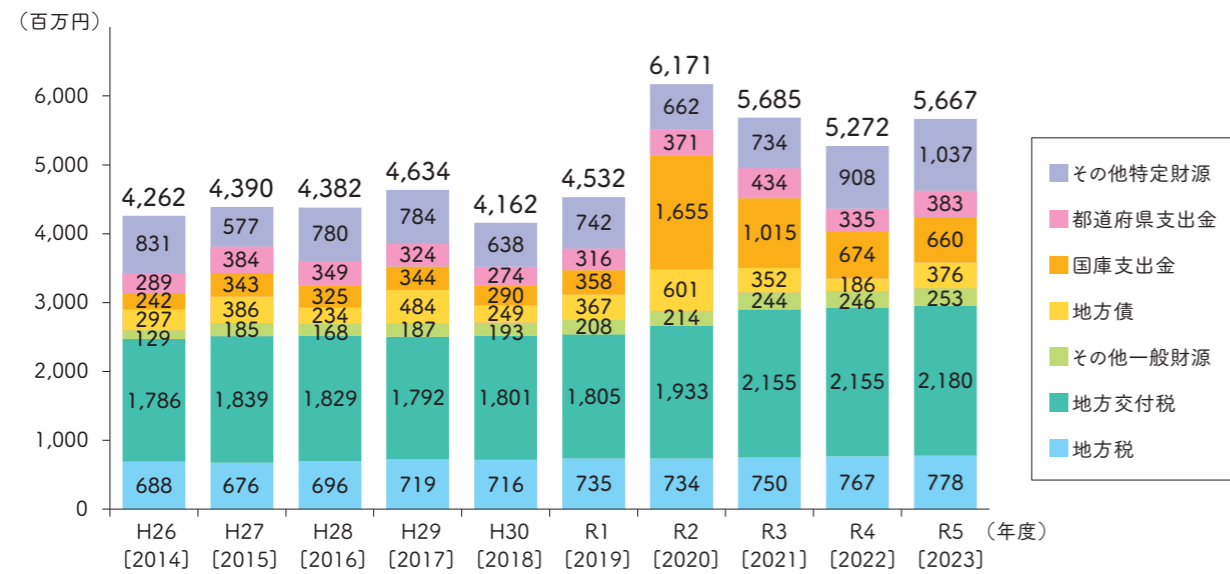
資料：総務省「住民基本台帳」(各年1月1日時点)

(6) 財政の状況

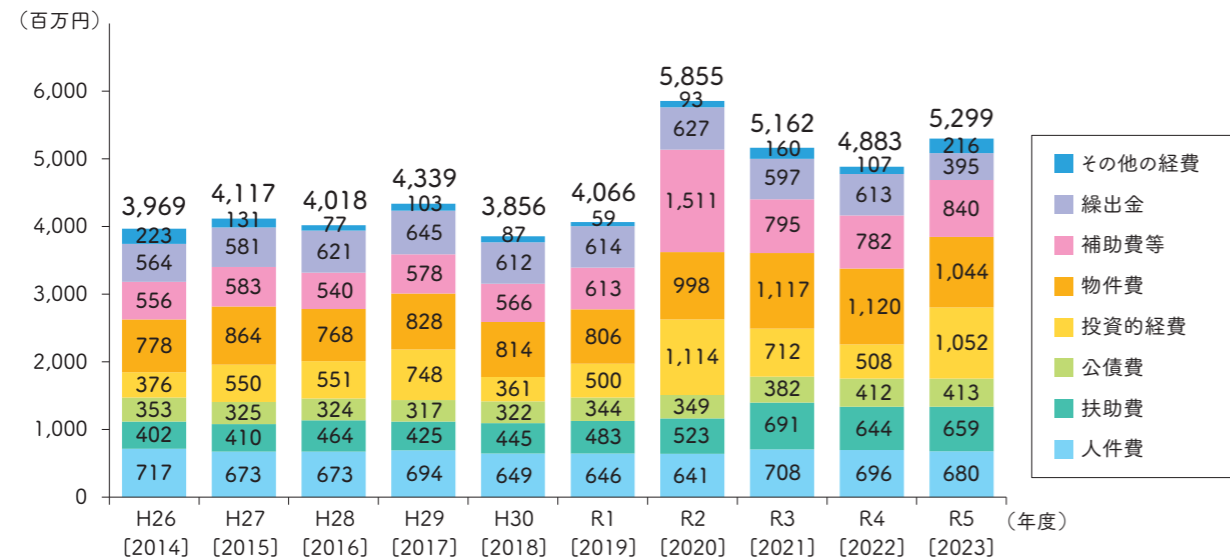
① 歳入及び歳出決算額の推移

令和5年度の一般会計における歳入総額は56億6,700万円、歳出総額は52億9,900万円となっています。歳入を見ると、地方交付税が年々増えている状況です。また、令和2年度からのコロナ禍により国庫支出金が増えています、町の規模に応じた歳入の状態に戻りつつあります。歳出を見ると、高齢化の進展等により扶助費に含まれる社会保障経費が増加で推移していることから、扶助費が増加しています。

■歳入決算額の推移



■歳出決算額の推移



資料：総務省「地方財政状況調査」

② 財政指標の推移

公表されている「和歌山県内市町村の財政状況資料集（令和5年度）」をもとに、財政力を示す7つの指標を見ておきます。

■財政力指数（この数値が1に近い、あるいは1を超えるほど、余裕財源を保有している。）

令和5年度の財政力指数は0.29です。町民税の個人所得割や固定資産税の家屋は増収傾向にあるものの、町内に主要な企業が少なく、財政基盤が弱いことが要因です。今後もより一層の税収確保のため、課税客体の適正な把握と納税意識の高揚に取り組み、財政基盤の強化に努める必要があります。

■経常収支比率（この数値が低いほど臨時的な経費に対して余裕がある。70～80%が適正で90%以上は硬直化しているとされる。）

令和5年度の経常収支比率は96.2%です。令和3年度は90.8%に減少しましたが、令和4～5年度は上昇しており、類似団体平均を上回っています。社会保障関係費の増加による扶助費や公共施設の老朽化対策経費の増加に加え、他会計への繰出金の増加が高止まりの要因です。経常一般財源は、実質交付税の増減の影響を受けることから、経常経費の削減の取組により財政構造の硬直化の改善に努める必要があります。

■実質公債費比率（自治体の収入に対する負債返済の割合。この数値が大きいほど、返済の資金繰りが厳しい。18%以上の場合、新たな借金をするために国や都道府県の許可が必要。）

令和5年度の実質公債費比率は11.3%です。過去の大型事業の財源とした既発債の償還終了により、平成20年度以降は連続して改善を続けてきましたが、平成29年度以降は悪化に転じており、令和5年度は前年比+0.9%の悪化となりました。大型事業の志賀小学校増改築事業、道路改良事業等の償還が始まったことにより、比率は上昇傾向で推移することが見込まれます。

■将来負担比率（将来支払う可能性がある負債の一般会計比率。350%以上で早期健全化団体となる。）

令和5年度の将来負担比率は61.5%です。令和5年度は前年比+4.4%の悪化となりました。これは地方債現在高の減少により将来負担額は減少しましたが、それ以上に充当可能財源等が減少したことが要因です。今後も公共施設等の老朽化や学校増改築に係る地方債の発行を予定していることに加え、組合負担等見込額の増加により、今後数年間は将来負担比率は上昇すると見込まれます。

■人口千人あたり職員数

令和5年度の人口千人あたり職員数は8.77人です。定員適正化計画に基づく定員管理により、類似団体平均を大きく下回っています。今後も現職員数を維持するとともに、適切な定員管理に努めます。

■人口1人あたり人件費・物件費等の決算額

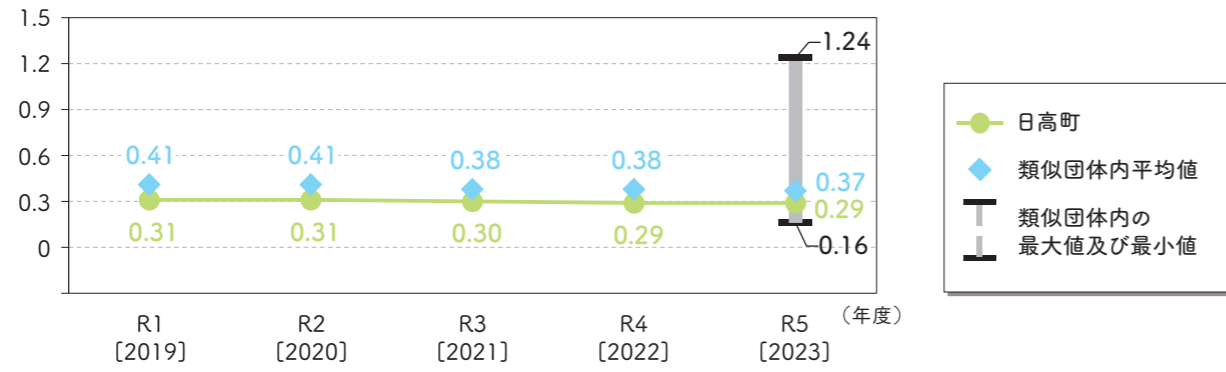
令和5年度の人口1人あたり人件費・物件費等の決算額は214,043円です。類似団体平均よりも低い水準ですが、これは消防やごみ処理業務を一部事務組合で行っていることが要因です。人件費は、定員適正化計画の目標達成による削減効果が続いていますが、物件費は、保育所指定管理委託料や予防接種委託料、電算関係の委託料・使用料等、経常的な経費に加え、公共施設の老朽化対策経費が増加しており、事務事業の見直し等によるさらなる削減に努める必要があります。

■ラスパイレス指数（地方公務員の給与水準を、国家公務員の給与水準と比較するための指数。国の平均給与額を100として算出する。）

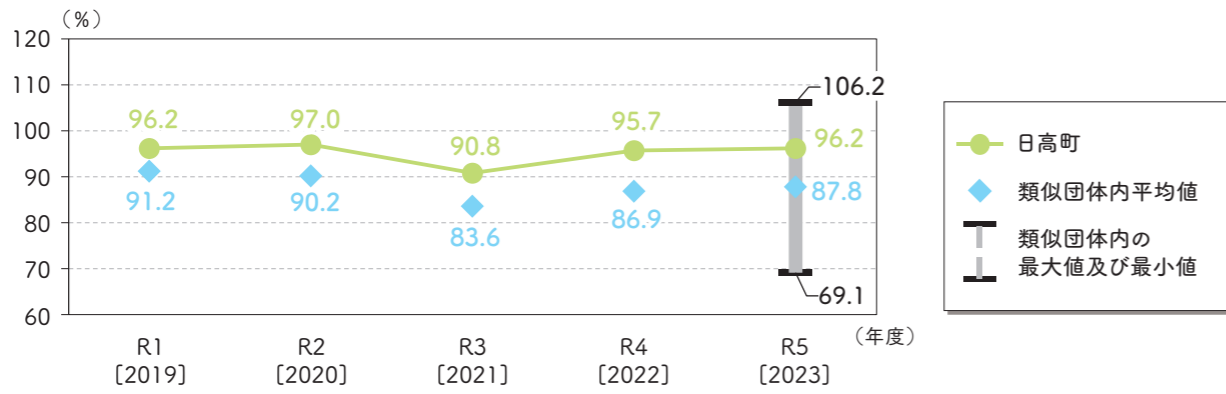
令和5年度のラスパイレス指数は96.0です。類似団体平均をやや上回っていますが、人事院勧告に準じた給与改定や国の要請に基づく給与削減に取り組むことで抑制に努めています。引き続き職員給与の適正化に努める必要があります。

◆次ページ以降で7つの指標について類似団体との比較グラフを掲載しています。

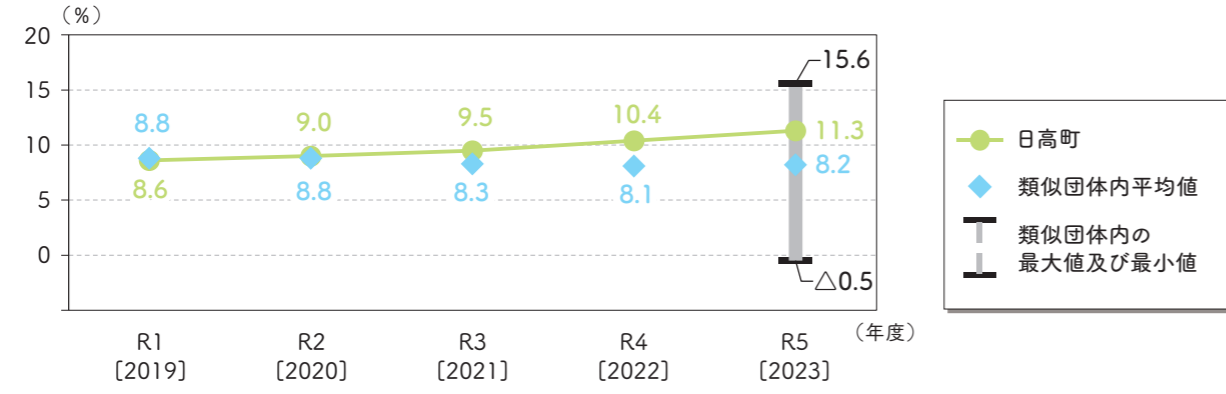
財政力指数 [0.29]



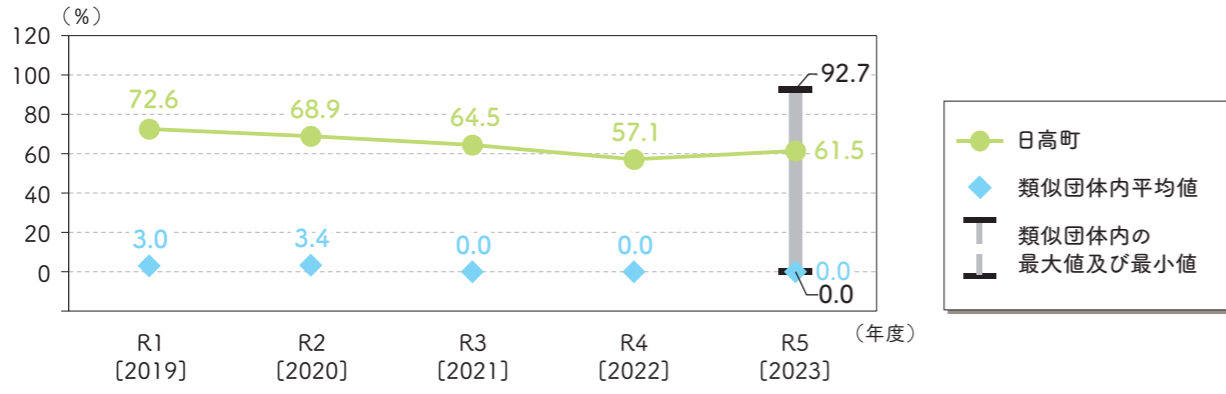
経常収支比率 [96.2%]



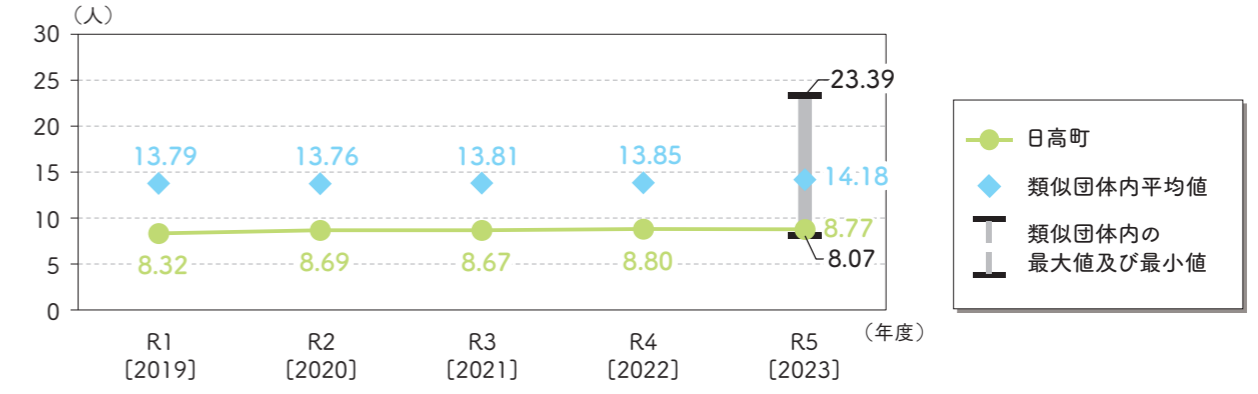
実質公債費比率 [11.3%]



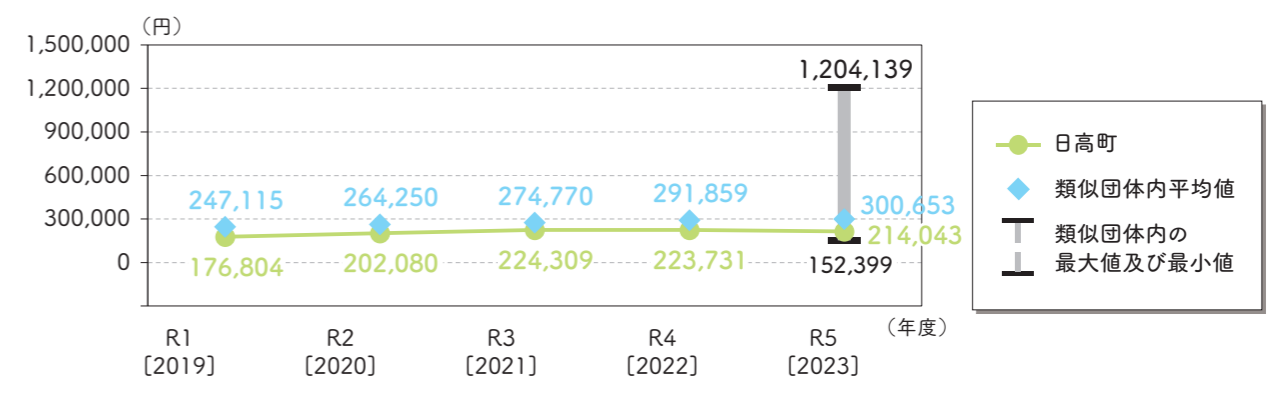
将来負担比率 [61.5%]



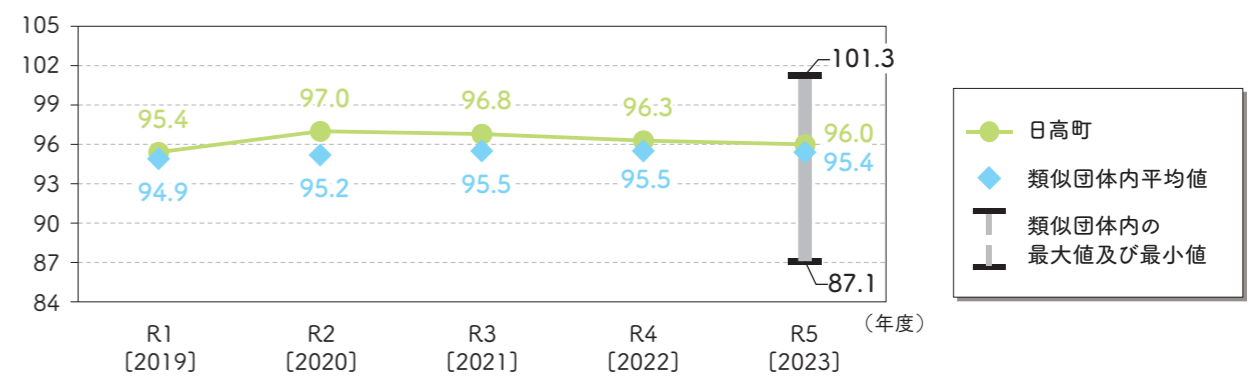
人口千人あたり職員数 [8.77人]



人口1人あたり人件費物件費等の決算額 [214,043円]

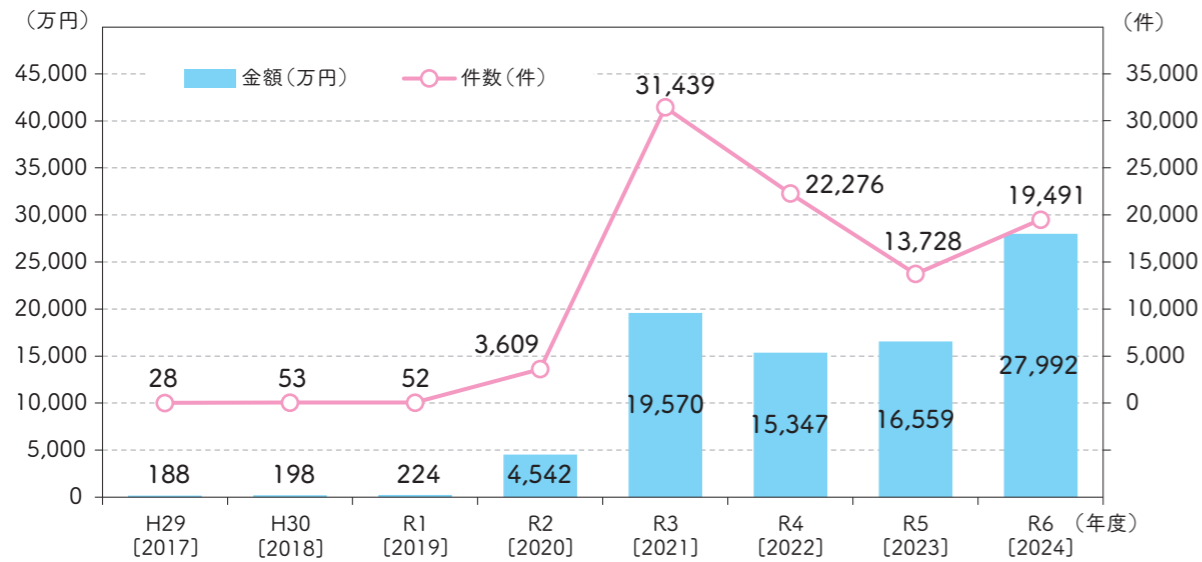


ラスパイレス指数 [96.0]



③ ふるさと納税

ふるさと納税額の推移を見ると、件数では令和3年度が31,439件と最も多くなっていますが、寄附受入金額では令和6年度が2億7,992万円と最も多くなっています。



資料：総務省「ふるさと納税に関する現況調査」

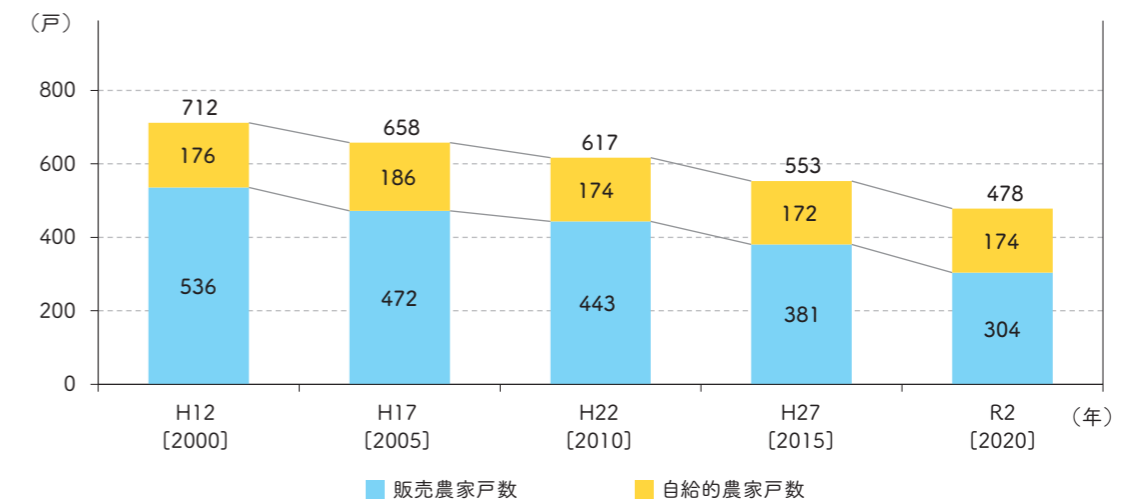
(7) 産業の状況

① 農業

農業を見ると、農家戸数のうち自給的農家^{*1}戸数は横ばいですが、販売農家^{*2}戸数は減少で推移しています。

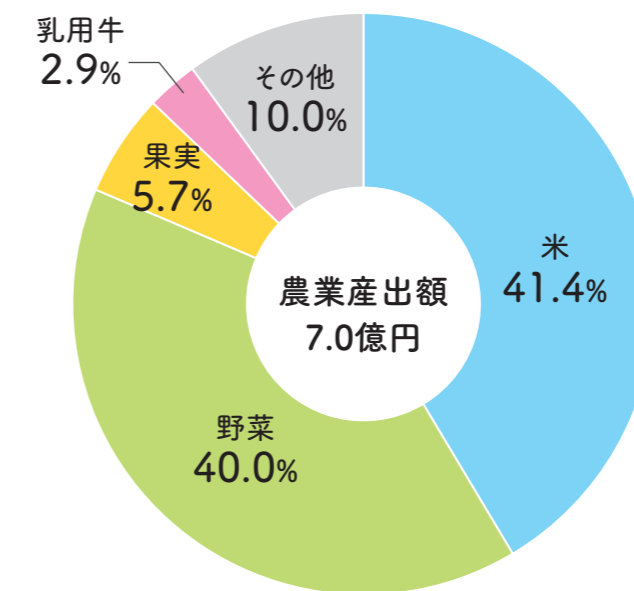
また、品目別農業産出額を見ると、農業産出額7.0億円に対して、「米」が41.4%と最も高く、次いで、「野菜」(40.0%)、「果実」(5.7%)の順となっています。

■ 農業：農家戸数の推移



資料：世界農林業センサス（平成12年、22年） 農業センサス（平成17年、27年、令和2年）

■ 農業：品目別農業産出額



資料：農林水産省「令和5年市町村別農業産出額（推計）」

* 1 「自給的農家」：経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家。

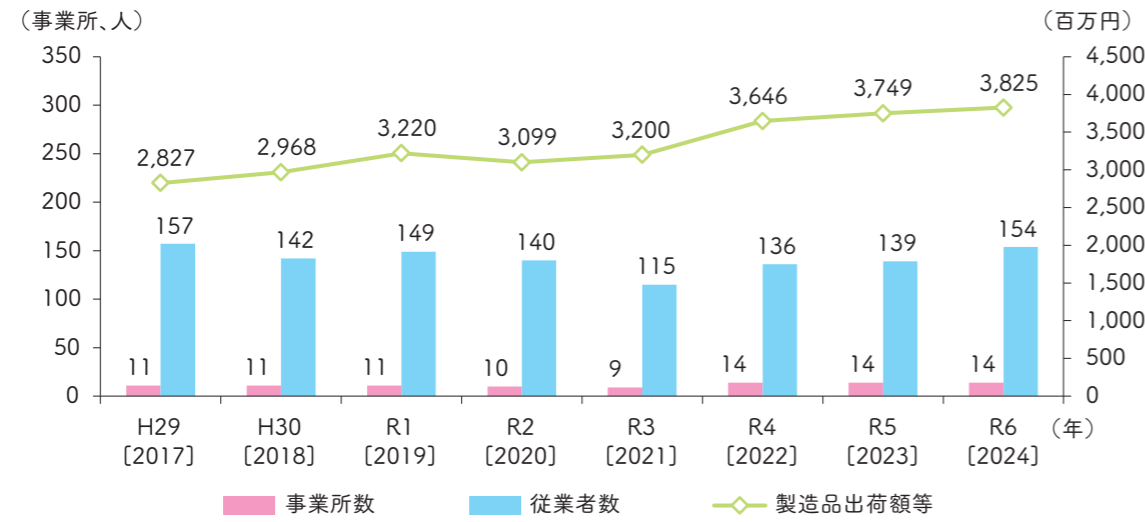
* 2 「販売農家」：経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家。

② 工業・商業

工業を見ると、事業所数は令和4年から増加しましたが、従業員数は平成29年以降ほぼ横ばいで推移しています。なお、令和6年の製造品出荷額は38億2,500万円であり、平成29年以降で最も高くなっています。

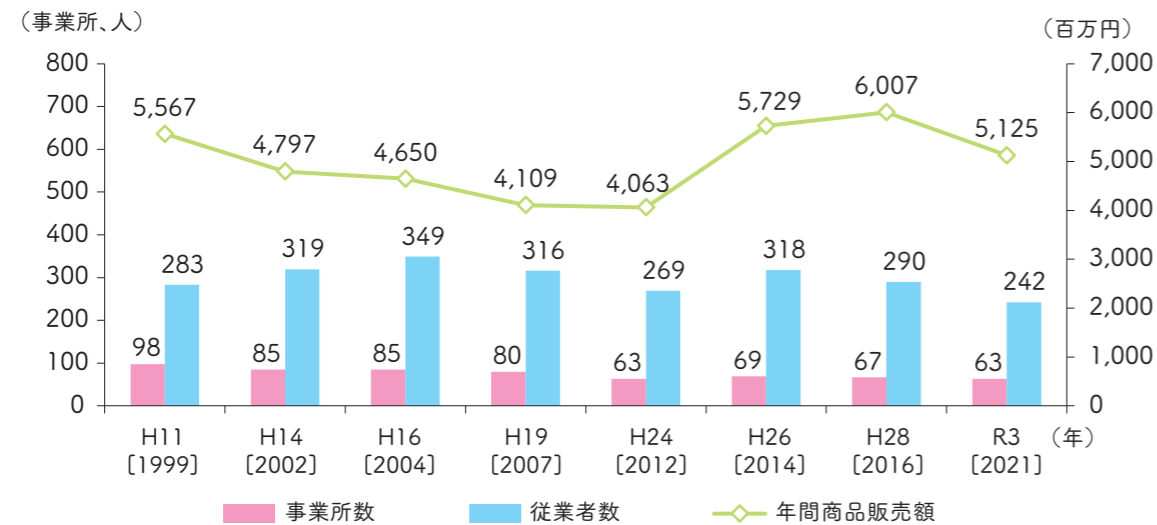
商業を見ると、事業所数、従業者数ともに減少傾向で推移しており、年間商品販売額は平成28年は60億700万円でしたが令和3年は51億2,500万円となっています。

■工業：事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移



資料：工業統計調査、経済センサス - 活動調査（平成28年、令和3年）、経済構造実態調査 製造業事業所調査（令和4年～令和6年）

■商業：事業所数、従業者数、年間商品販売額の推移



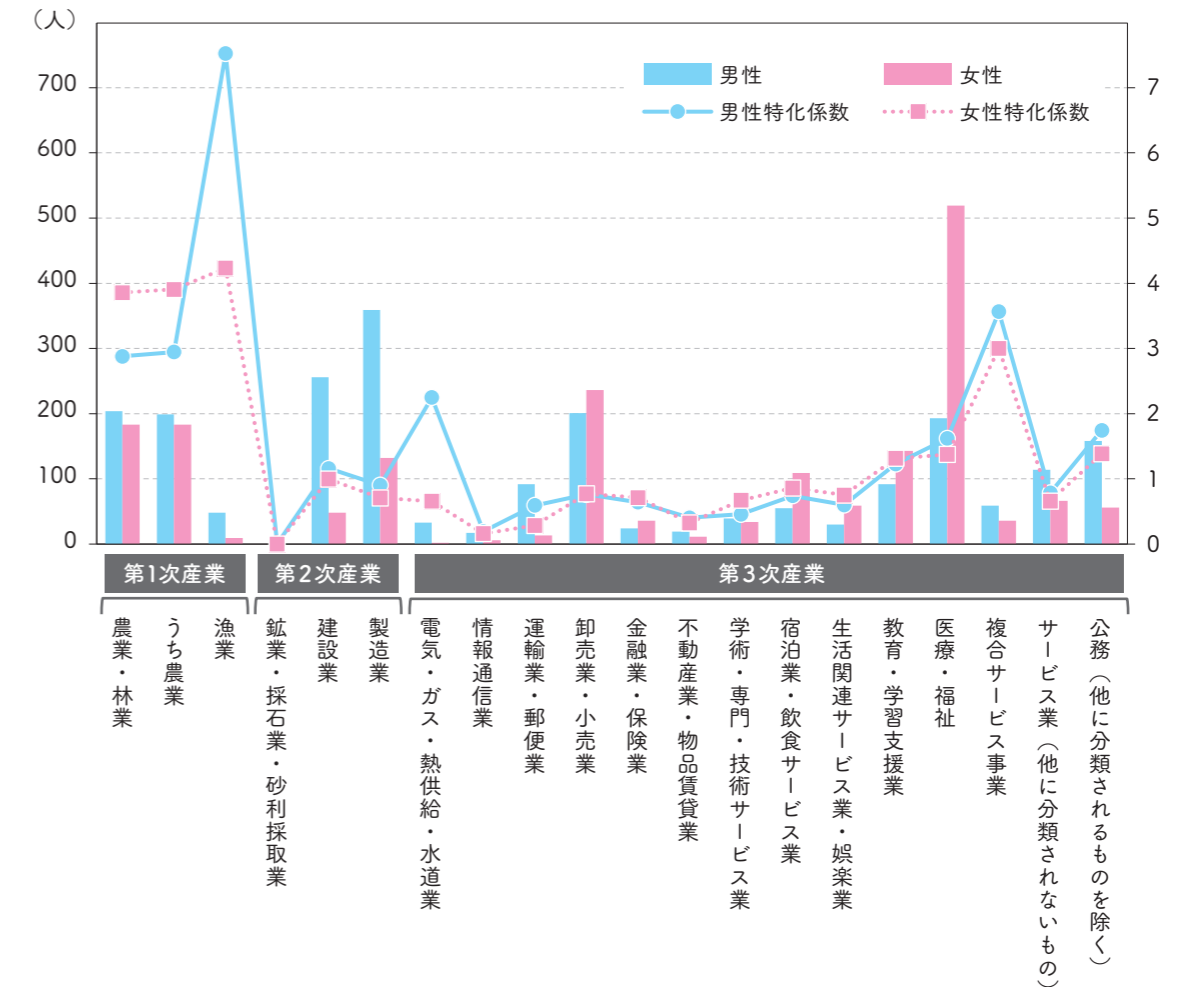
資料：商業統計、経済センサス - 活動調査（平成24年、平成28年、令和3年）

③ 産業人口

男女別産業人口を見ると、男性では「製造業」が最も多く、次いで「建設業」、「農業・林業」の順となっています。また、女性では「医療・福祉」が最も多く、次いで「卸売業・小売業」、「農業・林業」の順となっています。

特化係数^{*1}は、男女ともに「農業・林業」、「漁業」、「複合サービス事業^{*2}」が高くなっています。

■産業人口（男女別）



資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

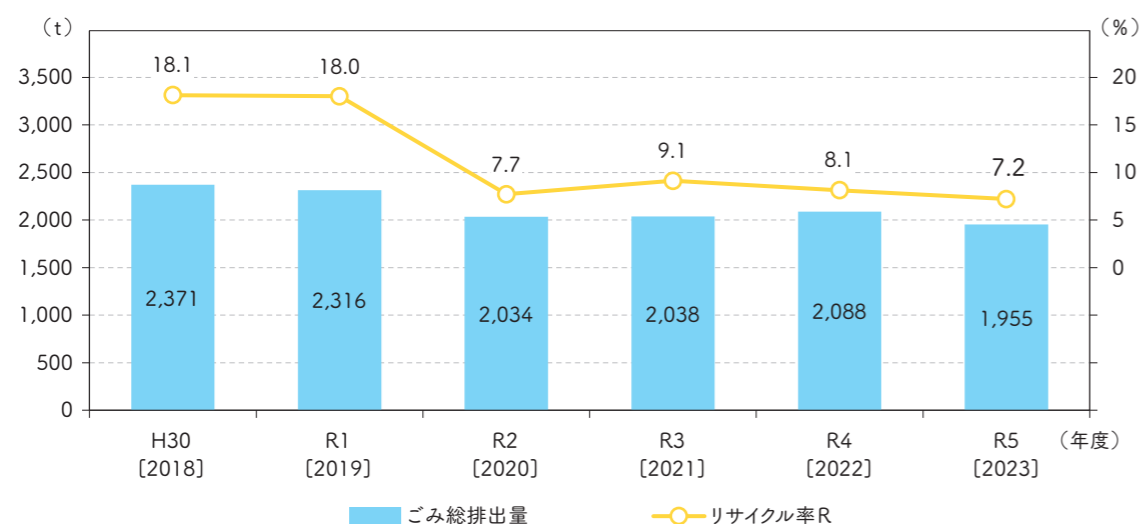
* 1 「特化係数」：「当該自治体の X 産業の就業者比率 / 全国の X 産業の就業者比率」であり、当該自治体の強み・弱みを見る際に用いる。特化係数が1を上回ると強く、1を下回ると弱いと判定する。
 * 2 「複合サービス事業」：信用事業、保険事業または共済事業と併せて複数の各種サービスを提供する事業所であり、法的に事業の種類や範囲が決められている郵便局や農業協同組合等が分類される。

(8) 環境衛生

ごみ総排出量を見ると、減少傾向で推移しています。ただし、リサイクル率は令和2年以降かなり低い水準となっており、資源の再利用について周知・啓発する必要があります。

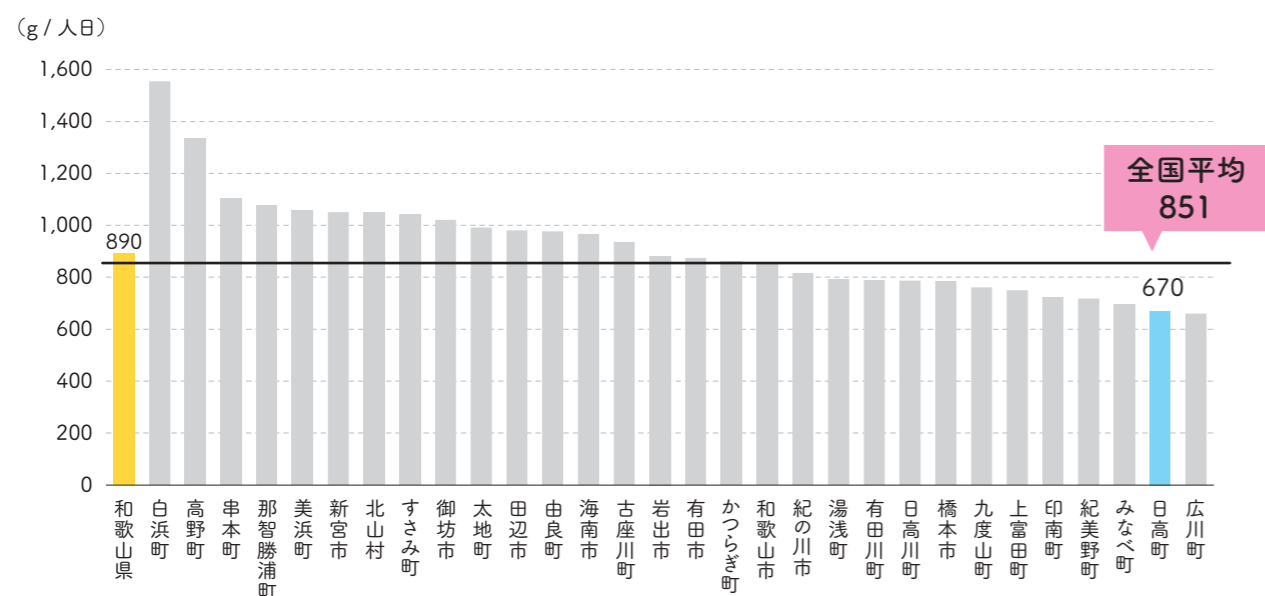
1人1日当たりのごみ排出量は670g/人日であり、全国及び和歌山県と比べて低い水準となっています。

■ごみ総排出量とリサイクル率*



資料：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」

■1人1日当たりのごみ排出量



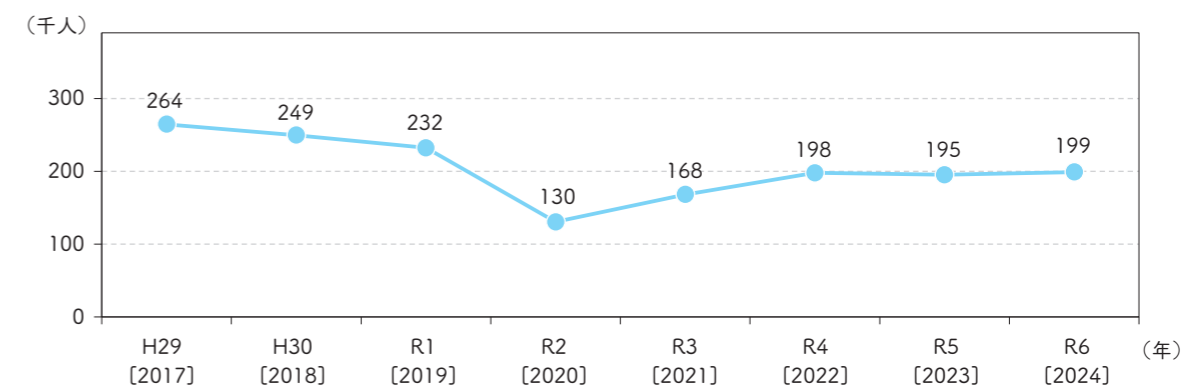
資料：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査（令和5年度）」

* 「リサイクル率R」：廃棄物の総排出量に対するリサイクル量の割合を示す指標であり、(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)×100で計算される。

(9) 観光入込客数の状況

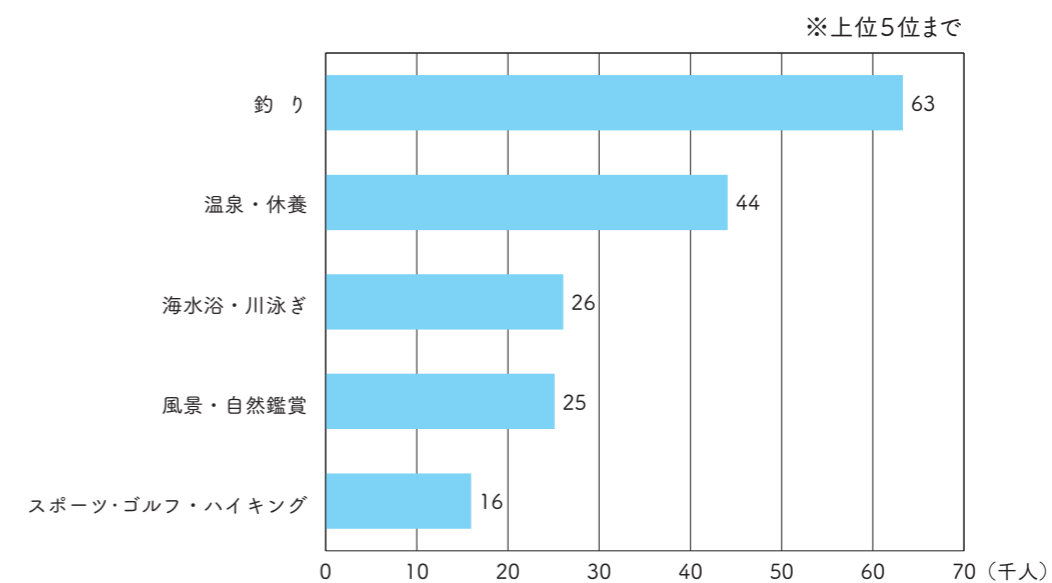
観光入込客数は、平成29年に26万4千人となりましたが、コロナ禍により令和2年には13万人まで落ち込みました。その後はやや回復し、令和6年は19万9千人となっています。

■観光客総数の推移



資料：和歌山県「観光客動態調査」

■観光客の目的別推計（令和6年）



資料：和歌山県「令和6年観光客動態調査」

2. 計画策定のためのアンケート結果（概要）

（1）調査の目的

本計画の策定に際し、まちづくりに関する町民の意向を把握することを目的に実施しました。

（2）実施概要

調査名	対象	実施時期	調査方法	回収数
日高町のまちづくりに関するアンケート調査	18歳以上の町民 2,000人	令和7年6月	郵送法（郵送による配布・回収）及びWebアンケート	回収数：818票 回収率：40.9%

（3）調査結果の見方

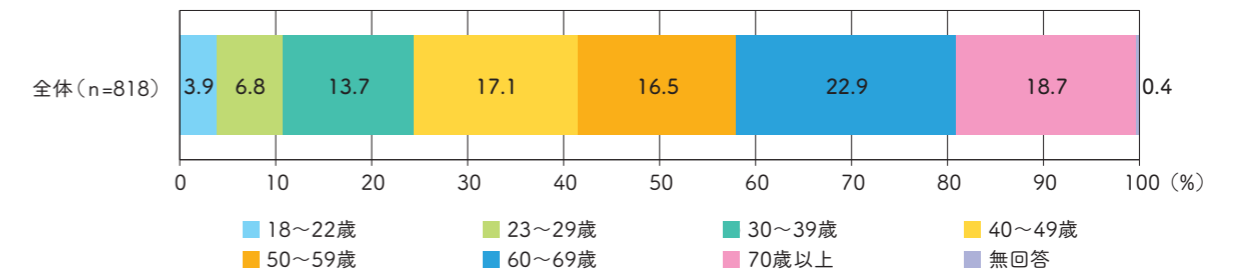
- 比率は全て百分率（%）で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。したがって、合計が100%を上下する場合があります。
- 基数となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100%として算出しています。（回答者総数または該当者数）
- 質問の終わりに【複数回答可】とある問は、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問であるため、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。
- 文中、グラフ中の数値や選択肢の文言は、一部省略・簡略化してあります。また、割合が0%であった箇所の数値や選択肢の文言は省略していることがあります。
- 質問の選択肢は、基本的に「」で表していますが、選択肢を2つ以上合わせて数値を示す場合は“”で表してあります。

（4）調査結果

① 回答者の属性

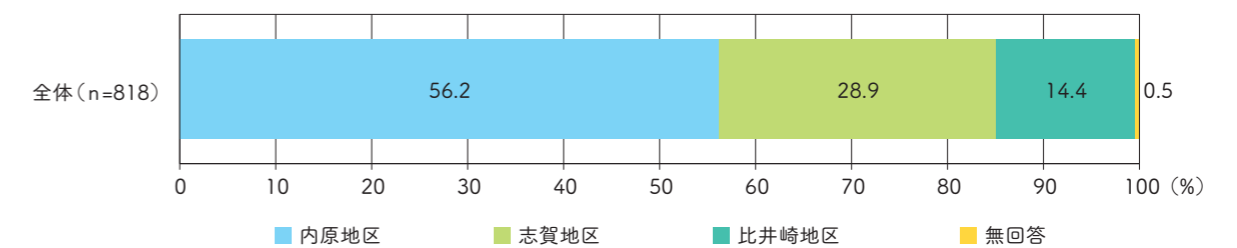
問 年齢

- 「60～69歳」が22.9%と最も高く、次いで、「70歳以上」（18.7%）、「40～49歳」（17.1%）の順となっています。



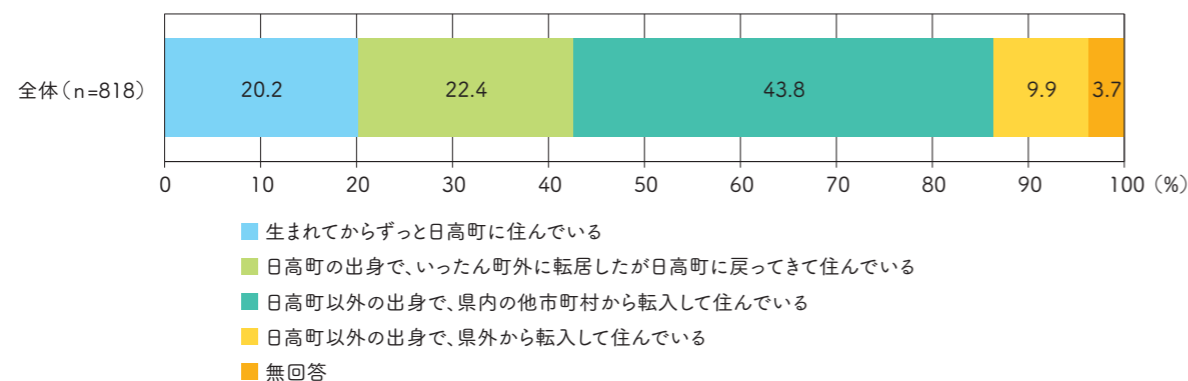
問 居住地区

- 「内原地区」が56.2%と最も高く、次いで、「志賀地区」（28.9%）、「比井崎地区」（14.4%）の順となっています。



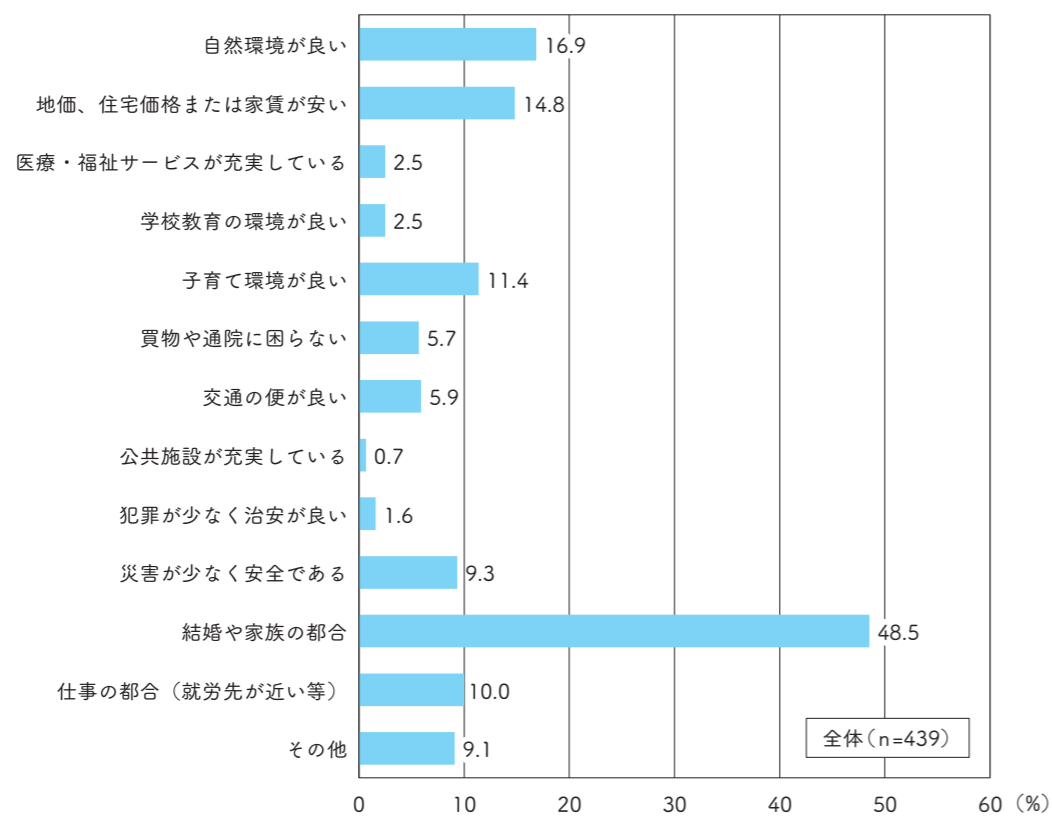
問 居住経歴

- 「日高町以外の出身で、県内の他市町村から転入して住んでいる」が43.8%と最も高く、次いで、「日高町の出身で、いったん町外に転居したが日高町に戻ってきて住んでいる」(22.4%)、「生まれてからずっと日高町に住んでいる」(20.2%)の順となっています。



問 ◆「居住経歴」で、「3.」または「4.」(転入して住んでいる)と答えた方。他の市町村から転入してこられた理由は何ですか。【複数回答可】

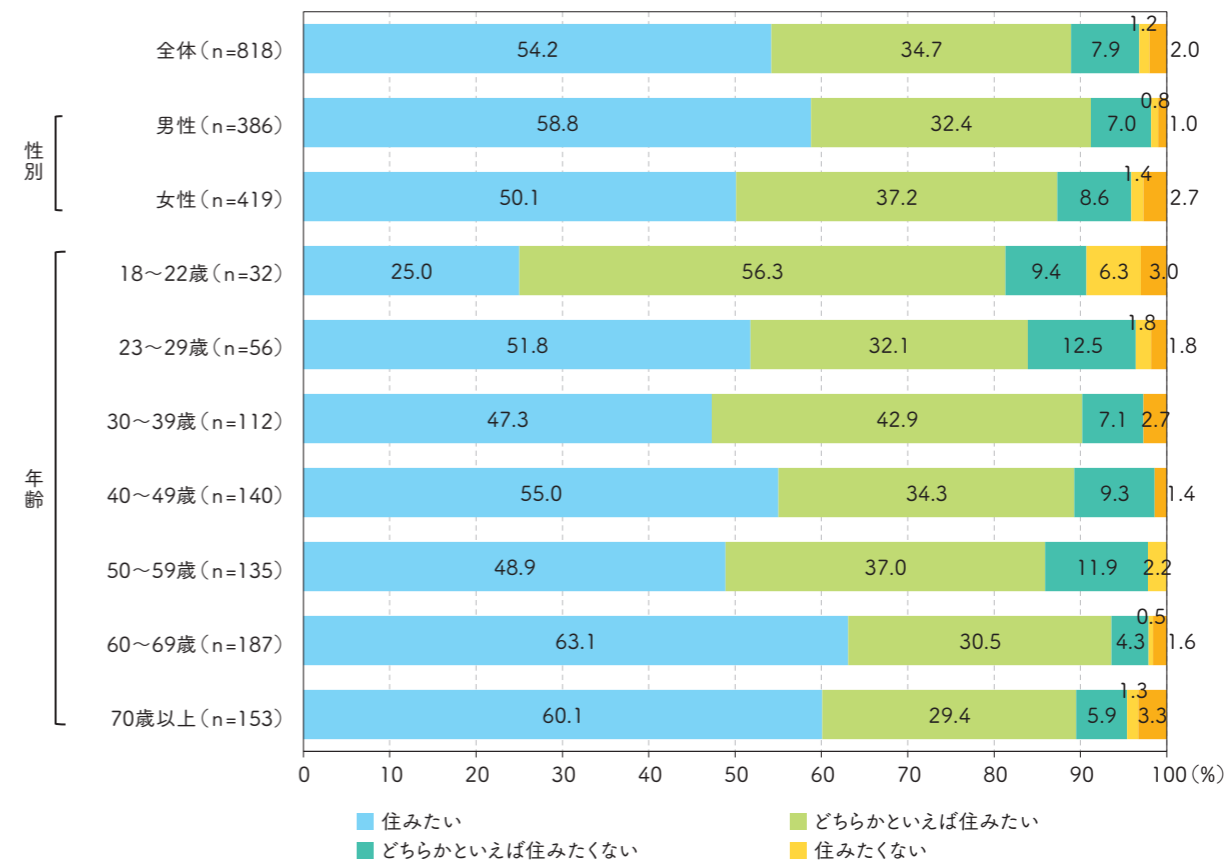
- 「結婚や家族の都合」が48.5%と最も高く、次いで、「自然環境が良い」(16.9%)、「地価、住宅価格または家賃が安い」(14.8%)の順となっています。



② 日高町への定住の意向について

問 これからも日高町に住みたいと思いますか。

- 「住みたい」が54.2%と最も高く、次いで、「どちらかといえば住みたい」(34.7%)、「どちらかといえば住みたくない」(7.9%)の順となっており、「住みたい」と「どちらかといえば住みたい」の合計割合は88.9%となっています。



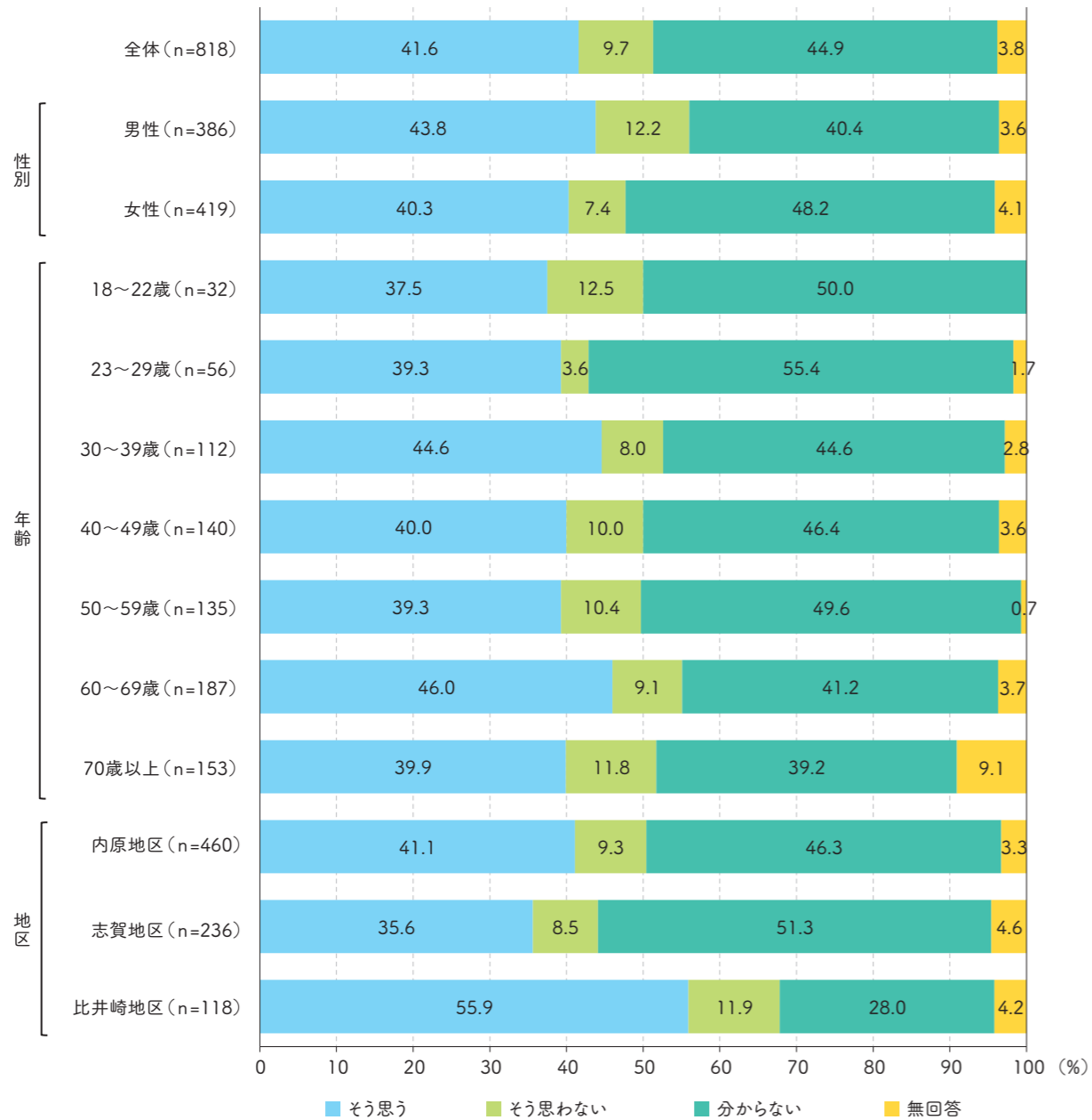
【住みたい理由、住みたくない理由】

- これからも住みたいと思う理由では、「持家がある、または家賃が安い」が72.4%と最も高く、次いで、「住み慣れていて愛着がある」(43.7%)、「自然環境が良い」(41.7%)の順となっています。
- 住みたいと思わない理由では、「交通の便が良くない」が61.3%と最も高く、次いで、「買物や通院に便利でない」(50.7%)、「災害に対して安全でない」(36.0%)の順となっています。

③ 地域活動等に対する協働意向

問 地域住民や各種団体、日高町等とまちづくりの面で協働したいと思いませんか。

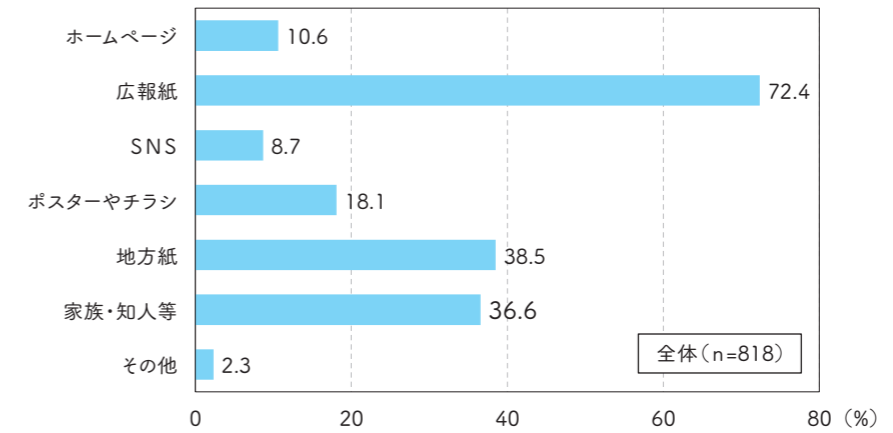
- 全体では、「分からない」が44.9%と最も高く、次いで、「そう思う」（41.6%）、「そう思わない」（9.7%）の順となっています。
- 年齢層別で見ると、「そう思う」では、60～69歳が46.0%と最も高く、次いで、30～39歳（44.6%）、40～49歳（40.0%）の順となっています。



④ 情報の入手手段

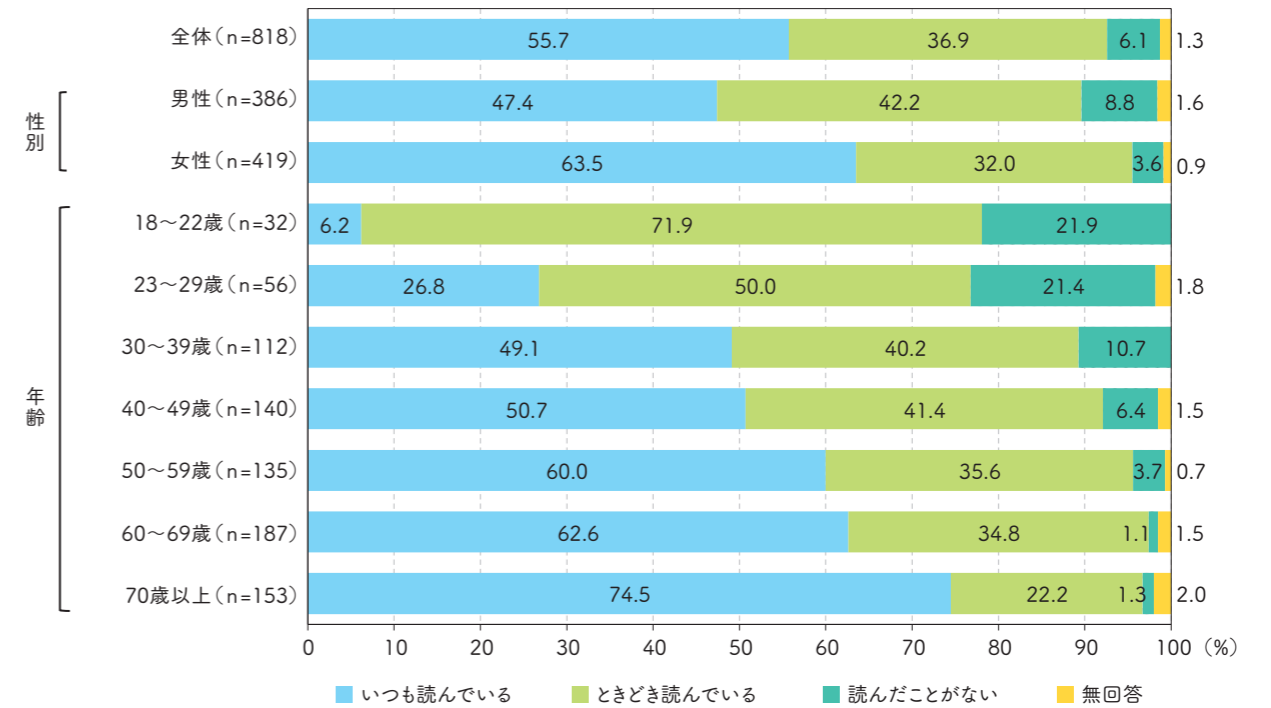
問 あなたは、町政やイベント等の町からの情報をどのような手段で入手していますか。【複数回答可】

- 「広報紙」が72.4%と最も高く、次いで、「地方紙」（38.5%）、「家族・知人等」（36.6%）の順となっています。



問 あなたは「広報ひだか」を読んでいますか。

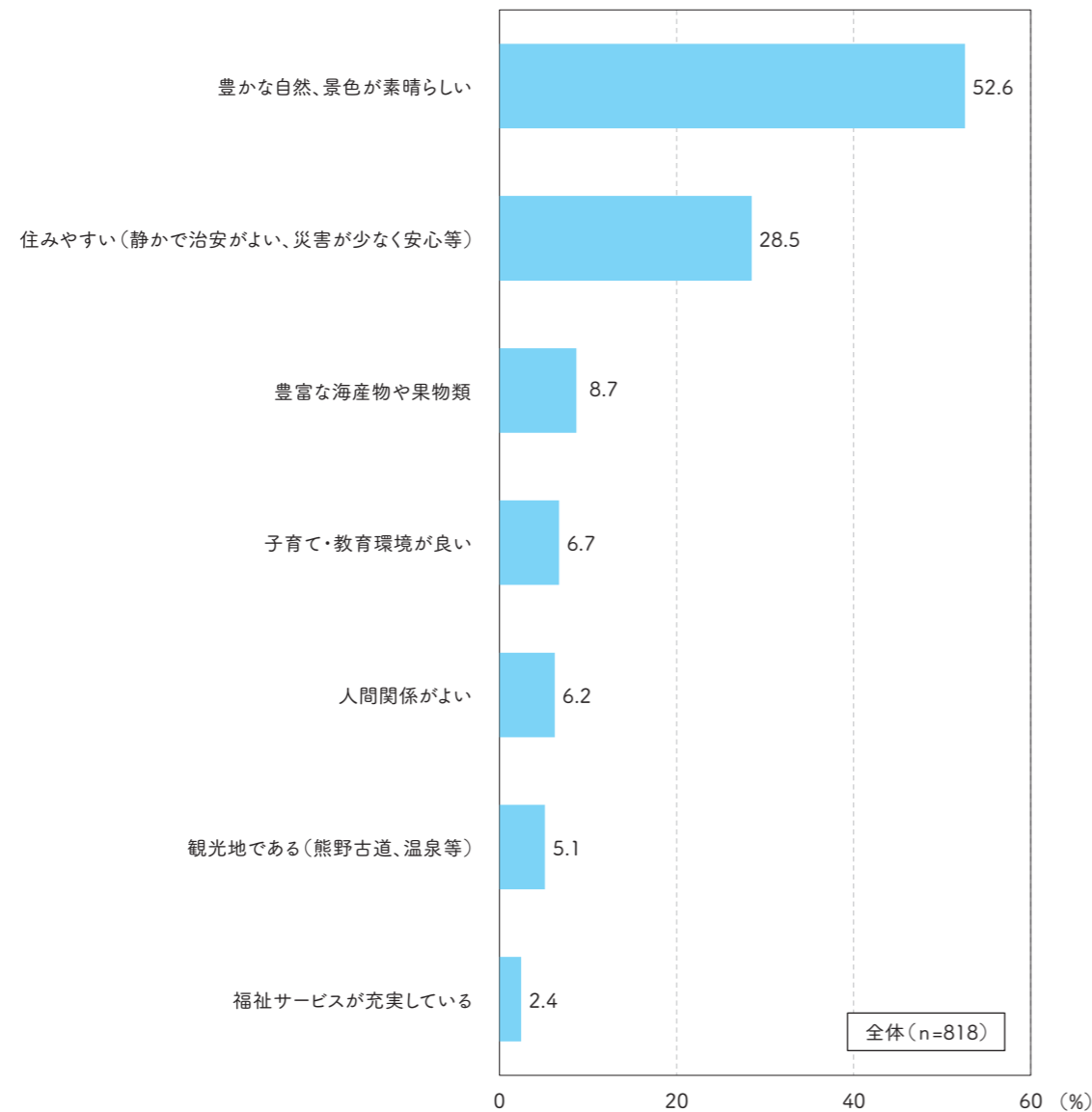
- 全体では、「いつも読んでいる」が55.7%と最も高く、次いで、「ときどき読んでいる」（36.9%）、「読んだことがない」（6.1%）の順となっています。



⑤ 日高町の自慢

問 あなたが思う日高町の自慢したいところを記入してください。
【自由記述】 ※回答していただいた記述をカテゴリーに分けて集計し、グラフ化しました。

- 「豊かな自然、景色が素晴らしい」が52.6%と最も高く、次いで、「住みやすい（静かで治安がよい、災害が少なく安心等）」（28.5%）、「豊富な海産物や果物類」（8.7%）の順となっています。



⑥ 日高町の現状に対する満足度・優先度の分析

問 町の取組に関する各項目の「現状に対する満足度」と「今後の優先度」についてお答えください。

「現状に対する満足度」と「今後の優先度」の回答について、以下の方法により点数化しました。

現状に対する満足度		今後の優先度	
とても満足	4点	優先すべき	4点
やや満足	3点	できれば優先すべき	3点
やや不満	2点	あまり優先しなくてよい	2点
とても不満	1点	優先しなくてよい	1点

各選択肢の回答者数に回答ごとの点数（1～4点）を乗じ、その合計について、全体から「分からない」と「無回答」を除く回答数で割った値をそれぞれの項目の評価点としました。

（例：「現状に対する満足度 ①消防・防災」の評価点算出）

全体 (n=)	現状に対する満足度 ①消防・防災					
	とても満足	やや満足	やや不満	とても不満	分からない	無回答
818	42	297	223	55	188	13

（単位：件）

$$\begin{aligned} \text{評価点} &= (4 \times 42 + 3 \times 297 + 2 \times 223 + 1 \times 55) \div (818 - 188 - 13) \\ &= 2.52836 \end{aligned}$$

小数点第3位を四捨五入することにより、評価点は2.53点となります。

■評価点一覧

項目		満足度 (点)	優先度 (点)
生活環境分野	①消防・防災	2.53	3.43
	②交通安全・防犯・消費者対策	2.55	3.24
	③環境保全	2.76	2.93
	④ごみ処理等環境衛生	2.88	2.99
	⑤上・下水道	3.03	3.10
	⑥公園・緑地	2.32	2.88
保健・医療・福祉分野	①子育て支援	2.83	3.37
	②保健・医療	2.70	3.32
	③高齢者支援	2.67	3.23
	④障がい者支援	2.68	3.23
	⑤地域福祉	2.59	3.06
	⑥国民健康保険・国民年金等	2.48	3.26
教育・文化分野	①学校教育	2.79	3.39
	②生涯学習	2.52	3.01
	③スポーツ	2.51	2.90
	④文化芸術	2.52	2.83
	⑤青少年健全育成	2.60	3.09
	⑥国内・国際交流	2.39	2.69
産業分野	①農林業	2.01	3.26
	②水産業	2.05	3.19
	③商工業	2.26	3.03
	④観光・交流	2.29	3.05
	⑤雇用対策	1.91	3.34
生活基盤分野	①土地利用	2.09	3.08
	②住宅・定住・移住	2.43	2.96
	③道路・公共交通	2.04	3.27
	④情報化・技術革新	2.18	3.01
共生・協働・行財政分野	①人権尊重	2.75	3.09
	②男女共同参画	2.59	3.03
	③コミュニティ	2.59	2.93
	④町民参画・協働	2.44	3.03
	⑤行財政運営	2.42	3.18
平均		2.48	3.11

◆次ページ以降におけるグラフ内の項目名について

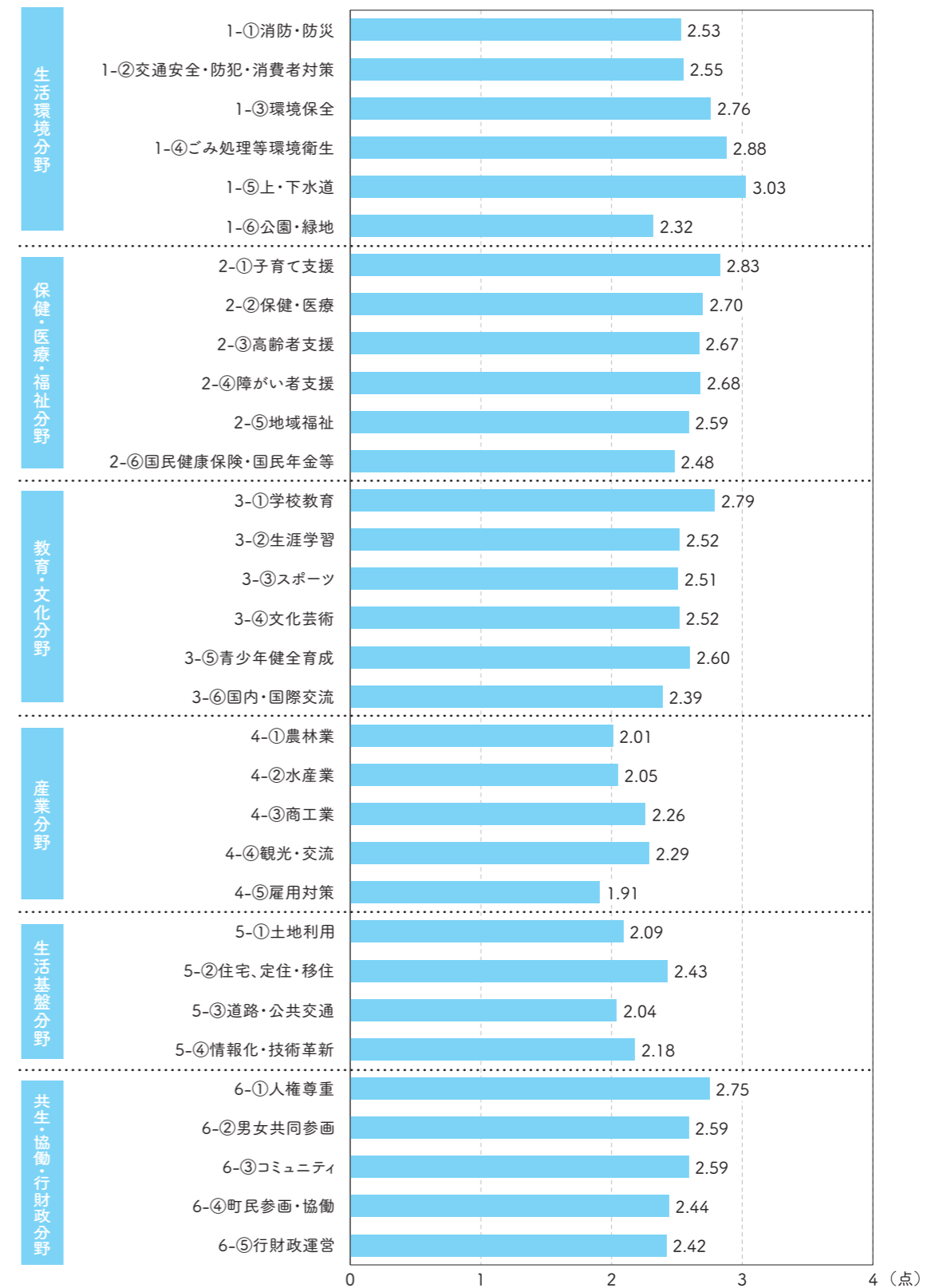
先頭に番号を付加して表記しています。

「1-」は「生活環境分野」、「2-」は「保健・医療・福祉分野」、「3-」は「教育・文化分野」

「4-」は「産業分野」、「5-」は「生活基盤分野」、「6-」は「共生・協働・行財政分野」を表しています。

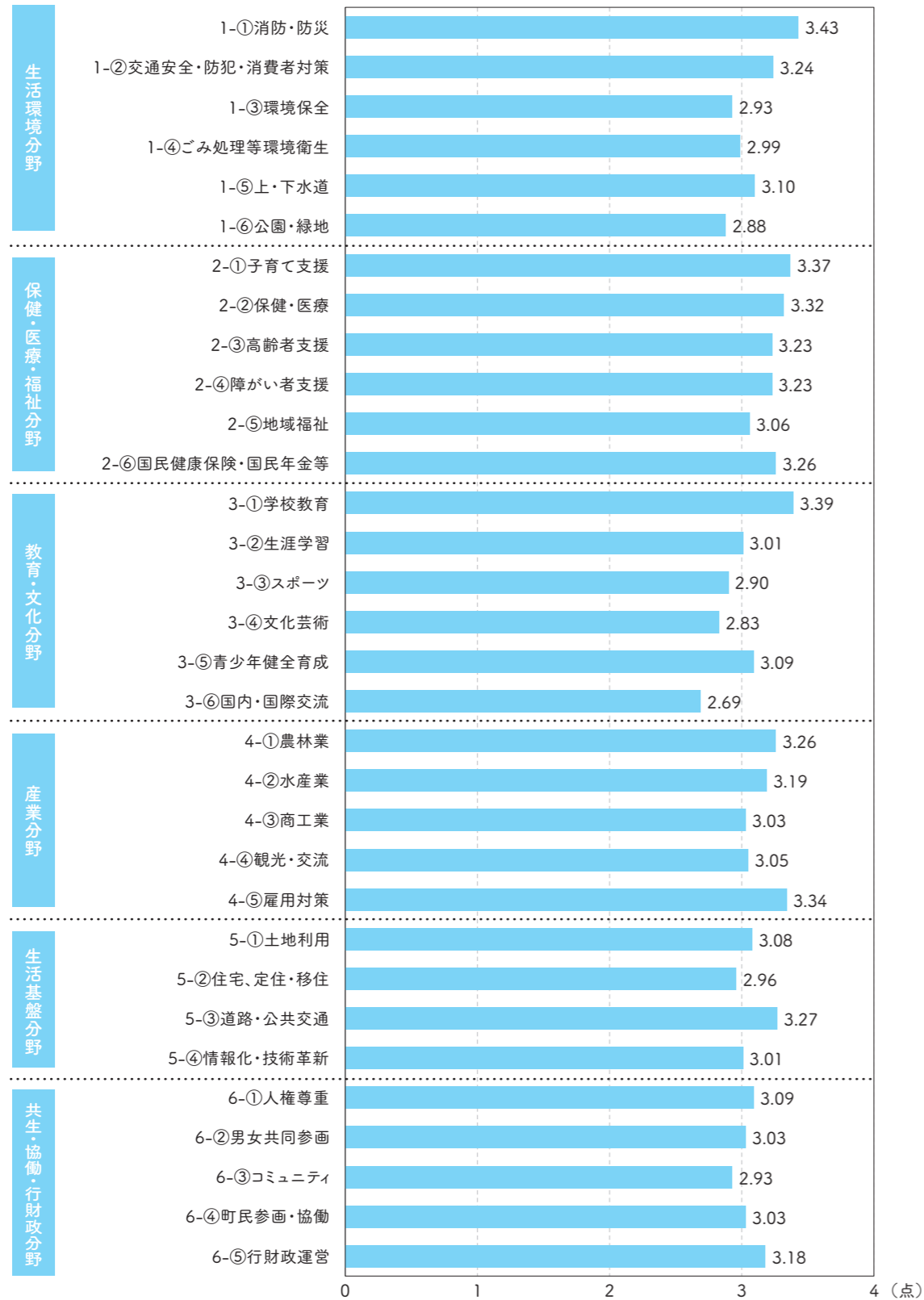
■評価点比較「満足度」

満足度では、「1-⑤上・下水道」が3.03点と最も高く、次いで、「1-④ごみ処理等環境衛生」（2.88点）、「2-①子育て支援」（2.83点）の順となっています。



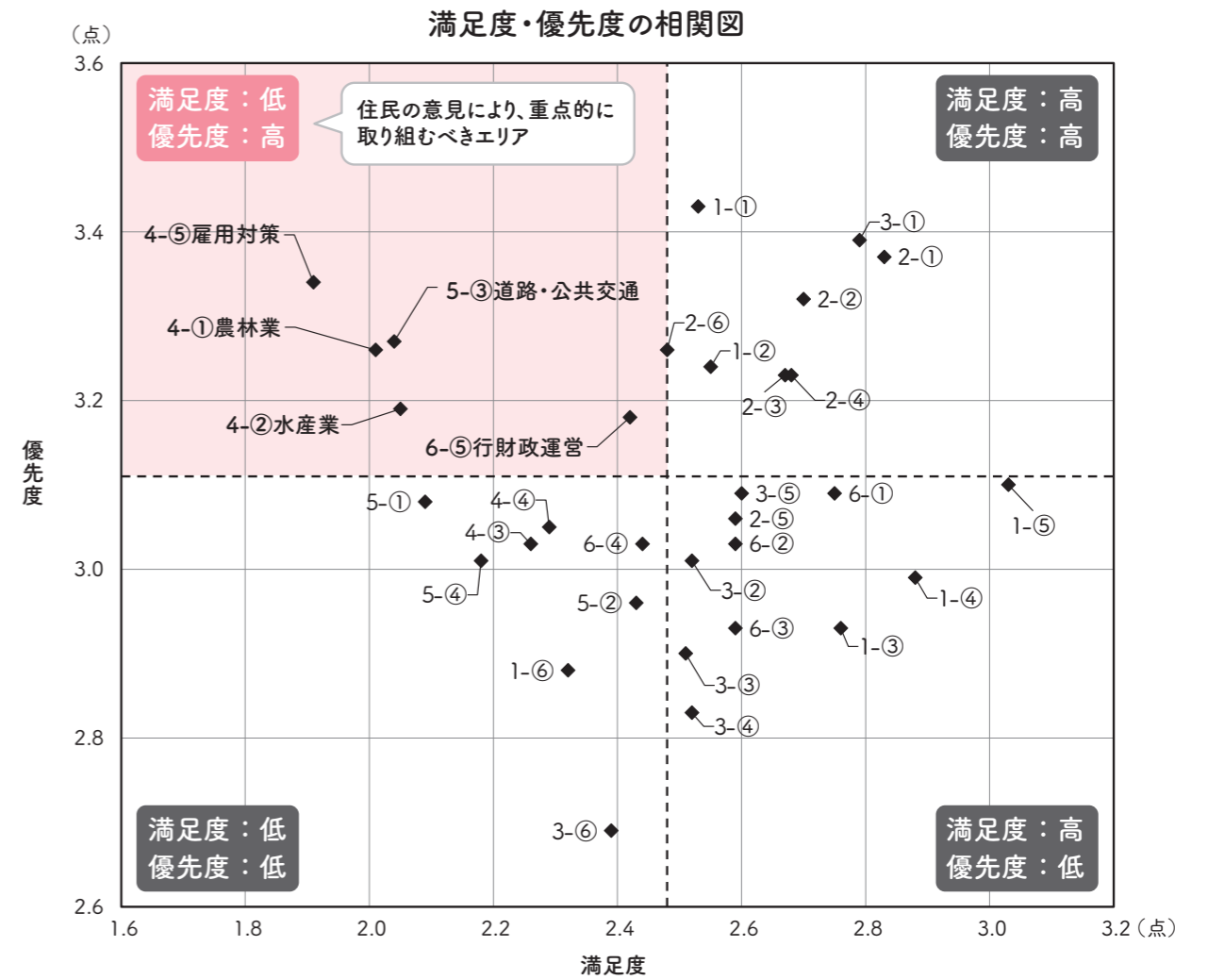
■評価点比較「優先度」

優先度では、「1-①消防・防災」が3.43点と最も高く、次いで、「3-①学校教育」（3.39点）、「2-①子育て支援」（3.37点）の順となっています。



満足度・優先度の分布

「4-①農林業」・「4-②水産業」・「4-⑤雇用対策」・「5-③道路・公共交通」・「6-⑤行財政運営」の項目について、満足度が低く優先度が高いところに位置しています。

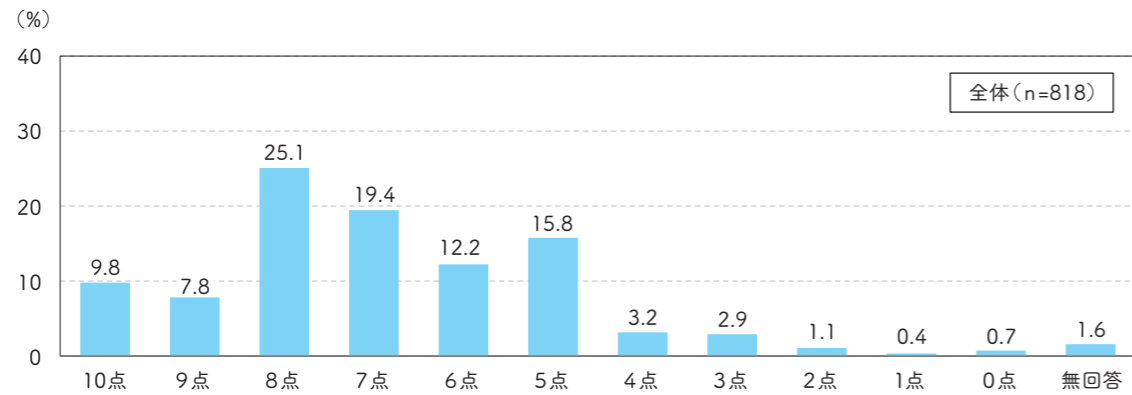


- 「満足度低・優先度高」 町民が最も対応を求めているエリア。
- 「満足度高・優先度高」 現状の取組を引き続き維持・充実すべきエリア。
- 「満足度高・優先度低」 優先度が低いことから、予算や人員配分を考慮しながら、効率的に満足度を高めていくべきエリア。
- 「満足度低・優先度低」 満足度・優先度ともに低いが、満足度を高められるように取組を進めていくべきエリア。

⑦ 地域幸福度について

問 現在、あなたはどの程度幸せですか。

- 「8点」が25.1%と最も高く、次いで、「7点」(19.4%)、「5点」(15.8%)の順となっています。また、平均は6.9点となっています。
- 年齢層別で見ると、幸せ度の平均値では、18～22歳が7.8点と最も高く、次いで、23～29歳・40～49歳(7.2点で同率)、70歳以上(7.0点)の順となっています。

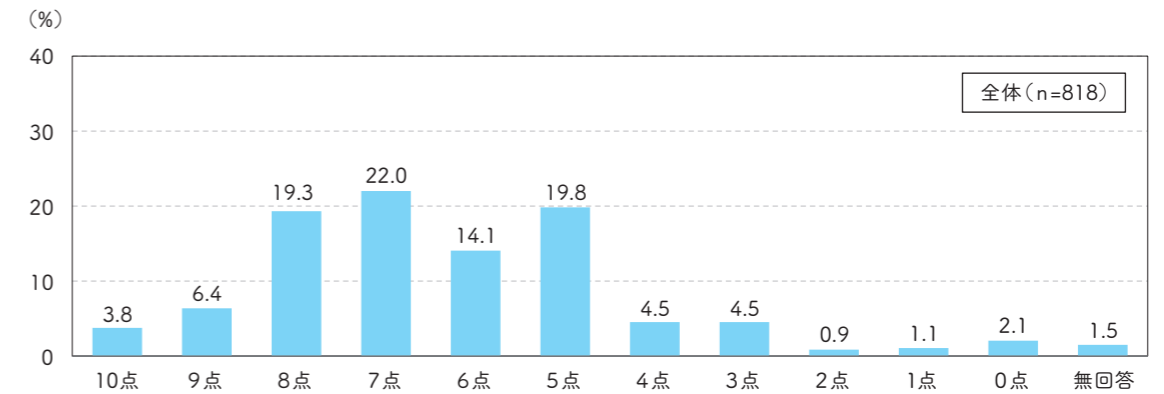


	(n=)	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点	0点	無回答	平均	
全体	818	80	64	205	159	100	129	26	24	9	3	6	13	6.9	
性別	男性	386	34	23	91	83	51	67	14	12	3	1	2	5	6.8
	女性	419	45	41	114	73	49	56	12	11	6	1	4	7	7.1
年齢	18～22歳	32	5	2	12	9	2	2	0	0	0	0	0	0	7.8
	23～29歳	56	10	2	13	15	4	8	2	2	0	0	0	0	7.2
	30～39歳	112	7	12	25	28	16	14	3	5	1	1	0	0	6.9
	40～49歳	140	22	13	33	23	11	23	7	2	2	0	0	4	7.2
	50～59歳	135	14	9	31	23	23	17	5	4	3	1	4	1	6.7
	60～69歳	187	7	13	55	33	25	32	6	9	2	0	1	4	6.7
	70歳以上	153	15	13	36	28	19	32	3	2	1	0	1	3	7.0
	内原地区	460	55	35	122	93	50	68	15	11	3	1	1	6	7.1
地区	志賀地区	236	13	17	59	44	30	45	8	10	5	1	2	2	6.6
	比井崎地区	118	11	12	24	22	20	14	3	3	1	1	3	4	6.8

※点数が高いほど、幸せであることを示しています。

問 現在、あなたの住んでいる地域の暮らしにどの程度満足していますか。

- 「7点」が22.0%と最も高く、次いで、「5点」(19.8%)、「8点」(19.3%)の順となっています。また、平均は6.3点となっています。
- 地区別で見ると、他の地区と比べて、内原地区で満足度の平均値が高くなっています。



	(n=)	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点	0点	無回答	平均	
全体	818	31	52	158	180	115	162	37	37	7	9	17	13	6.3	
性別	男性	386	17	23	65	95	55	80	16	18	3	4	5	5	6.4
	女性	419	14	28	93	82	59	77	21	19	4	4	10	8	6.3
年齢	18～22歳	32	1	6	6	5	7	4	0	0	0	2	1	0	6.6
	23～29歳	56	6	2	4	15	7	14	2	4	1	0	1	0	6.2
	30～39歳	112	3	3	25	33	16	18	4	5	2	0	2	1	6.4
	40～49歳	140	10	11	25	26	17	27	9	5	1	3	2	4	6.4
	50～59歳	135	2	11	30	24	24	18	7	7	1	3	7	1	6.1
	60～69歳	187	5	6	37	49	26	38	9	11	1	0	1	4	6.3
	70歳以上	153	4	13	31	28	17	43	6	5	1	1	1	3	6.4
	内原地区	460	21	29	106	103	66	80	15	18	4	6	5	7	6.5
地区	志賀地区	236	5	14	35	49	32	64	13	12	2	3	4	3	6.0
	比井崎地区	118	5	9	17	28	15	18	9	7	1	0	6	3	6.1

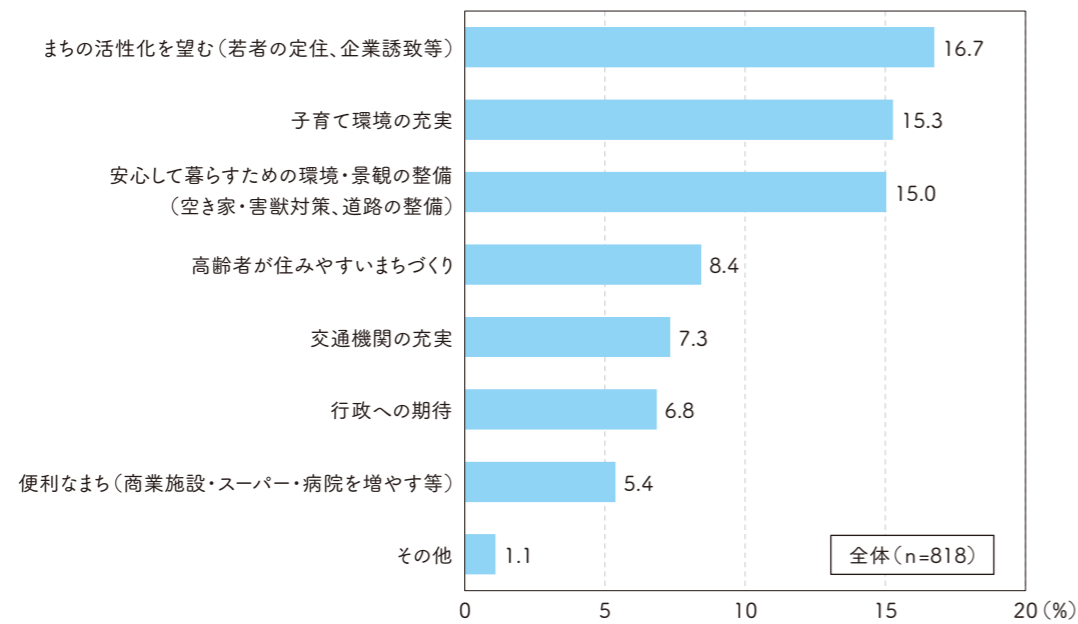
※点数が高いほど、満足であることを示しています。

⑧ 自由記述

問

最後に、このようなまちになってほしい、このようなまちに住みたい・住み続けたい等、あなたが思う「これからの日高町」について、ご自由にお書きください。
【自由記述】 ※回答していただいた記述をカテゴリーに分けて集計し、グラフ化しました。

●「まちの活性化を望む（若者の定住、企業誘致等）」が16.7%と最も高く、次いで、「子育て環境の充実」（15.3%）、「安心して暮らすための環境・景観の整備（空き家・害獣対策、道路の整備等）」（15.0%）の順となっています。



※この設問は自由記述形式のため、参考までに主な意見をピックアップしています。

- 若者が定住でき、ある程度収入（働く場所）がある地域になってほしい。
- 企業団地の開発により企業誘致を推進していただきたい。企業が増えれば、雇用増、税収増、人口増が見込まれる。
- 安心して働きながら子育てできる日高町になってほしい。
- 治安がよく、安心・安全な暮らしができ、活気ある町であってほしい。子ども・障がい者・高齢者等が必要とする事が充実し、快適な暮らしができるようになってほしい。
- 岸沿いの交通の便をよくしてほしい。買い物に行く交通手段をよくしてほしい。いつまでも車が運転できるわけではない。
- 持続可能な健全財政の町。
- スーパーやドラッグストア等が少ないので増えるとよい。

(5) 調査結果のまとめ

日高町への定住意向	<ul style="list-style-type: none"> ●町民の居住経歴を見ると、町外出身者が53.7%と半数を超えています。また、転入の理由として、「仕事や家族の都合」の次に「自然環境が良い」「地価、住宅価格または家賃が安い」となっている。 ●町民の将来の定住意向を見ると、「おそらく住み続ける」と「住み続ける」を合わせた“住み続ける”が88.9%を占めている。また、その理由として、「持ち家がある、又は、家賃が安い」の次に「住み慣れていて愛着がある」「自然環境が良い」となっている。 ●町に住みたいと思わない（転出したい）理由を見ると、「交通の便が良くない」「買物や通院に便利でない」「災害に対して安全でない」となっている。
地域活動等に対する参加意向	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動等への参加意向（協働したいか）を見ると、全体では「そう思う」の割合が41.6%となっており、性別・年齢にかかわらず4割弱から4割強の割合で「そう思う」となっている。
情報の入手手段	<ul style="list-style-type: none"> ●町が発信する情報の入手手段を見ると、全体の72.4%が「広報紙」と答えた。
日高町の自慢	<ul style="list-style-type: none"> ●「豊かな自然、景色が素晴らしい」「住みやすい（静かで治安がよい、災害が少なく安心等）」が町の自慢であると答える声が多い。
日高町の取組に対する満足度と優先度	<ul style="list-style-type: none"> ●施策項目全体では、「4-①農林業」・「4-②水産業」・「4-⑤雇用対策」・「5-③道路・公共交通」・「6-⑤行財政運営」の項目について、満足度が低く優先度が高い（住民が最も対応を求めている）施策項目となっている。
町民の幸福度	<ul style="list-style-type: none"> ●回答者自身の幸福度を見ると、平均は6.9点であり、幸福度の平均値は、男性（6.8）に比べて女性（7.1）の方がやや高い。また、地区別に見ると、内原地区がほかの地区に比べて幸福度が高くなっている。
「これからの日高町」について	<ul style="list-style-type: none"> ●「まちの活性化を望む（若者の定住、企業誘致等）」「子育て環境の充実」「安心して暮らすための環境・景観の整備（空き家・害獣対策、道路の整備）」について、これからの日高町に求める声が多い。

3. 日高町地方創生有識者会議設置要綱

要綱 第22号
平成27年10月1日

(設置)

第1条 日高町総合計画、人口ビジョン及び総合戦略の策定にあたり、有識者から専門的かつ幅広い見地から広く意見を聴取するため、日高町地方創生有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見を述べ、必要な助言を行うものとする。

- (1) 総合計画の策定に関する事項
- (2) 地方人口ビジョンの策定に関する事項
- (3) 総合戦略の策定に関する事項
- (4) その他前三号に掲げる事項に関して必要な事項

(組織)

第3条 会議は、座長及び委員をもって構成する。

2 座長は、町長とする。ただし、総合計画の策定に関しては、副町長とする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 住民代表
- (2) 各種団体から推薦を受けた者
- (3) 町議会の議員
- (4) 「産学金労言」等の分野について優れた見識を有する者
- (5) その他座長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて座長が招集する。

2 会議の進行は、座長が行う。

3 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、企画まちづくり課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。

4. 日高町地方創生有識者会議委員名簿

(敬称略)

職 名	所 属	氏 名	分 野
委 員	日高町農業委員会 会長	野 田 秀 樹	産 (産業界)
	比井崎漁業協同組合 代表理事組合長	濱 正 彦	産 (産業界)
	日高町商工会 会長	山 田 理 司	産 (産業界)
	日高町立志賀保育所 所長	岩 橋 か を る	学 (教育関係)
	日高町立小・中学校長会 会長	芝 崎 敏 彰	学 (教育関係)
	和歌山県農業協同組合 日高支店 支店長	堂 岡 達 司	金 (金融機関)
	御坊公共職業安定所 所長	上 田 昌 史	労 (労働関係)
	株式会社 ZTV 日高川支局 支局長	谷 口 真 介	言 (メディア)
	日高町区長連絡協議会 会長	神 田 秀 昭	住 (住民代表)
	日高町議会 代表 (総務福祉常任委員会 委員長)	杉 浦 研 太	議 (議会代表)
日高町社会福祉協議会 会長	工 徳 信 治	団 (各種団体)	
座 長	日高町長	松 本 秀 司	官 (行政機関)
	日高町副町長 ※総合計画策定時のみ	田 中 達 也	官 (行政機関)

5. 日高町総合計画策定委員会設置に関する要綱

要綱 第21号
令和2年5月26日

(設置)

第1条 本町の第6次長期総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、必要な事務を総合的かつ円滑に推進するため、日高町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次の各号に掲げるものの他、総合計画等の策定に必要な企画、調査、調整、研究及び資料の収集を行うものとする。

- (1) 総合計画策定方針の確定
- (2) 基本構想案の策定
- (3) 基本計画案の策定
- (4) その他、総合計画策定に関し必要となる方針の確定

(組織)

第3条 委員会は、副町長、教育長、課長職以上にある者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長には副町長をもって充て、副委員長は企画まちづくり課長をもって充てる。
- 4 委員長は会議の議長となり会務を総理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは委員長の職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長が必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見等を聞くことができる。

(作業部会)

第5条 総合計画の策定にあたり、作業を円滑に進める上において、また職員参加による計画づくりを行うことから、委員会に必要に応じ作業部会を設置する。

- 2 作業部会の構成員は、各委員が選任した職員をもって充てる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画まちづくり課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮り、その都度定める。

附 則

この要綱は令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行し、総合計画（後期基本計画）策定が完了した日にその効力を失う。

6. 日高町総合計画策定委員会名簿

委員	氏名
副町長	田中達也
教育長	森 順
総務課長	塩路晴彦
企画まちづくり課長	山澤研一
税務課長	小川都季子
住民生活課長	崎山孝也
いきいき長寿課長	楠山周子
子育て福祉健康課長	田口雅浩
産業建設課長	岸井広木
上下水道課長	貴志芳博
会計管理者	田中佳子
議会事務局長	鈴木利治
教育課長	中筋天瑞

7. 策定の経緯

年月日	内 容
令和7年6月	日高町のまちづくりに関するアンケート調査の実施
令和7年7月31日	令和7年度 第1回 日高町総合計画策定委員会 (1)「第6次日高町長期総合計画後期基本計画」及び「第3期日高町総合戦略」の策定について (2)人口ビジョンについて
令和7年8月29日	令和7年度 第1回 日高町地方創生有識者会議 (1)計画策定に当たって (2)町の概況について (3)現行総合計画の進捗状況について (4)住民アンケート調査結果について
令和7年11月5日	令和7年度 第2回 日高町総合計画策定委員会 (1)日高町長期総合計画後期基本計画の審議（序論） (2)日高町長期総合計画後期基本計画の審議（後期基本計画）
令和7年11月27日	令和7年度 第2回 日高町地方創生有識者会議 (1)第6次日高町長期総合計画後期基本計画・第3期日高町総合戦略（素案）の審議
令和7年12月19日～ 令和8年1月9日	パブリックコメントの実施
令和8年3月10日～ 令和8年3月17日	令和7年度 第3回 日高町地方創生有識者会議【書面】 (1)第6次日高町長期総合計画後期基本計画・第3期日高町総合戦略（案）の最終確認 (2)答申（案）の確認 (3)人口ビジョン（案）の確認
令和8年3月23日	第6次日高町長期総合計画後期基本計画・第3期日高町総合戦略（案） 答申

第6次日高町長期総合計画後期基本計画 第3期日高町総合戦略

令和8年3月

編集・発行 日高町役場 企画まちづくり課
〒649-1213 和歌山県日高郡日高町高家626番地
TEL：0738-63-3806 FAX：0738-63-3854

